

官報

号 外
国会会議録

令和七年六月十一日

○第二百十七回 参議院会議録第二十六号

令和七年六月十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十七号

令和七年六月十一日

午前十時開議

第一 令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

第二 令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三 令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

第四 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 日本学術会議法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号

○議長 関口昌一君 これより会議を開きます。

日程第一 令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

日程第二 令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三 令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上三件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。決算委員長片山さつき君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔片山さつき君登壇、拍手〕

○片山さつき君 ただいま議題となりました令和五年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

令和五年度決算外二件は、昨年十二月二十日の本会議において、財務大臣から概要の報告を聴取いたしておりましたので、その内容につきまして、これを省略させていただきます。

委員会におきましては、国会が議決した予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうかを精査するとともに、政府施策の全般について国民的視野から実績評価を行い、その結果を将来

の予算編成及びその執行に反映させるとの観点に立つて審査を行ってまいりました。

まず、内閣総理大臣を始め全閣僚出席の下での全般質疑を行った後、全六回に及ぶ省庁別の審査など、合計九回の審査を行い、補正予算の執行状況に係る公表の在り方、米国による関税措置への対応策、米の安定供給に向けた取組状況、効果が発現していないODA事業を改善する必要性など、行財政全般について熱心な論議が交わされましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

六月九日、質疑を終局し、委員長より、令和五年度決算について本会議で議決すべき議決案を提出いたしました。

以下、その内容を申し上げます。

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 フイリピンに対する政府開発援助(ODA)である首都圏鉄道三号線改修事業において、独立行政法人国際協力機構(JICA)の職員が、調達手続に関する秘密情報を入札前の段階で複数回にわたって国内の特定企業に漏えいしていたことは、遺憾である。

政府は、日本のODA全体への不信を招きかねない事態が生じたことを重く受け止め、JICAが設置した検証委員会を通じて、情報漏えいの動機になり得るJICAと漏えい先企業との関係性や組織的な関与の有無を含む徹底した調査を行うとともに、JICAの組織改革及び外務省による厳格な指導監督により、再発防止に万全を期すべきである。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したIT導入支援事業において、補助金を受給した中小企業者等が悪質なIT導入支援事

業者等からの働きかけを契機に資金の還流を受けるなどの不正を行っていたこと、経済産業省及び中小企業庁が適切な指導を行っていなかったことにより、会計検査院に指摘されるまで機構等による立入調査が一度も実施されず、不正の拡大を招く事態となったことは、遺憾である。

政府は、不正を防止するための制度や審査の不備のみならず、不適切な事後対応により大規模な不正を許す事態となったことを重く受け止め、全容解明のための調査及び不正受給を行った事業者に対する補助金の返還請求を厳正に行うとともに、機構等に対して審査の厳格化及び立入調査の強化を確実に履行させるよう指導を徹底し、再発防止に万全を期すべきである。

3 令和七年一月、埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が起き、トラック一台が巻き込まれ運転手が亡くなるとともに、約百二十万人に下水道の使用自粛が求められるなど甚大な影響が生じたことは、極めて遺憾である。

政府は、インフラメンテナンスの強化に取り組んできた中、今般の重大事故が発生したことを重く受け止め、下水道事業を担う地方公共団体に対し、職員の負担軽減に資するDX技術の導入に向けた技術的・財政的支援を行うとともに、強靱で持続可能な下水道の構築のため、産官学連携による人材確保の強化に取り組み、再発防止に万全を期すべきである。

4 海上自衛隊が保有する潜水艦の修理契約において、契約先の川崎重工業株式会社が遅くとも昭和六十年頃から出入業者との間で架空取引を行っていたこと、当該架空取引によって作出した裏金を原資に同社から潜水艦乗組

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書外二件

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号

員に対し飲食代金の負担や私的物品の提供といった便宜供与が行われていたことは、遺憾である。

政府は、防衛費増額に伴い国民に新たな負担を求めようとしている中、自衛隊員が自らの懐を肥やす不正を行っていたことを重く受け止め、速やかに本事業の全貌を明らかにした上で、同社がその一部を架空取引の原資としていた超過利益を返納させるとともに、関係者に対して厳正な処分を行い、法令遵守の徹底など再発防止に万全を期すべきである。以上が議決案の内容であります。

また、議決案と併せて、委員長より十項目から成る内閣に対する措置要求決議案を提出いたしました。

討論を終局し、採決の結果、令和五年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって委員長提出案のとおり警告すべきものと議決されました。また、措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定いたしました。

なお、同日、国会法第百五条の規定に基づき、会計検査院に対し、検査要請を行うことを決定いたしました。

検査項目は、就職水河期世代支援施策の実施状況等についてであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 三件に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。羽田次郎君。

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書外二件

〔羽田次郎君登壇、拍手〕

○羽田次郎君 立憲民主・社民・無所属の羽田次郎です。

私は、会派を代表して、令和五年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書の是認に反対、国有財産無償貸付状況総計算書の是認及び内閣に対する警告案に賛成の立場から討論を行います。その前に、一言申し上げます。

石破総理は本院予算委員会で、我が国の財政状況はギリシヤよりもよろしくないとの発言をされました。減税論議にくぎを刺す意図があったのかもしれません。財政健全化が重要とお考えならば、最初にやるべきことがあります。決算審査への真摯な対応です。

国の予算の執行実績である決算を審査する意義は、審査結果を後の予算編成や政策遂行に反映させることにあります。

にもかかわらず、今国会の決算審査では、これまで決算委員会でも繰り返し決議を行っている案件や、会計検査院が再三指摘している案件が幾つも取り上げられました。さらに、我が会派の青木愛理事が行政事業レビューシートに記載されている執行率に基づいて質問したにもかかわらず、環境省は既に使用されていない計算方法を用いて執行率を答弁し、後日、副大臣が委員会冒頭で陳謝するという異例の事態も発生いたしました。

財政健全化のため、まずやるべきなのは、決算審査に真摯に向き合い、予算の無駄遣いや不適正な会計経理を即刻正すことです。以上を述べた上で、令和五年度決算等の是認に反対する理由を申し上げます。

第一の理由は、財政運営の平時化に向けた取組が不十分な点です。

令和五年度一般会計歳出決算では、翌年度への繰越額は十一・一兆円、不用額は六・九兆円にも上りました。いまだコロナ禍前の水準には戻って

おらず、正常な予算執行とは言えません。

政府はコロナ禍以降、経済対策の財源として毎年度巨額の補正予算を編成していますが、会計検査院によると、令和四年度一般会計補正予算の中で全額が補正予算によって追加された予算科目十・九兆円のうち、その半分以上の五・九兆円が翌年度に繰り越されて年度内に支出されていなかった実態が明らかになりました。

財政法において、補正予算は特に緊要となった経費の支出を行う場合などに限り作成することができるとされているにもかかわらず、多額の繰越しが生じている実態は、規模ありきで補正予算を編成してきた証左にほかなりません。

国の決算書では、補正予算や予備費による追加額を特定し、執行状況を把握することが原則としてできず、政府はこれまで、財源別に執行状況を管理することについて、各省庁の執行管理が複雑することにより追加的な事務負担が生じるなど実務上の課題があるとの答弁をしてきました。しかし、実際には、多くの事業で補正予算の執行状況を区分管理していた実態を会計検査院が明らかにしました。なぜ実態と異なる答弁を繰り返してきたのでしょうか。財政の健全化を訴える前に政府は国の財政状況を国民に丁寧に説明する必要がある、そう指摘せざるを得ません。

加えて、政府は令和五年度を新たな防衛力整備計画の一年目と位置付け、防衛関係費を増大させた結果、前年度の二倍を超える決算額となりました。その財源について、五年度は国有財産である大手町ブレイスの政府保有分売却などで捻出しましたが、今後は防衛増税により国民に新たな負担を求めようとしています。そのような中、海上自衛隊の潜水艦修理契約をめぐる、契約先企業から乗組員に対する不正な便宜供与が行われていたことは誠に遺憾です。不正の全容解明とともに、国民理解が得られない状況下での防衛増税の撤回を

求めます。

第二の理由は、冒頭で触れたとおり、会計検査院から同様の指摘を再三にわたって受けているにもかかわらず、実効性のある再発防止策が講じられていない点です。

令和五年度決算検査報告において、会計検査院が不適切な支出などと指摘した事項は三百四十五件、金額にして六百四十八億円に上りました。

政府開発援助では、カンボジアの通信基幹ネットワーク整備事業において、固定電話サービスの利用率が目標値六一％に対して令和四年時点で〇・一六％と大きく下回っていた事態や、ガーナの保健センター建設計画では、スタッフ宿舍等は完成したものの、肝腎の保健センターが未完成であった事態など、合わせて五事業、四十一億円で効果が十分に現れていなかったことが指摘されました。

このほか、環境省所管の循環型社会形成推進交付金が過大に交付されていた事態や、第一の理由で申し上げた補正予算の多額の繰越し実態も、これまで再三にわたって会計検査院から指摘を受けているものです。その都度、政府は再発防止策を講じたとしていますが、これまで何事もなかったかのように翌年度以降も指摘を受け続けていることは看過できません。政府には、会計検査院からの指摘を真摯に受け止めるとともに、形だけの再発防止策ではなく、実効性のある再発防止策を徹底することを強く求めます。

第三の理由は、公共インフラの老朽化が進行する中、維持管理を担う地方自治体に寄り添った支援が不十分な点です。

平成二十四年の笹子トンネル天井板落下事故を契機として、政府はインフラメンテナンスの強化に取り組んできました。

そうした中、今年一月、埼玉県八潮市において、下水道管の老朽化に起因すると見られる道路

陥没事故が起こり、トラック一台が巻き込まれ、ドライバーがお亡くなりになるとともに、約百二十万人に下水道の使用自粛が求められるなど、自然災害でいえば激甚災害に相当するような重大事故が発生しました。

お亡くなりになられたドライバーにお悔やみを申し上げ、いまだ様々な御不便を強いられ、不安を抱えていらっしゃる住民皆様にお見舞いを申し上げます。そして、ドライバーの救出、陥没箇所と管路の修復、復旧、市民の衛生と水環境への影響を最小限とすべく現場作業に奔走されてきた関係者皆様には、心より敬意と感謝を申し上げます。

この事故を踏まえ、政府は、国土強靱化実施中期計画に老朽化対策を位置付けるなど、強靱で持続可能な上下水道の構築に向け取り組むとしていますが、事故が起きてから腰を上げる政府の対応は遅きに失したと断ぜざるを得ません。

我が国の社会資本ストックは高度経済成長に集中的に整備され、今後二十年間で建設後五十年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込みであり、一斉に老朽化するインフラの戦略的な維持管理、更新が求められています。

一方で、公共インフラの大部分で維持管理の担い手となる地方自治体においては、全国の下水道事業における職員数が令和五年度で約二万六千六百人と十五年前から二〇％も減少しており、業務従事者不足が懸念されています。そのような中、政府は、DX技術による業務効率化のカタログを公表する一方、技術を導入するか否かは自主財源に限りのある各自治体の判断に委ねています。

下水道の維持管理を自治体任せにしていた結果、今般の事故が起きたと考えられます。それでもまだ自治体任せを続けるのでしょうか。そのような姿勢で本当に安心で安全な国民生活を守れるとは到底考えられません。

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号

物価高で多くの国民にとって苦しい生活が続いている今だからこそ、より一層、国民の皆様から政府の予算、決算に厳しい目が向けられています。予算は適切に使われたのか、無駄な使われ方はなかったのか。決算重視の参議院において、立憲民主・社民・無所属は、これからも行政に対し厳しく意見し、改善を求めていくことを結びに申し上げます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長 関口昌一君 山口和之君。

（山口和之君登壇、拍手）

○山口和之君 日本維新の会の山口和之です。

会派を代表して、令和五年度決算、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書の是認に反対、そして、内閣に対する警告決議案には賛成の立場で討論をいたします。

今、日本の政府債務残高はGDP比で約二五〇％超という異常事態に達しており、国と地方を合わせた借金は千二百兆円もの規模に膨らんでいます。これらの国債発行は、日銀による発行残高の約半分、計五百八十八・五兆円にも及ぶ買入れに支えられてきましたが、この構造も日銀によるテーパリングによって先行きが不透明になっています。

財務省が先月実施した二十年物国債入札は極めて不調であり、また三十年債や四十年債等の超長期債の利回りも過去最高を更新するなど、財政懸念を背景とした投資家による債券の買い控えが国債の消化不良につながっています。金利が更に上昇すれば、国にとっては利払い費の増加により財政の自由度が低下し、日銀にとっては資産価値の低下を通じて財務リスクを着目され、通貨信認の低下につながり、また我が国経済そのものも景気後退に陥る、まさに八方塞がりの状況に陥る可能性を指摘する声もあります。

令和七年度予算によると、一般会計歳出総額約

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書外二件

百十五兆円のうち、国債費は約二十八兆円に上ります。社会保障関係費の膨張により赤字国債に依存する我が国の財政を考慮すれば、無駄を徹底的に排除し、可能な限り国債の発行量を圧縮することは、我が国財政の信認を確保し、財政を持続可能とするための喫緊の課題です。

まず、このことを申し上げ、以下に具体的な問題点を指摘します。

第一に、増え続ける社会保障関係費に対して抜本的な対策がなされていない点です。

社会保障関係費は国における最大の費目で、令和七年度予算では、一般歳出約六十八兆円のうち社会保障関係費が約三十八兆円を占め、割合は五六％に達しています。医療費全体では毎年一兆円単位で増え続けており、国の財政と国民の懐を急激に圧迫する有様は、膨張がとどまることを知らなかった昭和十六年の軍事費にオーバーラップします。政府は改革工程等に基づき医療費抑制の姿勢を見せていたものの、この間の医療費の伸びを見れば、更に抜本的な改革を速やかに進める必要があったと言わざるを得ません。

そこで、我が党は、社会保険料を下げる改革と銘打ち、与党に対して、過剰な病床数の適正化、OTC類似薬の保険適用除外、応能負担の徹底、医療DXの加速化等の提案を続けてきたところですが、与党とは過剰な病床数の適正化で合意し、石破総理にもOTC類似薬の保険適用除外に前向きな姿勢を見せていただいているものの、変化の激しい世界の中で増え続ける医療費を抑制するためには、矢継ぎ早に打ち手を重ねなければなりません。四兆円の医療費削減は必ず速やかに成し遂げなければならぬのです。

第二に、コロナ禍に端を発する予備費の過大計上と不透明な運用が続いている点です。

令和五年度の当初予算において、一般予備費五千億円に加え、物価高騰・賃上げ対策予備費四兆

円、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費一兆円が計上され、予備費総額は五・五兆円に上りました。補正後に一部減額されたとはいえ、三兆円の巨額を擁しており、通常数千億円規模にとどまるべき予備費としては異例の規模と言わざるを得ません。

とりわけ問題なのは、このような巨額の予備費が、新型コロナウイルス感染症が五類に移行し、国全体が平時に戻りつつあった段階においても継続的に計上されているという点です。

本来、予備費とは、憲法第八十七条及び財政法第二十四条に基づき、予見し難い予算の不足に備える例外的措置であり、必要最小限にとどめるべきなのですが、近年、政府はその趣旨を逸脱して常態的かつ巨額の予備費を計上し、数兆円もの支出が事後承認の枠内で可能となっています。これは、憲法第八十六条に定める予算の事前議決の原則を形骸化させ、国会の予算審議を軽視しているものと批判を免れません。今こそ予備費の目的を見直し、抜本的制度改革を検討しなければなりません。

第三に、巨額の不用額が発生している点です。令和五年度決算では歳出予算のうち約六・九兆円もの不用額が発生しており、うち約一・五兆円、二割程度が予備費の使い残しとなっています。中でも着目すべきは、令和五年度予算でも、前年度に引き続き、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費として一兆円が計上され、前年度同様に一円も使用されず、全額が不用額となっている点です。

予備費は、国民の命と暮らしを守る観点から、予測困難な事態に対して万全の備えを行うために計上するもので、予測し難い性質がある点は理解いたします。しかし、二年連続で巨額の予備費を計上しながら一切執行されなかったという事実は、予算の見積り精度や執行の計画性に疑念を抱かざるを得ません。

令和七年六月十一日 参議院會議録第二十六号

第四に、政策の管理体制に不十分な事例がある点です。

我が国の危機的な財政状況から、徹底した行財政改革を行う必要があることは当然です。しかし、このようなときに、非常に憂慮すべき事例が会計検査院の検査によって明らかになりました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、感染拡大の影響を受けている事業者の支援等に用いる事業者支援交付金による事業では、支援金等が事業者の過誤又は不正により受給されている事態が判明すれば、各都道府県は支援金等の返還命令を発出するなど対応を行う必要があります。しかし、令和五年度調査において、内閣府と総務省は、国庫返還を要する交付金の額や件数、返還が生じた理由等を把握していませんでした。

支援金が不正に受給されているのであれば、各省各庁は当然、責任を持って国庫返還を求めるべきであり、その額を把握していないのは、都道府県との連携を含めた政策の管理体制に問題があると言わざるを得ません。再発防止のため、執行体制の徹底的な見直しを求めます。

ここまでの指摘してきましたが、膨張する社会保障関係費に対する対応不足、予備費の濫用による財政民主主義の空洞化、巨額の不用額に現れた予算編成のずさんさ、管理体制の不備、巨額のコロナ対策の物価高対策への衣替えと、本決算には看過し難い問題が山積しています。いずれも政府の財政運営に対する国民の信頼を損ねる重大な事態であり、是認することはできません。

少子高齢化が進展しつつ、戦後最も厳しい安全保障環境にある我が国において、未来にわたって財政を守り続けるためには、無駄遣いを徹底的に排除しなければなりません。政府・与党には、これらの課題を真摯に省みること、今後の予算編成と行政運営に活用することを強く求め、反対討

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書外二件

論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長 関口昌一君 竹詰仁君。

〔竹詰仁君登壇、拍手〕

○竹詰仁君 国民民主党・新緑風会の竹詰仁でございます。

会派を代表して、ただいま議題となりました令和五年度決算案外二件に反対、内閣への警告決議に賛成の立場で討論をいたします。

まず、我が会派は、令和五年度政府予算案に対し、長期にわたり停滞する経済、止まらない少子化傾向という深刻な問題に直面しているにもかかわらず、給料が上がる経済に資する予算、人づくりに資する子ども・子育て政策関連の予算編成がなされていないことなどを指摘し、反対いたします。

実際、令和五年度には何が生じたのか、また決算から見ても何の問題だったのかを指摘し、反対の討論をいたします。

初めに、自民党のいわゆる裏金問題が大きく報道され、大問題となっていたのが令和五年十一月です。その後、国会においても数え切れない議論が行われましたが、今でも裏金問題の全容が明らかになっておりません。

今国会では衆参両院において政治倫理審査会での審査が行われましたが、審査を受けた自民党議員からの弁明は人により食い違っており、理解、納得ができるものではありませんでした。国民から政治不信を招いた与党・自民党の責任は極めて重いことを指摘しておきます。

次に、賃金について、令和五年度の実質賃金は前年度比マイナス二・二％と、二〇一四年度のマイナス二・九％以来、九年ぶりにマイナス二％を超える実質賃金の低下幅となりました。また、翌令和六年度の実質賃金もマイナス〇・五％となり、実質賃金の低下を招いた令和五年度決算には

到底賛成することはできません。

こども家庭庁が発足したのが令和五年四月一日です。岸田総理は、令和五年度予算において、異次元の少子化対策という表現を用いて、従来の少子化対策とは異なる規模や内容の施策を進めるとしました。しかし、出生数、合計特殊出生率とも低下を続け、いまだに少子化の歯止めができておらず、異次元の少子化対策は成果が表れておりません。

インボイス制度は令和五年十月一日に始まりました。国民民主党のみならず野党会派は反対し、中小規模事業者や個人事業主、フリーランス事業者からも多くの反対があったにもかかわらず、インボイス制度を導入いたしました。インボイス制度は負担が大きく、今でもその廃止を求められており、制度の廃止を求めます。

コロナにおける燃料油価格激変緩和対策事業として、ガソリン、軽油、灯油、重油価格の補助が始まったのは令和四年一月でした。令和五年度においてもこの補助金は継続されました。国民民主党は、補助金よりも減税の方が無駄が少なく、賃上げの後押しにつながるため、トリガー条項凍結解除を申し入れましたが、政府は受け入れませんでした。

令和五年度補正予算案に国民民主党は賛成いたしました。これは、岸田総理がトリガー条項凍結解除の検討を行うことを明言したからです。党内では補正予算案に賛成についてけんけんがくぐくの議論がありましたが、トリガーに期待して賛成しました。しかし、その期待は裏切られました。

そうした決算を承認できるはずがありません。先月から燃料油価格定額引下げ措置が開始されましたが、国民民主党はガソリン暫定税率の廃止を強く求めるものであります。

した。この際、国民民主党は、電気代の負担軽減は、負担が増え続けてきた再エネ賦課金の一時的徴収停止を求め、議員立法も提出いたしました。今年度の再エネ賦課金の単価はキロワットアワーにつき三・九八円です。標準的な電気の使用家庭で、再エネ賦課金だけで年間二万円の負担です。今の仕組みではますます再エネ賦課金は上昇します。電気代補助ではなく、再エネ賦課金を一旦徴収停止し、制度の見直しを強く求めます。

新型コロナウイルス感染症は令和五年五月八日に二類から五類感染症へ移行しました。これにより季節性インフルエンザと同じ扱いとなりました。新型コロナウイルス発症のときの初期対応やその後の感染対応、保健所・医療体制、国及び自治体による支援、そして財政的な措置及びその使用など網羅的に総括してこそ、新たなウイルス、感染症対策が講じられます。その総括ができておりません。政府には、網羅的かつ明瞭な総括をし、国民にもしっかりと伝えることを求めます。

政府は、令和四年十二月に策定した防衛力整備計画において、令和五年から九年度の五年間における防衛力整備の水準額を四十三兆円程度といたしました。財源確保については、五年間の歳出追加需要十四・六兆円に対し、一、歳出改革により三兆円強、二、決算剰余金の活用により三・五兆円程度、三、防衛財源確保法に基づく防衛力強化資金により四・六から五兆円強、四、残りを防衛特別法人税やたばこ税の見直しにより確保するとしております。

しかし、防衛財源に充当する決算剰余金は、令和四年度の一・三兆円に対し、令和五年度は〇・四兆円と大幅に減少し、果たして防衛力整備の財源確保は妥当であるのか疑問が生じるとともに、防衛力整備計画自体にも影響が生じかねないことを指摘しておきます。

人づくりこそ国づくり、その指標の一つが科学技術予算です。科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国の成長の重要な要素です。一例として、我が国の大学の研究開発費については、二〇〇〇年と比べると増えるところか若干減少しています。一方、OECD購買力平均換算で、米国は二〇〇〇年と直近と比較して約二倍、中国では約十二倍です。こうした差が我が国の経済が低迷してきた一因でもあります。科学技術への予算増とともに、研究者の増加は喫緊かつ重要な課題として政府に対応を求めます。

官民ファンドは非常に問題です。令和五年度末時点で官民ファンドは十四ファンドあり、政府出資は二兆一千百三十七億円に上るのに対し、純粋な民間出資は六百六十億円です。九七％が政府出資、僅か三％が民間出資です。しかも、政府出資比率が高いファンドの累積赤字が巨額であり、今後の損失解消の見通しも不明で、損失に対する責任も不明確です。こうした決算は、国民の納得が得られるものではありません。

本年一月、埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因すると考えられる陥没が起き、トラック一台が巻き込まれるとともに、約百二十万人に下水道の使用自粛が求められるなど、大きな影響が生じました。この箇所は、埼玉県が令和三年に独自に行っていた検査では、直ちに工事は必要ないと判断されていました。一方で、令和四年度には、全国で下水道管の老朽化等に起因する道路陥没事故は二千六百七件発生していたにもかかわらず、令和五年度以降においても適切な対応は行われなかったと言わざるを得ません。

地方公共団体における下水道施設の老朽化対策や維持更新の計画的な実施について、政府主導での対策を切に求めます。

就職氷河期世代への支援については、政府の施策が十分な効果を發揮できていないことを指摘せ

ざるを得ません。政府の対策が雇用対策に偏り過ぎていた上に、当事者のニーズを的確に捉えていないのではないのでしょうか。

我が党から、本決算審査に当たり、会計検査院に対し、就職氷河期世代支援について検査要請を行いました。検査が実施されることを評価するとともに、より有効な施策につなげていくことを求めます。

最後に、会計検査院の令和五年度決算検査報告では、指摘事項が三百三十八件、指摘金額は六百四十八億円超ありました。前年から五件増え、指摘金額も約六十八億円増えました。指摘件数多数、指摘金額は巨額であり、こうした決算は納税者からの理解、納得を得られるものではありません。

以上、令和五年度決算に対する反対の理由を述べましたが、決算の参議院、出口の参議院と言われるように、我々は、決算を厳正にチェックし、次なる予算、政策にしっかりとつなげていく重要な役割があります。政府・与党にはいまだ一度、何が問題かということを実際に、謙虚にしっかりと受け止めていただきたいと思っています。

国民民主党は、給料を上げる経済の実現、自分の国は自分で守る、人づくりこそ国づくり、正直な政治を貫く、四本柱の政策をつくり、訴え、そして、国民の手取りを増やすことを実現するため全力を尽くすことをお約束し、令和五年度決算の反対討論といたします。

御清聴ありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

議長（関口昌一君） 紙智子君。

〔紙智子君登壇、拍手〕

○紙智子君 日本共産党を代表して、二〇二三年度決算、二〇二三年度国有財産増減及び現在額総計算書の是認に反対、二〇二三年度国有財産無償貸付状況総計算書の是認に賛成、内閣に対する警告決議に賛成の立場から討論を行います。

二〇二三年度予算は、安保三文書に基づいて敵基地攻撃能力を保有し、五年間で四十三兆円にも上る大軍拡計画をスタートをさせた予算です。戦争国家づくり元年予算というべきものです。

この軍拡のあり方も受けて、国民の暮らしを守る予算は圧縮されました。急激に進行了た物価高騰に無為無策であるばかりか、消費税増税に背を向けた上に、インボイス導入まで強行しました。農林水産分野でいえば、予算は削減され、深刻な危機に直面した酪農に対し、まともな救済策は講じられませんでした。

一方で、期待した効果は上がらなかったと認めながら、研究開発減税など大企業優遇税制を続け、一億円の壁の是正など、目玉政策は看板倒れとなりました。GXの名で原発回帰、特定の半導体企業支援などを含め、大企業、富裕層優先の政治が温存されたのです。

以上の点から、この予算執行の結果である二〇二三年度決算を是認することは到底できません。決算審議は、過去の経験、教訓を今後の政治に生かすために行われるものと思います。その点で、私の二十四年間の議員生活において経験した痛切な思いを語ることも無駄ではないと考えます。

私が初めて参議院に議席を得たのは、二〇〇一年の七月でした。この年、我が国で初めて牛海綿状脳症、BSEにかかった牛が発見されました。農林水産委員会に所属した私は、まず、太田豊秋農林水産委員長に連絡を取り、閉会中審査を求めました。委員長は、新人議員の私の声を受け止めて、実現に動いてくれました。国会というところは、新人の議員の言うことであっても、国民にとつて切実なことはこういう形で受け止めて動いていくのかと、改めてその役割の重みを実感いたしました。

私にとって最後となる今国会でも、大事な経験

をしました。二〇二五年度予算に盛り込まれていた高額療養費の負担額の引上げをやめる予算修正を参議院が議決したのです。衆議院から送られてきた予算を参議院が修正し、衆議院も同意して成立すること自体、憲政史上初めてのことで、それを可能にしたのは、患者さんなど関係者の切実な声を参議院が真摯に受け止めた結果だと思います。国民の声で政治を動かす、国会がそうした役割を果たすことを心から願うものです。

もう一つ強く記憶に残っているのは、二〇一一年三月十一日の東日本大震災、東京電力福島第一原発の事故です。

新しくなったばかりの議員会館がぎしぎしと音を立てて揺れ、テレビで大きな津波が太平洋岸に押し寄せ、のみ込んでいく状況に目を奪われました。

翌朝早く、車で福島県のいわき市に向かいました。小名浜海岸の商店街はシャッターがめくれ上がり、惨たんたる状況でした。そこから内陸部に移動する途中、ラジオで福島第一原発が水素爆発を起こしたというニュースを耳にして、恐怖を感じました。

この深刻な被害と事故を目の当たりにして、多くの方の考え方が大きく変わった瞬間だったので、はないかと思えます。とりわけ、原発事故は安全神話が崩れ去った瞬間でした。これからは、自分の目で見て、自分の頭で考えて判断し、行動しよう、官邸前に原発再稼働反対の運動が始まり、何万人という規模に広がりました。

私は、政治は何をすべきなのか、日々考えながら行動しました。政治を動かすのは国民だということも実感いたしました。この流れが底流となつて、安保法制反対、戦争する国づくりは許さない行動に発展したのではないのでしょうか。

冒頭、二〇二三年度予算は戦争国家づくり元年予算と指摘しました。

令和七年六月十一日 参議院會議録第二十六号

安倍内閣は、歴代政権が憲法上許されないと
言ってきた集团的自衛権の行使を容認し、安保法
制が施行されました。まさに、アメリカの戦争に
自衛隊が自動的に参戦する仕組みです。

このとき思い出したのは、父から聞いた戦争体
験です。父は二十歳のときに召集令状を受け取
り、五年間戦地に赴きました。航空隊の整備士と
して任務に就いて、いよいよ戦況が激しくなっ
てきたとき、日本から特攻隊の若い兵士が次々と
やってきたと言います。みんな二十歳前後、そし
て前の日の夜に水杯を交わし、翌朝にはどの青年
もにつこり笑って敬礼をして飛び立っていく姿を
見送った。けれど、誰一人帰ることはなかった。
父は、痛ましいことをした、あの若者たちが死な
ずにいたら、その後の日本にどれだけ役に立っ
ていたか知らない、もう二度とあんな戦争をやっ
てはいけないと思うと繰り返し話していました。

父は亡くなりましたが、こうしたい思いが、憲法
九条を守れ、安保法制反対の運動につながった
んです。四十三兆円もの戦争準備の計画はやめ、平
和を準備する外交こそが必要です。憲法九条を生
かした平和の外交を強く求めるものです。

私は、国会に来てから、希望して農林水産委員
会に所属してきました。この二十四年間、規制緩
和と自由化から日本の食と農を守る闘いの連続で
した。

今、米不足、米価高騰が国民生活を揺るがして
いる令和の米騒動は、その背景に規制緩和があり
ます。

二〇〇四年の改正食糧法によって、米の流通が
自由化されました。新たに商社や大手小売業が流
通業者に参入し、生産者から米を買いたく状況
が生まれました。そのため、店頭から米が消えて
も、政府は有効な対策が打てませんでした。しか
も、改正食糧法は、「米穀の再生産を確保する」と
の規定を削除し、生産者の経営を安定させる対策

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五
年度政府関係機関決算書外二件

もなくしたんです。市場任せから国が責任を持っ
て安定供給を進める農政への大転換が必要ですよ。
自由化も農政の大きな焦点でした。

一九八四年、日米諮問委員会は、アメリカから
農産物を買うように圧力を掛け、日本の食料安全
保障政策は、構造調整を妨げ、真の食料安全保障
をも阻害していると報告書を出しました。政府は
国際化を掲げ、牛肉・オレンジの自由化を受け入
れ、WTO協定を批准し、自由化に突き進みまし
た。

二〇一〇年代半ばに入ると、安倍政権はTPP
やメガFTA協定を締結し、歯止めのない自由化
路線を進めました。今も政府の財政審議会は自給
率の向上には疑問だと言いつつ、国際分業、国際貿易
のメリットを無視していると農政への圧力を掛け
ています。

この規制緩和と自由化で日本の農業はどうなっ
たでしょうか。基幹的農業従事者は二〇〇〇年の
二百四十万人から今や約百一十万人に半減し、耕
地面積は五十六万ヘクタールも減少し、生産基盤
の弱体化が進んでいます。農業で生活できない、
後継者がいない、コミュニティが維持できな
い、これは各地で共通した思いです。農業、農村
を軽んじる国に未来はありません。

私は、生産者に自己責任を迫る新自由主義的農
政から脱却をして、人と環境に優しい農政に転換
すべきだと思います。

私は今期で参議院議員を引退します。

志高清遠という言葉があります。志を高く、清
い心で遠大な理想を持って生きよという意味で
す。これは、北海道のえりも町で漁業を営む漁師
から教わりました。希望を語り、地域の営みが輝
く未来をつくるために、皆さんとともにこれから
も歩み続けていきたいと思っています。

決意を述べて、最後の討論といたします。
ありがとうございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて討論は終局いたし
ました。

○議長(関口昌一君) 日程第一の令和五年度決算
の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内
閣に対し警告することから成っております。

これより採決をいたします。
まず、本件決算を委員長報告のとおり是認する
ことについて採決をいたします。

本件決算を委員長報告のとおり是認することの
賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数 二百三十四
賛成 百四十一
反対 九十三

よって、本件決算は委員長報告のとおり是認す
ることに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 次に、委員長報告のとおり
内閣に対し警告することについて採決をいたしま
す。

委員長報告のとおり内閣に対し警告することの
賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数 二百三十二
賛成 二百二十八
反対 四

よって、委員長報告のとおり内閣に対し警告す
ることに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 次に、日程第二の国有財産
増減及び現在額総計算書について採決をいたしま
す。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否
について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数 二百三十四
賛成 百四十
反対 九十四

よって、本件は委員長報告のとおり是認するこ
とに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 次に、日程第三の国有財産
無償貸付状況総計算書について採決をいたしま
す。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否
について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 二百一
反対 三十三

よって、本件は委員長報告のとおり是認することと決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 先ほど議決されました内閣に対する警告に関し、内閣総理大臣から発言を求められました。石破茂内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(石破茂君) ただいまの御決議に對しまして所信を申し述べます。

政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行ってところでありますが、今般、四項目にわたる御指摘を受けましたことは、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えております。

御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導をいたしてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 日程第四 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長堂故茂君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔堂故茂君登壇、拍手〕

○堂故茂君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、教員の一か月の時間外在校等時間について、令和十一年度までに平均三十分程度に削減することを目標とし、所要の措置を講ずること等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、教職員定数を改善する必要性、教員の勤務実態を正確に把握する調査の在り方、給特法を抜本的に見直す必要性等について、石破内閣総理大臣にも出席を求め、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の吉良委員より反対、立憲民主・社民・無所属の斎藤委員より賛成、各派に属しない議員の宮口委員より反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對しまして附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 本案に對し、討論の通告がございます。順次発言を許します。吉良よし子君。

〔吉良よし子君登壇、拍手〕

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

一九七一年、自民党政府がこの給特法を制定し、公立学校の教員に對し残業代支給を適用除外とした当時、日本共産党を含めた全ての野党がこれでは労働時間が無定量になってしまうと反対しました。事実、給特法が制定されて以降、政府はコスト意識がゼロになり、教員を増やさないまま業務だけは次々と増やし、労働時間が無定量となつてしまいました。

現在、小中学校の教員は平均で毎日十一時間半働き、休憩の時間どころか、トイレに行く時間もほとんどなく、土日の出勤、持ち帰り残業もやっています。SNSには毎日のように、もう限界、もう辞めたいと、教員の皆さんからの悲鳴が上がつています。

ところが、本法案では、給特法の残業代不支給には手を付けず、教職調整額を現行の四％から一〇％に引き上げるだけといひます。しかし、参考人質疑で本田由紀参考人が、二〇二二年度の教員勤務実態調査を基に調整額を計算したところ、一月当たりの時間外在校等時間の推計が約四十一時間の小学校の場合は二〇・五％、約五十八時間の中学校の場合は二九％の調整額となる計算だと指摘をされました。これに照らせば、調整額一〇％の引上げが今の教員の労働実態に全く見合わないものであることは明らかです。しかも、一年間で僅か一％ずつ六年掛けて引き上げるといふやり方も含め、これが適正な処遇改善などとは到底言え

ません。

さらに、この教職調整額の財源確保のためとして、他の義務教育特別手当などの手当の見直し、削減をすることは問題です。とりわけ、特別支援教育に携わる教員に對し給料の調整額を引き下げた上、今回新設される学級担任手当も支給しないとする対応は余りに理不尽です。これに反対する署名は、二か月足らずで二万二千筆を超えました。

文科大臣は特別支援教育の重要性が低下しているわけではないと言いますが、調整額の引下げという行為は、まさに特別支援教育の軽視そのものです。多種多様な障害に応じて様々な専門知識を身に付けるため自腹を切つて研修を受け、その子に合わせた教材を作成し、一人一人の子供たちに向き合っている特別支援教育に携わる教員の皆さんの業務の特殊性や重要性を理解しているとは思えない差別的な対応は、今すぐに撤回すべきです。

本法案では新たな職として主務教諭が新設されますが、本田参考人が、何の益もなく、むしろその弊害の方が大きいと述べられたように、教員の間に階層化と分断を生み、業務負担の増大も懸念されます。

文科省は、主務教諭について、授業時数を軽減したり制限したりすることは考えていないと答弁しましたが、授業負担の軽減もなく職責と業務を増やすことは許されません。

実際、主務教諭のモデルとなった主任教諭を導入している東京都の現場では、主任教諭になって仕事が増えたという声が上がっている上、主任教諭になっていないのにやるのは損という思いが出てきましたと、対等な立場で助け合い、支え合う教員の同僚性が壊されている実態が明らかになっています。

また、主務教諭になるためには選考を経なければなりません。選考による試験や論文、面接の準備についても新たな負担になってしまいます。東京の主任教諭の選考を受け続けている教員からは、今年は受かったって周囲にも何回も言われるストレスがあるとか、教員一覧の名簿に主任教諭が教諭に記載されたときの劣等感、もう嫌な思い出しかなとか、一緒に受験していた同僚は結局受からないまま退職しましたという声も届いています。頑張る教員を評価するどころか、階層化と分断で劣等感を生み、この教員不足の中、教員が教職を去る原因にもなってしまうような主務教諭の導入は到底容認できません。

さらに、本法案では、教育委員会に教員の業務量の管理と健康確保のための計画を立てさせ、時間外在校等時間の上限、目標の達成に向け、目に見える成果を教育委員会、学校に求めています。目に見える成果を求めることで、教育委員会の間や学校の間での見える部分だけの時短競争が激化し、これまで以上に見えない残業、時短ハラスメントや持ち帰り残業を増長させるおそれもあります。

しかし、文科省は、持ち帰り残業は原則やらないものだから、教育委員会にはその実態を把握することを求めないといえます。その上、これまで国が行ってきた勤務実態調査の継続も拒否し続けていますが、これでは国が教員の労働実態を把握することも、その時間を管理し、縮減することもできません。

何より、持ち帰り残業をしなければ終わらないほど業務が多過ぎることが問題です。広田照幸参考人は、授業以外の業務を仮に半減していったとしても、今の教員の労働時間は法定労働時間をあふれてしまう、だから結局のところ、長時間勤務の抜本的な解決のためには、教員の定数をしっかりと増やすことで教員一人一人の持ちこま数を削減

することしかない」と指摘をされました。

かつて文科省が教員一人一日四こまを基準に乗ずる数を設定し、基礎定数を算定していたことは文科省も認めた事実です。それなのに、文科大臣は、教員一人に一日五こまから六こまが押し付けられている今の現状を追認し、乗ずる数の見直し、基礎定数の改善について、必要に応じて検討するとしか言いません。その上、文科大臣は、時間外在校等時間について必ずしもゼロにはならないと繰り返し、総理も、教員の時間外勤務は労働時間には当たらないと答弁をいたしました。時間外在校等時間には自主的な残業が含まれるからなどといいますが、教員が勝手に残業しているわけではありません。最高裁で確定した判決でも、教員の時間外労働について、授業準備、教材研究は当然に包括的、黙示的な職務命令が及んでいると、教員の時間外の勤務は労働時間であると認められています。

現場の教員からは、大臣からこんなにも労働ではないと言われたら現場の教員としてむなしくなる、何のために頑張っているのかとつらくなる、授業準備をし、成績処理に追われ、保護者が仕事で電話に出られないと言うから学校で待機し面談対応、生徒のトラブル対応も全部全部労働ではないと、好きで在校していると思いませんか、みんな帰りたいよ、これは国家ぐるみの違法労働隠しじゃないかと、失望と怒りの声を上げています。

子供たちのために使命感を持って働いている教員の皆さんの思いを踏みにじり、時間外勤務を労働時間と認めない政府に、教員の長時間労働はなぐせません。誰が何と言おうと教師はすばらしい仕事だと思っている、だから、この働き方を変えたいと真剣に訴えている教員の皆さんの思いに応えるためには、働かせ放題を温存する本法案を通すわけにはいきません。断固反対することを申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長(関口昌一君) 古賀千景君。

(古賀千景君登壇、拍手)

○古賀千景君 立憲民主・社民・無所属の古賀千景です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。

人のためにも思っただけの仕事、自分が向いていなくても、必死で勉強しても、自分の性格が変わらなかった、子供に迷惑を掛けてしまう、大好きな子供なのに、こんなことなら生きていても仕方がない、今までの謝罪や罪滅ぼしになればと思う、さようなら。

これは、初任者になって五か月で自死を選んだ教員の遺書です。この教員の方は、自分が小学校のときの担任の先生との出会いがきっかけで、小学校の先生にならなくて教職に進みました。しかし、時間外在校等時間は、五月中旬から六月中旬までに百四十八時間、六月中旬から七月中旬まで百二十九時間と、過労死ラインとされる月八十時間を大きく超えていました。

息子が子供の頃から憧れていた職業が小学校の先生でした、教員採用試験に合格したときは子供のように喜んで満面の笑みでうれしそうにしていたその顔を生涯忘れることはできません。これが自死された教員の保護者の言葉です。

彼は本当に教員に向いていたのか、なぜ百四十八時間という時間外在校等時間まで働かなければならなかったのか。自死の理由は様々あるでしょう。しかし、この給特法も彼の死に大きく影響していると思います。

半世紀前に制定された給特法では、残業代も出ず、超勤四項目以外には教員に時間外勤務を命ずることができないとなっています。教員が五時以降にやっている業務は、全て自主的、自発的行為

とみなされ、業務とは位置付けられません。誰一人取りこぼさないと文科省は言われますが、教育現場がこのような状況で子供たちを大切にできる授業ができるとお考えですか。

多くの教職員は疲弊し、教職員の精神疾患による病気休業、休職者は二〇二三年度には過去最多の七千百十九人、そして、病気休職者の代替教員は慢性的に不足しており、担任のいない学級が全国で急増しました。

給特法廃止又は抜本的見直しを目指している立憲民主党としては、とても賛成できる内容ではありませんでした。

しかし、今一番大事なことは、教職員の命と健康を守ること、そして学校に欠員なく十分な教職員がいること、何より学校で子供たちが安心して学べること。そう考え、立憲民主党は、提出された閣法に修正を入れるべきだという方針を決めました。そして、立憲民主党を中心として修正に向けた議論が行われ、結果として、与野党の多くの御賛同を得て、衆議院で修正案が提出され、可決しました。

時間外在校等時間に関する目標を達成するため政府が措置を講ずるものとするとの文言も盛り込まれ、政府が学校における働き方改革の実現に対する責任を有することが法的拘束力のある附則に明記されたのです。多くの措置を盛り込むことで、学校における働き方改革を着実に推進する確かなレールも敷かれることとなりました。御賛同いただいたいた与野党の皆様には心より感謝申し上げます。

衆議院における修正では、学校における働き方改革は、政府、地方公共団体、教育委員会、学校を始め、関係者が一体となって取り組まなければなりません。政府において、衆議院における修正の経緯を踏まえ、教育委員会や現場に働き方改革の取組を丸投げするのではなく、強い責任感を

持つて修正に盛り込まれた措置を確実に講じていかなければなりません。

以下、衆議院において修正された事項を中心に、政府が今後取り組むべき方向性について六点左右示いたします。

第一に、教員一人当たりの持ち授業時数の削減についてです。

多くの教員は、子供たちの学びを充実させるために、夜遅くまで学校に残って次の日の授業の準備をしています。給特法の枠組みの下で残業代が支給されないにもかかわらずです。教職員の善意と献身に依存した現状はもはや限界であり、速やかに改めなければなりません。教員一人当たりの持ち授業時数を一日当たり四こま、週二十こま辺りにまで着実に減らし、教員が勤務時間内に授業準備を確実に終えることができるような環境を整備するよう政府に強く求めます。

第二に、教育課程の編成の在り方を検討することについてです。

学習指導要領の記載内容が分厚くなり、標準授業時数も増加しています。学校現場は、膨れ上がった学習指導要領の内容を教えることで手いっぱいとなつていきます。子供たちも、膨大な学習内容を消化するのに必死で、学びを喜ぶ、喜びを感じる余裕がありません。現在、学習指導要領の改訂に向けた検討が進められておりますが、標準授業時数を削減して子供たちがゆとりを持って学べるようにするなど、子供たちを中心に据えた議論をしていただきますよう強く求めます。

第三に、教職員定数の標準の改定についてです。

教職員定数は、学級数に乗ずる数と呼ばれる一定の係数を掛けて算定されています。法案審議において、あべ文科大臣は、必要に応じて乗ずる数も含めた今後の義務標準法の在り方についても検討していくという答弁してくださいました。今こ

そ義務標準法の在り方について見直すべきです。

第四に、教職員以外の支援人材の増員や、保護者との意見の相違等への対応についての支援、部活動の地域展開のための財政援助についてです。

政府は、目標期限となる令和十一年度にかけてどのような財政措置をどの程度の規模で実施する予定なのか、その全体像を具体的に示す必要があります。

第五に、令和八年度からの公立中学校の三十五人学級の実現についてです。

各教育委員会が中学校教員を確実に確保し、令和八年度からの中学校三十五人学級を円滑に実施できるように、義務標準法改正案の早期提出を求めます。その上で、高等学校の三十五人学級の実現も必要です。このことも御検討いただきたい。

第六に、教職員の勤務状況の調査についてです。

法案審議では、教育委員会が把握するデータと文科省が行った教員勤務実態調査との間には大きなずれがあるとの指摘や、教育委員会が把握するデータは休憩時間、持ち帰り業務の時間、土日の勤務実態が正確に把握されていない等の指摘がなされました。勤務実態を正しく把握できなければ、適切な対応を考え、実行していくことはできません。教職員勤務実態調査の実施を強く求めます。

以上、政府が今後取り組むべき方向性をお示しいたしました。衆議院における修正を経て、学校における働き方改革を推進する着実な一歩を踏み出せたのは重要な成果だと考えています。ただし、これで学校における働き方改革は解決しません。

だからこそ、今回の法改正で歩みを止めてはならないのです。時間外在校等時間を令和十一年度までに月平均三十時間程度に削減する目標がありますが、これは本来ゼロにすべきです。更なる削

減に向けた取組を進めていく必要があります。

また、代替者が来ないという今の現実、臨時採用教職員の処遇が余りにも厳しいからです。臨時採用教職員の処遇改善も政府に強く要求します。

そして、今回の改正案は主に教員中心に考えられています。政府はよくチーム学校という言葉を使われますが、学校には教員以外の様々な職種、例えば養護教員、事務職員、学校司書、栄養教職員、実習教員、寄宿舎指導員、現業職員などもいらつしやいます。この教職員たちの働き方改革についても政府は考えていく必要があります。

今回の法改正はようやくスタートラインに立ったというだけです。最終的には給特法の廃止又は抜本的見直しに向け、立憲民主党はこれからも取り組んでいく強い決意を申し上げ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 金子道仁君。
(金子道仁君登壇、拍手)

○金子道仁君 よろしくお願いたします。

日本維新の会、金子道仁です。
会派を代表し、ただいま議題となつております公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

ちょうど一週間前、厚生労働省が発表した人口動態統計では、年間出生者数が六十八万六千人となり、統計のある一八九九年、明治三十二年以来、初めて七十万人を割りました。急速な人口減少社会の到来が間近に迫っている中で、我が国の教育環境をどのように整えていくのか、そのビジョンを明確に示す必要性がますます高まっています。

まず、どのような子供たちを育てていくのかというビジョンです。
増大する高齢者を減少する現役世代が支える構

造的なアンバランスが拡大する社会保障制度の維持、改革、労働人口の減少に対応するための労働生産性の向上、縮小する国内市場に依存せず、海外市場を獲得するための国際競争力のある産業の育成など、山積する社会課題の中で生きていかなければならない次世代をどのように育成していくのか、教育の果たすべき役割はますます重要になってきています。

次に、公立義務教育諸学校においてどのような職場環境をつくるのかというビジョンです。

今回のいわゆる給特法の改正は、教育の質を高めるため、公教育を支える公立学校の教師が時間的にも精神的にもゆとりを持って児童生徒と向き合うことができる、そのような働き方を実現するための改正であり、教員の働き方改革の推進と処遇の改善を両輪として進めることを目指しています。

委員会の中では様々な懸念事項が指摘されました。政府にはこうした指摘をしっかりと対応していただきたい、そのことを求めるとともに、今後はいかにしてこの法案が目指す働き方改革の実効性を高めるのか、言い換えれば、この法案にどのようにして魂を入れていくのか、これが大切だと考えます。

そのためには、まず、この改正案が成立した後の作業が重要です。具体的には、法案で新たに設けられた業務量管理・健康確保措置実施計画を全国の教育委員会が策定する際の指針、ガイドラインの作成、そしてこの実施計画に関連する人事評価制度の改革等のガイドラインをしっかりと作成することです。

次に、実施計画の実施状況の公表を行う中で、しっかりとPDCAサイクルを回していくことです。形式的に実施計画を作成し、おざなりな運用に終始して教員の働き方改革が実際に進まないという事態を回避するためには、働き方改革に関わ

る全ての関係者が主体的にこの問題に関わり、自らの意見を適切に表明し、それが改善につながっていく仕組みづくりが重要です。

日本維新の会は、他の会派の皆様と協力の下、今回の改正案に附則の修正を提案しました。修正附則第五条は、学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現するため、業務管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、必要な措置を講ずるとしています。

これは、分かりやすく説明すれば、先生方のワーク・ライフ・バランスの実現のために、人事評価制度の中にワーク・ライフ・バランスの要素をしっかりと盛り込むこと、具体的には、各教育委員会が策定する人事評価表の中にワーク・ライフ・バランス欄を設けることを提案するものです。

これまでの教員の人事評価表は、学習指導や生活指導の目標や進捗、成果など、非常に定性的な内容が多く、管理職の方々はここからポータスや昇給を客観的に判断することに大変苦慮しておられます。定性的な項目の大切さは維持しつつも、そこにワーク・ライフ・バランス欄を設け、休んだ先生の代わりに入った授業の回数や休日出勤に対する代休の取得率、持ち帰り残業の時間、年次休暇や育休の取得率等、定量的な項目を追加することで、教員の多様な業務状況を詳細に把握するとともに、働き方に応じた処遇の改善、言い換えれば、頑張った先生の業績が適正に評価され、ポータスや昇給に適切に反映されることが可能になります。

人事評価表は、その組織がどのような人材育成を目指しているのかを示すメルクマールです。ですから、もう一度申し上げますが、教員の人事評価表は、国としてどのような教師像を理想としているのかというビジョンを示すものであるべきです。そして、人事評価表にどのような項目を追加

するか、これは今回の法改正で具体的にどのような働き方改革を国として目指しているのかを教師の方々にしっかりと示すメッセージです。同時に、教師の方々が自分の目指す働き方の目標を自ら表明し、主体的に働き方改革に関わっていく手段となります。

制度の魂は細部に宿る。本改正で現場の先生方が働き方改革の進展を実感できるように、教師が実際に手にして自ら記載する人事評価表が具体的に改正され、先生方の業務の詳細がしっかりと把握されるとともに、頑張った先生方はその働き方に応じたポータスが支給される、このような張りのある処遇の実現を目指すことが附則第五条に込められた我々の思いです。

附則等に盛り込むことができなかった教師の働き方改革の具体的な提案は、委員会質疑や附帯決議にて言及しました。部活動の地域移行と並行した副業規定の見直しと教師のワークエンゲージメントの向上、教員の定数改善と空きこま保障制度の創設、保護者対応支援チームの創設とスクールロイヤーの制度の活用、多様な経験のある人材が教育に関わるための教員免許制度の柔軟化や採用試験の二期制等々です。今後も様々な改革提案を行い、教員の働き方にゆとりが増え、子供たちと向き合う時間が増加する、そのような職場環境の実現を目指して尽力してまいります。

最後に、教育が私たちの国の未来を明るくすることを申し上げたいと思います。

苗半作。これは、定年退職し、小さな畑で熱心に農作業をしている私の父がよく語る言葉です。豊かな収穫のためには、茎が太く、根のよく張った苗を育てることが大切であり、良い苗を育てることは農作業の半分程度の重要性があるという意味です。これは、教育にも当てはまる言葉です。しっかりと自分の軸を持ち、自ら学びを選択し吸収する学習意欲のある子供たちが育てば、私

たちの国の未来は明るくなります。

子供一人一人の特性や関心に応じた学びを実現し、自己選択、自己決定できる自立した子供たちを育てていく。そのために、この国の教育現場を支える教員の働き方改革の実効性を高める。教育無償化により、経済格差による教育格差を解消する。無償化の先にある多様で質の高い教育機会を実現し、子供たちが自ら学びを選択できる教育環境を実現する。少子化が進展する中でも、全国どこでも学びの場が確保されるようにグランドデザインをつくる。不登校等で教育機会を失う子供が一人もいなくなるよう、学びへのアクセス一〇〇%を実現する。

全ては次世代のために。我々日本維新の会は、子供たちの立場に立った教育改革をこれからも愚直に進めていく決意を改めて表明し、討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(関口昌一君) 伊藤孝恵君。

(伊藤孝恵君登壇、拍手)

○伊藤孝恵君 国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。

私は、会派を代表し、給特法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

このような法律を国が定めるということは恥であり罪である。参考人から発せられた鋭角な言葉に憤慨して席を立ち、議事録修正を求めた議員がいました。分からないでもありません。立法院は、衆議院における修正を経て、一定の前進をさせたはずですが、まだまだ足りないということですが、

以下、本法案の審議を通じて浮き彫りになった課題について申し上げます。

まず、政府の対話姿勢について指摘します。法案審議では、将来的な給特法の廃止を含む抜

本的な見直しについての質問が相次ぎました。しかしながら、政府は検討する可能性すらついぞ認めませんでした。

また、教員の正確な勤務実態の把握なしに適切な対策を講じることが不可能ですが、多くの質疑者がこれまで実施してきた教員勤務実態調査を継続すべき理由を幾ら挙げて、かたくなに否定をしました。まるで、そこには越えてはいけない一線があるかのようでした。

対話は、議論を通じて自らの意見を変える可能性のある者の間でしか成立しません。本法案は重要広範議案であり、数字の上での審議時間は積み上がりましたが、言論の府における対話についてはむなしなものだったと言わざるを得ません。では、一体何について対話を深めるべきだったのか。

一つは、公立学校の教員に国立、私立学校の教員と同様の労働基準法を全面適用すべきなのか、それとも、給特法を維持し、教職調整額を支給する代わりに残業代は支払わないとする現状の仕組みを維持すべきなのか、どちらが良質な教育者を学校現場に迎え入れ、働き続けてもらえるのかという根本的な問いです。

参考人質疑では興味深いやり取りがありました。本法案の基となる中教審の答申をまとめた中核メンバーの一人が、給特法に表現された教員像には専門職、聖職者、労働者という三つの側面があるものの、現状を直視すれば聖職者の部分を早急に削除するべきだと述べられました。聖職者性を削ぐたら、残るのは専門職と労働者という二面です。一般の労働者と何ら変わりません。

国立、私立学校の教員には労働基準法が全面適用されているにもかかわらず、公立学校の教員だけなぜ給特法なのか。この問いに対する参考人の答えは、放課後に先生が子供たちと遊んでくれるといった部分の聖職者性は大事にしたいというも

ので、到底腑に落ちるものではありませんでした。

中教審の議論は一年以上にわたって行われ、その後、法案提出に向けた文部科学省内での検討も半年近く行われましたが、公立学校の教員にも労働基準法を全面適用すべきか否かを議論した形跡はありません。もとより、これらについては論者によって大きく立場が異なり、神学論争になりがちです。しかし、この問いを回避して、教職調整額を数年掛けて一〇％に引き上げたとしても、結局、学校現場に内在する課題を先送りしたにすぎません。

学習指導要領の記載内容は肥大化し、過去二十一年で教科書のページ数は、小学校で三倍近く、中学校は二倍近くに膨れ上がっています。教員や学校に対して義務を課した法律は過去十年で二十本を数え、教員にはこれらの法律への対応も求められています。

給特法制定時には前提となっていた、教員が自発性、創造性を発揮できるような職場とは程遠い環境になってしまったことが誰の目にも明らかであるのに、半世紀以上前の法律を維持し続ける合理的理由はあるのか。もはや合理性はないとするならば、どのように変えていくべきなのか。熟議が必要なのはまさにこの点です。

給特法を維持すべき、すなわち教員に残業代を支給すべきでない理由として頻繁に挙げられる政府答弁に、教師は高度専門職だからという口上があります。確かに、高度専門職と言われる研究者や大学教員、弁護士などは、高い裁量性が確保されており、残業代が支給されない場合もあります。

他方、学校現場はどうでしょうか。給特法制定時と大きく様変わりした教室内の景色や課題、保護者の言い分。きゅうきゅうとした学校現場において、研究者や大学教員、弁護士など同等の裁量労働環境が公立学校の教員に確保されていると

は到底思えません。高度専門職の五文字は、残業代回避の五文字に置き換わっています。

本法案では、施行後二年を目途とした検討事項が置かれています。が、危機的な学校現場の現状を鑑みれば、今すぐにでも給特法の在り方について対話を開始すべきです。それこそが、令和元年の給特法改正の際に、当時の萩生田文部科学大臣が約束し、本法案でも積み残された宿題、すなわち抜本的な見直しを果たす唯一の方法です。

最後に、子供に関わる予算の総額を抜本的に拡充する必要性について指摘します。

石破総理は六月五日の文教科学委員会、教員の処遇改善のためにほかの文部科学省予算を削るというような連関関係にはないと明言されました。連関関係にはないのだから、教員の処遇改善のための予算は純増ということ。大変心強い答弁です。この際、毎年度五兆円前後で停滞する文部科学省予算も増加させていくとともに、例えば、こども未来戦略に基づいて今年度から対象が拡充された高等教育の修学支援金制度のように、予算はこども家庭庁計上、執行は文部科学省といったスキーム例も増やしていく必要があります。

質疑の中で、教職員の働き方改革のトップランナーとして福岡県古賀市の事例を紹介しました。六時間授業の見直しや夏休み等の短縮、水泳授業の民間委託など、教員の負担軽減策を次々と実行している古賀市では、精神疾患による休職者は大きく減り、採用試験を受ける学生も増えたといえます。

六時間目をやることは、先生、子供たち双方に時間的、体力的、精神的に余裕を生みますが、ここで忘れてはいけないのがアフタースクールの存在です。

ここには、こども家庭庁管轄の学童、いわゆる放課後児童クラブと、文科省管轄の放課後子ども

教室のように、こども家庭庁と文科省の省庁縦割り問題が残っています。これらを解消し、学校施設を活用した統合アフタースクールを実施できれば、教員の負担軽減や学校運営にもメリットをもたらす事例が確認をされています。

学校に常駐する大人を増やすことが必要です。チーム学校の掛け声の下、政府は教員以外のスタッフを増やすとしておりますが、週に数回、決められた時間だけに学校に来る雇用形態では、教員にとっても子供たちにとってもゲストの域を出ません。

もとい、子供には、親でもない、先生でもない大人にだからこそ話せることがあるそうです。学校を子供と教員だけの閉じた場にせず、多様な専門スタッフ、地域クラブ活動の担い手、アフタースクールの職員、地域住民など、多くの大人が常駐する開かれた場にしていく必要があります。

恥も罪ものみ込んで、私たちは、子供たち、そして子供たちの学びや育ちに伴走する教職員を支えねばなりません。こども家庭庁と文部科学省が協力し、子供に関わる予算の総額を最大化する知恵を絞る、血眼になって探す。学校現場同様、省庁もまた自組織に閉じない努力の必要性を指摘して、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（関口昌一君） これにて討論は終局いたしました。

○議長（関口昌一君） これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 二百十九
反対 十六
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君） 日程第五 日本学術会議法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長和田政宗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔和田政宗君登壇、拍手〕

○和田政宗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする法人として、日本学術会議を設立することとし、学術に関する重要事項に係る審議、学術関係者間の連携の確保及び強化など、その業務の範囲に関する事項等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、日本学術会議の改革の経緯と特殊法人化の必要性、ナショナルアカデミーとして期待される役割、本法律案に対する日本学術会議の見解、新たな会員選定方法や、監事、日本学術会議評価委員会の権限等の妥当性、財政基盤の多様化に向けた取組と政府による財政支援の在り方、現行法における内閣総理大臣による会員任命に関

する法解釈の整理等について質疑が行われました。

本法律案に対しては、立憲民主・社民・無所属を代表して木戸口理事より、目的規定及び日本学術會議の業務に係る規定において、日本学術會議が独立して業務を行う旨を明記すること等を内容とする修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑が行われました。

委員会における質疑の詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民・無所属の石垣委員より原案に反対、修正案に賛成、日本維新の会の柴田委員より原案に賛成、修正案に反対、国民民主党・新緑風会の竹詰委員より原案に反対、修正案に賛成、日本共産党の井上委員より原案及び修正案に反対、れいわ新選組の大島委員より原案及び修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。石垣のりこ君。

〔石垣のりこ君登壇、拍手〕
○石垣のりこ君 立憲民主・社民・無所属会派の石垣のりこです。

会派を代表して、政府提出の日本学術會議法案に反対の立場から討論をいたします。

本法案が衆議院で可決された三日後の五月十六日、日本学術會議の会員任命の在り方の法解釈に関する行政文書について、東京地方裁判所は、政府に文書を全面開示するよう命じる判決を言い渡しました。

政府は、本法案、新しい学術會議法案と現行の学術會議法の法解釈をめぐる問題は関係がないと主張していますが、詭弁を弄するにも程がありません。日本学術會議が今後政府による干渉を受けずに独立した組織として運営される上で、政府がどのような考えの下で六名の会員の選別を行い任命拒否に至ったのかを明らかにせず、特殊法人という独立した組織形態になるから政府が干渉することはないなどというのは、片腹痛いへ理屈であります。

公文書管理法において公文書を保存する目的は、国及び独立行政法人等の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることです。

公文書管理法第四条において、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書の作成を義務付けてもいます。つまり、意思決定に至る過程を検証するためにも、未成熟な記載も含めて公開することが公文書管理法の目的にかなうのではないでしようか。

東京地裁の判決でも、学術會議の会員の任命権に関わる法解釈の変更について、検討の過程を公にすることで得られる公益性は極めて大きいと指摘されています。しかしながら、政府は情報公開法第五条第五号の規定を持ち出して、未成熟な記載があり、開示すると誤解や混乱を招くおそれがあるという、裁判所に一蹴された主張を繰り返すばかりでした。

記載された内容が情報公開法の不開示事由に当たり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると主張するのは、公開されると政府にとって都合な真実が明らかになることを恐れているからではありませんか。

仮に政府の御主張どおり、不当に国民の間に混

乱を生じさせる可能性があるとしても、それでもなお、国権の最高機関であり、三権分立によって行政監視の責務を負う国会、とりわけ国民の代表である国会議員に対しては、黒塗り部分を開示する義務が政府にはあるはずです。

ゆえに、我が会派から、委員会を非公開にすることと併せて、黒塗り部分を開示した文書を内閣委員会所属議員に提出し、審議せよと求めましたが、政府・与党は一顧だにしませんでした。国民主権、議會制民主主義が余りにも軽んじられていることに危機感を覚えます。

政府はまた、当該訴訟について控訴し、係争中であることも開示を拒否する理由としています。政府は、そうであるならば、裁判結果が出るまで審議を中断し、裁判結果が出てから判決を踏まえて審議を再開すべきであり、採決を行うなどもつてのほかであります。

六名の会員任命拒否の理由説明並びに黒塗り文書を全面開示しないまま、政府から新たな学術會議法の提出など、厚顔無恥も甚だしいと言わざるを得ません。その上、採決を行ったことに強く抗議し、以下、法案の問題点を申し述べます。

日本学術會議が我が国の科学者の内外に対する代表機関であるためには、当然ながら、学問の自由が保障されていること、自主性、独立性が必要不可欠であることは言うまでもありません。

政府はこれまで、法人化により学術會議の独立性が高まると説明するのみでありました。法案に独立性を明記しないのも、当たり前のことだから記載する必要があるとしてきました。しかしながら、特殊法人として政府から組織を独立させることと、運営面で政府から独立して意思決定を行うことは似て非なるものであります。確かに会計上お財布は独立することになりますが、運営面において独立するとは言えず、むしろ年度ごとに政府からの補助金を確保する必要があることから、

かえって政府の意向を忖度せざるを得なくなり、むしろ独立性が低下してしまうのではないかと懸念しております。

私たち立憲会派は、日本学術會議が確保を求めていたナショナルアカデミーとして満たすべき五要件のうち、政府提出法案では充足していなかった国家財政支出による安定した財政基盤、活動面での政府からの独立、会員選考における自主性、独立性の三要件も充足するよう、政府提出法案に記載されていない独立性を明記し、選定助言委員会の規定を削除するなどの修正案を提出しましたが、残念ながら、賛成少数で否決されてしまいました。

また、この法案の重大な問題として、学術會議の会員の意向が無視されているということが挙げられます。

法案提出に至るまでのプロセスについて、政府は学術會議に丁寧な説明してきたと言っています。しかし、実態は、日本学術會議の在り方に関する有識者懇談会においては、日本学術會議の光石衛会長は正規のメンバーではない陪席者としての参加であり、光石会長も衆議院の審議で対等な関係ではなかったと答弁しています。

この答弁については不可解なことに、参議院内閣委員会では私が質問した際には、自由に発言はできたと変わっており、政府による干渉や、干渉がないまでも政府への忖度があったのではないかと考えざるを得ず、審議の過程でもこのようなことが起こるようでは、この法案が成立した後、学術會議の独立性が保てるのか、疑問を抱かざるを得ません。

有識者懇談会での対応を考えても、学術會議と十分にコミュニケーションを取って、学術會議側の懸念事項を一つ一つ解消していこうという姿勢ははなからなく、結論ありきで物事が進められてきたことがうかがわれます。

坂井大臣は、学術会議は本案に反対ではないとの答弁を繰り返していますが、日本学術会議は四月十五日の総会において、法案の修正を求める決議を百二名の賛成多数で可決しています。日本学術会議が、総意として提出された法案の修正を求めるという異常事態の中で法案の審議が始まったのです。この事実だけでも学術会議の意見をないがしろにしていることは明らかですが、その後の対応は輪を掛けてひどいものでした。

坂井大臣は六月五日の我が党石川大我委員の質問に対して、学術会議から会いたいという意向がなかったこともあったので行きませんでしたが、意向があるということであれば、お伺いをしてお話を伺いたいと答弁しました。この答弁を受けて、学術会議の会員有志が賛同者を募り、会員四十五名の連名による意見交換を求める要望書をお渡ししましたが、坂井大臣は学術会議の正式な意向ではないなどと答弁し、日程調整をするまでもなく、その日のうちに採決が行われたのであります。学術会議の会員の声を無視し、会員の皆様のこれまでの貢献に対して一切敬意を払わない姿勢に強く憤りを覚えます。

さらには、衆参の審議の過程で坂井大臣から驚くべき見解が示されました。特定のイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は学術会議が解任できると答弁したのです。これは、思想、信条の自由や学問の自由を脅かし、政治的介入の余地をつくるものであり、この答弁自体が政治的介入そのものと考えます。坂井大臣は仕組みを説明したものなどと強弁しましたが、特定のイデオロギーや党派的な主張を理由の一つとして解任できるとなったら、憲法が保障する思想、信条の自由を大きく損なうことになるのは明らかです。憲法遵守義務を負う国務大臣の発言として許されるものではなく、坂井大臣には猛省を促し、改めて発言の撤回を求めます。

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号

ここで、議場の皆様におかれましては、一九四九年の日本学術会議の第一回総会で述べられた言葉を思い起こしていただきたいと思えます。「われわれは、これまでわが国の科学者がとりきつた態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。」とうたった日本学術会議の発足に当たつての科学者としての決意表明であります。

我が国の平和的発展と人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と連携し、学術の進歩に寄与する組織として日本学術会議が継続するためには、本法案を成立させてはなりません。熟議の府、良識の府であるこの参議院の議場に集う議員各位におかれましては、賢明なる御判断をいただきますようお願いを申し上げ、日本学術会議法案に断固反対の討論といたします。(拍手)

○議長 関口昌一君 柴田巧君。

(柴田巧君登壇、拍手)

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

私は、会派を代表して、日本学術会議法案に賛成の立場から討論をいたします。

設立から七十六年を経た今、学術会議の役割は国民から見えなくなっており、それゆえ、ナショナルアカデミーとしての学術会議の抜本的改革は待ったなしです。

本来であれば、全面的に国の補助金で運営するのではなく、学術会議の独立性を担保するためにも、資金面で自立していくことが求められます。国からの独立を掲げながら、年間十二億円にも及ぶ税金投入が続くことは問題です。学問の自由を追求し、真の独立を勝ち取るためには、財政面でも独立して民営化の道を進むことが本来の姿であり、それが国民からの支持や期待に真に応えていくことでしょう。

日本学術会議法案

そういった意味では今回の法案はまだまだ不十分であり、全面的に賛成とは言い難いところがあります。しかし、もし廃案になってしまえば現行の学術会議がそのまま存続することになり、それでは必要な改革を先送りすることにしかありません。ゆえに、本法案をまさに第一歩として、民営化に向けた取組を進めていくべきです。このことを強調しておきます。

その上で、今後更にどのような改革が求められるか申し述べます。

まずは、学術会議の活動内容の改善です。

四月の総会の際、学術会議が発表した声明では、設立以来の七十六年の歴史的成果として南極地域観測と初期の原子力開発を挙げていますが、新型コロナウイルスによるパンデミックや東日本大震災に伴う放射線及び放射性物質の問題などに対して学術会議がどのように役立ったのかを示すことはありませんでした。ということは、学術会議の成果は南極地域観測と初期の原子力開発までであり、既にその役割を終えているということではないでしょうか。

一方、学術会議は、設立以来、かたくなに軍事目的の研究に反対する立場を続けてきました。しかし、そのことが科学技術一般の進歩の妨げになってきたのは間違いありません。令和四年になつて、ようやく学術会議は、軍民共用、いわゆるデュアルユースとそうでないものと単純に二分することは困難との新たな見解を示しましたが、その後、大学から防衛省へのデュアルユース研究の応募が増えたことから、学術会議が大学の研究を実質的に阻害してきたことは明らかであり、それまでの研究の遅れを思うと大変遺憾であります。今後は大いに防衛技術の研究に貢献し、我が国の安全保障、平和の維持のために科学の力を発揮すべきだと強く求めておきます。

次に、会長選挙の在り方についてです。

現行日本学術会議法第八条に基づく会長互選の仕組みはまさにブラックボックス状態であり、選任理由について説明するような資料も見当たりません。有識者懇談会の最終報告書では、例えば学術会議の内部に会長選考委員会(仮称)を置くなどして、会長候補者の資質や業績を整理し、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することも考えられると記載されていましたが、本法案では会長選挙の具体的な仕組みについては一切規定されていません。これは、学術会議の独立性、自律性、自主性に配慮して条文中規定を置かず、内部規則に委ねることにしたからですが、新たな学術会議において、これまでのようなブラックボックス状態の仕組みが継続されるようなことがあつてはならないと考えます。

したがって、会長選挙は、学術会議の運営全体に多大な影響をもたらす極めて重要なものであることに鑑みて制度設計の検討を行うべきだと指摘しておきます。

続いて、運営費用についてです。

本法案では、学術会議の業務の財源に充てるため、政府が必要と認める金額を補助することができるとしていますが、できるだけ早い時期に税金依存の体質を改めていく必要があります。新しい法人が国民に対して透明性のある財務運営を実行することは、寄附を始めとした多様な自主財源を確保し、真に独立した自主的な組織として発展していくためにも不可欠だと考えます。

科学的助言が社会から一定の重みを持つて受け取られるのは、国の機関だからでは決してなく、そのクオリティーが高いからこそ、国民から求められている機能、役割を果たし、理解、信頼されているからにはかなりません。そのような価値あるものについてはおのずと注目も集まります。したがって、国の機関として行政を通じた間接的な影響力ではなく、独立した一組織として国

民にダイレクトに働きかけることができれば寄附も集まることでしよう。

また、政府は、寄附に対する国民の機運を醸成し、学術に関する国民の関心を高めることを目的に、国民が学術会議に寄附をした際には寄附金控除の制度を設けるなどの税制措置をすることなども早急に検討すべきだと要望をしておきます。

さらに、法人化後は、予算措置の明確な根拠が必要で、特殊法人への移行後も当面は国からの財政的支援が継続されることが見込まれ、学術会議が策定する年度計画を踏まえ、活動に必要な予算額が査定されることとなります。

現在の学術会議においては、翌年度の活動内容を示すような年度計画は策定されておらず、どのようにして必要な予算額が査定されているのか分りづらいところがありました。しかし、法人化後は、慣例により前年度と同程度の予算措置が続けられているかのような疑念を持たれないようにするためにも、予算措置の明確な根拠が求められます。国民の貴重な血税を使うのですから、これは当然のことだと指摘しておきます。

また、研究インテグリティや研究セキユリティ対策の強化も必要です。学術会議の法人化のメリットとして、会員が国家公務員でなくなることから、外国人を会員として選任できるようになることが挙げられています。海外の知見を活用する観点から、外国人会員の重要性は否定しないものの、昨今の国際情勢に鑑みると、研究インテグリティや研究セキユリティの観点についても十二分に考慮する必要があります。

学術会議が具体的にどのような取組、手だてを講じるのか明らかにすべきであるとともに、政府としても強い関心を持つべきであるということを申し上げておきます。

最後に申し上げます。本法案はあくまでも最初の一步にすぎず、これで終わりではなく、抜本的

改革を実現するまでには手を緩めるわけにはいきません。本法案の附則第二十七条の検討規定については、施行後六年としていますが、それにこだわらず、不断に見直しを行い、廃止又は民営化を含めた抜本的改革に向けた議論を続けていくべきです。

以上、提案をいたしまして、賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長 関口昌一君 竹詰仁君。

〔竹詰仁君登壇、拍手〕

○竹詰仁君 国民民主党・新緑風会の竹詰仁です。

会派を代表し、ただいま議題となりました日本学術会議法案について、反対の立場から討論いたします。

まず、今回の法案提出に至るプロセスについては、政府は学術会議と丁寧なコミュニケーションを取ってきたと主張しておりますが、内閣委員会での坂井大臣及び政府参考人への質疑、参考人の意見陳述及び質疑を通じて、政府答弁に納得性は見出せませんでした。

坂井大臣は、有識者懇談会の最終報告書で提言された法人像の基本的な考え方は、国が設立する他の法人のような人事、業務へ国の関与はなく、学術会議だけで会員を選べるようにして会員選考の自律性を高め、法人の適法、適正な運営を担保するための仕組みも必要最小限のものとするなど、学術会議の意見を踏まえたものになっていると答弁されました。また、個別の論点についても、議論の過程でお互いの理解が進んだものもあり、学術会議の懸念や意見を受け止めて、会員の選考方法、評価、監事の仕組みなどに反映した部分もあったと答弁されました。そして、学術会議の幹事会で内容的にはほぼ法案と言えるような詳細な資料で説明するなど、学術会議とコミュニ

ケーションを取りながら作成したと述べられ、結果として、学術会議には法人化及び法案自身に反対ではないというところまでは御理解いただいたと答弁されました。

しかし、内閣委員会の質疑では、学術会議の光石会長から大臣と同じ認識であるとは聞きませんでした。また、参考人質疑においても、学術会議の現第一部の会員である川嶋四郎参考人からは、十分なコミュニケーションがあったとは言えず、法案修正を求めたにもかかわらず、受け入れないまま法案が提出されたとの意見がありました。

当事者である日本学術会議が理解、納得しないままに進めても、いずれうまくいかなくならないと思われ、日本学術会議の機能を強化できなければ本末転倒という結果を招きかねません。

全国の学会、例えば日本物理学会、日本心理学会、日本社会学会、日本法社会学会など主要な学会などが本法案には反対の声明を出しています。政府対学術会議、政府対学会のような構図は避けべきです。

学術会議自身、法人化そのものには反対しておらず、我が国のナショナルアカデミーとして、より良い役割発揮ができる組織へと変革する必要性については一致するところだと思えます。真摯な協議を粘り強く積み重ねることで、政府と学術会議の双方が納得する解を見出せるのではないのでしょうか。このまま突き進むのは大きなリスクとなる気がして仕方ありません。

ナショナルアカデミーたる五要件があります。その五要件とは、一、学術的に国を代表する機関としての地位、二、そのための公的資格の付与、三、国家財政支出による安定した財政基盤、四、活動面での政府からの独立、五、会員選考における自主性、独立性の五要件とされています。この五要件については、川嶋四郎参考人、吉村

忍参考人からは、現行法では五要件が満たされているが、政府案では満たされていないという意見がありました。すなわち、政府案では五要件のうち、三の安定した財政基盤、四つ目、活動面での政府からの独立、五つ目、会員選考における自主性、独立性が満たされていないという指摘でした。

また、政府案では、現行法にはない監事、評価委員会、選定助言委員会、運営助言委員会、分野別業績審査委員会等を設置するなどしています。非常に複雑かつ多岐にわたり、学術会議の活動を縛るものになりかねず、果たして政府からの独立性、自律性が担保されるのか疑義があり、内閣委員会での坂井大臣、政府参考人からの答弁ではそうした疑義は払拭できませんでした。

学術会議からの意見にあるように、監事及び評価委員については、学術会議の役割や業務にある程度精通している者が適当であり、任命に当たっては学術会議の意見を尊重すべきです。また、選定助言委員会、運営助言委員会、分野別業績審査委員会などはボランティアベースで運営している中で、現実として担える人がいるのか、委員会の業務を遂行できるのかも甚だ疑問であり、それらは規定から削除すべきと考えます。

学術会員の選定に当たっては、コオプテーション方式が確実に機能する仕組みでなければなりません。また、学術会議の財源については、学問の自由の保障及びナショナルアカデミーの位置付けから、安定した財源基盤の確保につながる規定があるべきと考えます。こうしたことから、我が会派は、立憲民主・社民・無所属会派が提出した修正案に賛成いたしました。

最後に、令和二年十月の任命拒否問題について、政府には改めて誠実な説明を行うよう求めます。

黒塗り部分、黒塗り問題は一体誰が納得しているのでしょうか。政府にとつても、隠している、やましいに違いないと追及され続けており、内閣委員会で政府参考人として答弁に立った日本学術会議事務局長の答弁も苦しく、お気の毒にさえ思えました。当然、学術会議側も納得しておりませんし、国権の最高機関である国会に情報開示されないままでの学術会議の在り方を変えようとする政府案の審議は、一番大事なことが抜け落ちた審議をさせられてしまったと思えて仕方ありません。この問題の解明がないまま新たな日本学術会議をスタートさせても、政府と学術会議との信頼関係が再構築できず、ずっと不信任が続いたままとなり、双方にとつて良い結果が得られないのではないかと思います。

任命拒否問題の情報開示をし、説明をし、学術会議と政府との信頼関係を再構築した上で、本法案はやり直すべきことを改めて指摘し、反対討論いたします。(拍手)

○議長(関口昌一君) 井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党を代表し、日本学術会議法案に断固反対の討論を行います。

そもそも、内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命が形式的なものであるという確定された法解釈を政府内部で一方的に変更し、それを根拠に六人の会員の任命を拒否したことは、明白な違法行為にほかなりません。法解釈変更の検討過程の行政文書の黒塗りを開示し、任命拒否の理由と経過を明らかにして政府自ら違法行為を是正することは、本法案審議の最低限の前提です。それもないまま本法案を成立させるなど、到底許されません。

政府は、会員任命拒否に対する厳しい世論の批判の予先を学術会議の在り方の問題にすり替えて本法案を提出いたしました。しかし、その狙いが

日本学術会議を解体し、政府の言いなりになる組織にすることであることは、特定なイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は今度の法案の中で解任できるという坂井大臣の答弁で浮き彫りになりました。この発言には、思想で会員を排除するのかとの怒りの声が湧き上がり、質疑の中でも答弁の撤回要求が相次ぎました。

ところが、坂井大臣は、自らの答弁を正当化するために、特定なイデオロギーや党派的な主張を繰り返すということが望ましくないというのは衆議院からの審議の中でもコンセンサスが取れていると答弁をいたしました。許し難いねじ曲げです。一体どこにコンセンサスがあるというんですか。政府の気に入らない質問には聞く耳を持たない、存在すら認めないというものにほかなりません。まさに法案の本質を明らかにしているではありませんか。

大臣は、学術会議が法案にも法人化にも反対していないと繰り返して答弁しました。しかし、学術会議の川嶋参考人は、大臣答弁は虚偽とさえ言えるかと厳しく批判し、ナショナルアカデミーの五要件を具備した法人化には反対しないが、五要件を満たしていない法案に反対しているからこそ総会で決議を可決したと明確に述べました。政府のこまかしの破綻は明らかです。

一九四三年、科学研究は大東亜戦争の遂行を唯一絶対の目標としてこれを推進するとの閣議決定がされました。政府により学問研究の自由が奪われ、科学研究の目的は戦争遂行とされたのです。

現行の日本学術会議法は、前文には、学術が政治に従属させられ、また、学術の側も戦争遂行に加担する役割を果たしたことの痛苦の反省が込められ、学問の自由を保障する日本国憲法に立脚した使命が書かれています。

一九四九年の日本学術会議の発会式の祝辞で当時の吉田茂首相は、戦争を永遠に放棄し、平和的

文化国家として新しい日本を建設することを決意し、科学の振興を通じて、世界の平和と人類社会の福祉に貢献するという国家的要請に応えて設立されたと述べています。そのために、時々の政治的便宜のための制肘を受けることのないよう高度の自主性が与えられている、こう吉田総理が述べているんです。

二〇一五年の有識者懇談会の報告も、現在の制度は、日本学術会議に期待される機能に照らしてふさわしいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくいと結論付けています。学術会議の使命と、国の機関でありながら独立して職務を行うという組織形態には矛盾はありません。

では、何が矛盾しているのか。政府は、二〇一五年、安保関連法を強行し、その年に防衛装備庁を設置し、安全保障技術研究推進制度を創設しました。その中で、学術会議への介入が強まり、二〇二〇年の任命拒否が起きました。さらに、二〇二三年には安保三文書を閣議決定し、敵基地攻撃能力の保有と一体で防衛産業を成長産業とすることが推進をされています。

政府が本法案を提出したことは、科学を軍事に従属させ、目先の経済的利益追求に貢献させようという政府の立場が、科学者の総意の下に、科学を平和と人類社会の福祉に貢献させるという日本学術会議の憲法に基づく理念と矛盾しているからにほかなりません。

そのことは、法案が現行法の前文を削除したことと示されています。政府は、前文の理念は法案の目的に置き換えられたとし、前文の平和的復興という言葉は法案の経済の健全な発展という目的に含まれているという驚くべき答弁をしました。まさに平和の理念を投げ捨てるものです。

法案の運営助言委員会、日本学術会議評価委員会、総理大臣任命の監事、選定助言委員会等が学術会議の自律性、自主性を奪うための具体的な仕

組みであることが審議を通じて明白となりました。

会員選考に際し、会員で構成する会員候補者選定委員会が作成する選定方針案に、会員外の人で構成する選定助言委員会が意見を述べる、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べるとしていることは重大です。

政府は、選定助言委員会を設置する理由について、会員選考の客観性、透明性の確保などを挙げます。しかし、現に学術会議は、自ら会員選考の改革を進めてきました。外部の意見も取り入れ、会員候補者に求められる資質、専門分野の構成、候補者の多様性の確保のために、ジェンダーバランス、地域分布、活動領域や年齢構成等の観点を選考方法として定め、公表しています。

どのような基準や方法で会員を選考するかは、そもそも学術会議自身が定めるべきものです。にもかかわらず、選定助言委員会を設置することは、政府による介入の仕組みをつくる狙いにほかなりません。会員候補者選定委員会が選定助言委員会に諮問しなければ、総理任命の監事から監査の対象にされるという答弁からも、そのことは明らかです。

さらに、新法人設立時は、外部の有識者との協議を経て選ばれる外部有識者を含む候補者選考委員会が会員を選考し、その同じメンバーが三年後の改選時にも会員選考を行うという特別な会員選考の仕組みが設けられます。これにより、次期会員の選考に現在の学術会議会員が関与できる機会が極端に狭められます。

これは、現行のコオプテーション方式による学術会議の自主的、自律的な会員選考の継続性を分断することにほかなりません。どれほど政府が説明しよう、独立性、自主性、自律性を根こそぎ奪い、学術会議を解体する法案の本質は覆い隠せ

日本学術会議法案 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 二百三十三
賛成 百五十七
反対 七十六
よつて、本案は可決されました。(拍手)

運動の中で学問の終わりの始まりにするなどというスローガンが掲げられましたが、昨日の委員会採決後には、あくまでも廃案を求めつつ、政府の介入を監視し、学問の自由を守り発展させる新しい運動の始まりと決意が述べられました。

四月十五日の日本学術会議の総会決議は、「日本学術会議の理念と位置付けは変わらず存続し、そして、その先も、学術の振興を通じて文化を育み、平和で豊かな社会を作り、国民の安心して生き甲斐があり、健康で文化的な生活の維持増進に貢献していく。」と述べています。これは、日本学術会議のあるべき姿を宣言したものです。

日本共産党は、日本学術会議のこの宣言を支持するとともに、学問の自由を守り、戦争する国づくりに反対する多くの科学者、市民と力を合わせ、これからも全力で闘い抜く決意を述べ、反対討論とします。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。
本議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 二百三十三
賛成 百五十七
反対 七十六
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第六 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長舞立昇治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔舞立昇治君登壇、拍手〕
○舞立昇治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、食品等の持続的な供給を実現するため、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化のための措置を強化しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、持続的な食料供給の実現と消費者理解の醸成、商慣習の見直しの重要性、適切なコスト指標の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。
本議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 二百三十四
賛成 二百二十七
反対 七
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	関口 昌一君
副議長	長浜 博行君
議員	伊藤 岳君
	仁比 聡平君
	大門実紀史君
	岩渕 友君
	串田 誠一君
	井上 哲士君
	吉良よし子君
	青島 健太君
	柳ヶ瀬裕文君
	山添 拓君
	紙 智子君
	倉林 明子君

高木かおり君	山下 芳生君
小池 晃君	石井 苗子君
山口 和之君	猪瀬 直樹君
柴田 巧君	金子 道仁君
竹内 真二君	松野 明美君
高橋 次郎君	窪田 哲也君
中条さよし君	安江 伸夫君
高橋 光男君	嘉田由紀子君
下野 六太君	塩田 博昭君
藤巻 健史君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	佐々木さやか君
片山 大介君	河野 義博君
杉 久武君	矢倉 克夫君
石井 章君	平木 大作君
新妻 秀規君	豊田 俊郎君
浅田 均君	上田 勇君
若松 謙維君	横山 信一君
松沢 成文君	山本 博司君
里見 隆治君	伊藤 孝江君
秋野 公造君	滝波 宏文君
竹谷とし子君	石川 博崇君
谷合 正明君	西田 実仁君
山口那津男君	青木 一彦君
山本佐知子君	吉井 章君
友納 理緒君	長谷川英晴君
寺田 静君	生稲 晃子君
加藤 明良君	小林 一大君
今井絵理子君	赤松 健君
白坂 亜紀君	小川 克巳君
三浦 靖君	岩本 剛人君
加田 裕之君	船橋 利実君
比嘉奈津美君	山田 太郎君
松川 るい君	長峯 誠君
羽生田 俊君	堀井 巖君
舞立 昇治君	堂故 茂君

植木 芳文君	滝沢 求君	朝日健太郎君	青山 繁晴君	打越さく良君	森屋 隆君	経済産業委員
酒井 庸行君	阿達 雅志君	山下 雄平君	吉川ゆうみ君	浜野 喜史君	上田 清司君	辞任
松下 新平君	野村 哲郎君	山田 宏君	和田 政宗君	古賀 之士君	森本 真治君	梶原 大介君
猪口 邦子君	佐藤 信秋君	石田 昌宏君	石井 正弘君	川合 孝典君	伊藤 孝恵君	国土交通委員
長谷川 岳君	高橋 克法君	赤池 誠章君	江島 潔君	野田 国義君	広田 一君	辞任
古賀友一郎君	中田 宏君	片山さつき君	西田 昌司君	榎葉賀津也君	舟山 康江君	山口那津男君
山谷えり子君	野上浩太郎君	森 まさこ君	山田 俊男君	天畠 大輔君	田村 まみ君	環境委員
尾辻 秀久君	浅尾慶一郎君	石井 浩郎君	上野 通子君	國務大臣		
福岡 資麿君	神谷 宗幣君	松村 祥史君	宮沢 洋一君	内閣総理大臣	石破 茂君	辞任
大島九州男君	梅村みずほ君	有村 治子君	櫻井 充君	財務 大臣	加藤 勝信君	里見 隆治君
宮口 治子君	山本 太郎君	鶴保 庸介君	衛藤 晟一君	文部科学大臣	あべ 俊子君	国家基本政策委員
鈴木 宗男君	大野 泰正君	中曽根弘文君	山東 昭子君	農林水産大臣	小泉進次郎君	辞任
ながえ孝子君	田中 昌史君	奥村 政佳君	大椿ゆうこ君	國務 大臣	坂井 学君	吉良よし子君
若林 洋平君	山本 啓介君	村田 享子君	三上 えり君	高木 真理君		予算委員
清水 真人君	高橋はるみ君	水野 素子君	柴 慎一君	塩村あやか君		辞任
本田 顕子君	宮崎 雅夫君	古賀 千景君	田島麻衣子君	田垣のりこ君	補欠	永井 学君
藤木 眞也君	星 北斗君	横沢 高德君	羽田 次郎君	岸 眞紀子君	補欠	串田 誠一君
進藤金日子君	自見はなこ君	こやり隆史君	森屋 宏君	馬場 成志君	補欠	豊田 俊郎君
三宅 伸吾君	宮本 周司君	森屋 宏君	太田 房江君	北村 経夫君	補欠	三原じゅん子君
上月 良祐君	佐藤 正久君	石井 準一君	磯崎 仁彦君	古川 俊治君	補欠	森 まさこ君
大家 敏志君	磯崎 仁彦君	岡田 直樹君	武見 敬三君	末松 信介君	補欠	古賀 之士君
牧野たかお君	山本 順三君	齊藤健一郎君	木村 英子君	青木 愛君	補欠	羽田 次郎君
伊波 洋一君	平山佐知子君	藤井 一博君	古庄 玄知君	越智 俊之君	補欠	古賀 俊郎君
永井 学君	梶原 大介君	神谷 政幸君	小野田紀美君	磯崎 哲史君	補欠	梶原 大介君
佐藤 啓君						

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号	議長の報告事項	議員堀井巖君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員松川るい君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員宮本周司君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員森まさこ君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員山崎正昭君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員山田宏君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員山谷えり子君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員山本順三君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員古川ゆうみ君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 青木 一彦君 河野 義博君 総務委員 辞任 古賀 千景君 山本 博司君 外交防衛委員 辞任 猪口 邦子君 堀井 巖君 財政金融委員 辞任 松山 政司君 勝部 賢志君 杉 久武君	議員堀井巖君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員松川るい君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員宮本周司君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員森まさこ君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員山崎正昭君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員山田宏君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員山谷えり子君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員山本順三君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 議員古川ゆうみ君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 青木 一彦君 河野 義博君 総務委員 辞任 古賀 千景君 山本 博司君 外交防衛委員 辞任 猪口 邦子君 堀井 巖君 財政金融委員 辞任 松山 政司君 勝部 賢志君 杉 久武君	文教科学委員 辞任 船後 靖彦君 経済産業委員 辞任 越智 俊之君 国土交通委員 辞任 江島 潔君 永井 学君 里見 隆治君 木村 英子君 環境委員 辞任 石井 準一君 加田 裕之君 武見 敏三君 国家基本政策委員 辞任 仁比 聡平君 予算委員 辞任 森 まさこ君 石井 章君 決算委員 辞任 岩本 剛人君 小川 克巳君 永井 学君 塩村あやか君 横沢 高徳君 下野 六太君 高橋 光男君 串田 誠一君 吉良よし子君	補欠 木村 英子君 補欠 青木 一彦君 補欠 松山 政司君 石井 準一君 杉 久武君 船後 靖彦君 補欠 永井 学君 堀井 巖君 猪口 邦子君 補欠 吉良よし子君 補欠 永井 学君 串田 誠一君 補欠 山本 啓介君 豊田 俊郎君 神谷 政幸君 古賀 之土君 羽田 次郎君 竹谷とし子君 杉 久武君 石井 章君 仁比 聡平君	行政監視委員 辞任 豊田 俊郎君 古賀 之土君 議院運営委員 辞任 神谷 政幸君 山本 啓介君 羽田 次郎君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第四八号) 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第四九号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。 信託業法の一部を改正する法律案(閣法第三八号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書審査報告書 令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書 令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第一五五号) 血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五六号)	補欠 小川 克巳君 塩村あやか君 補欠 森 まさこ君 岩本 剛人君 横沢 高徳君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第四八号) 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第四九号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。 信託業法の一部を改正する法律案(閣法第三八号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書審査報告書 令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書 令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第一五五号) 血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五六号)	南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五七号) 衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五八号) 政府職員の公用マイレージに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五九号) アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一六〇号) 法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一六一号) 中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一六二号) 科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一六三号) 公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一六四号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 中国製太陽光パネルに内蔵された通信機器及び日本のエネルギー安全保障上の対応に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第一三二四号) 再生可能エネルギー発電事業者の倒産・廃業及び太陽光パネル放置・撤去費用に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第一三二五号) ハーバード大学の留学生受入れに係る安全保障上の懸念に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第一三二六号) 晴海フラッグにおける投資目的の不動産購入の実態に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一三七号)
-----------------------	---------	---	---	--	--	--	--	---

晴海フラッグにおける外国人や外国法人による不動産の集中的取得の実態に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一三八号）			
晴海フラッグ及び周辺地域における無許可民泊の実態及び対応に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一三九号）			
晴海フラッグ周辺における白タク行為の実態及びライドシェア制度導入の必要性に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一四〇号）			
世界平和統一家庭連合に対する解散命令請求の解釈変更プロセス及び議事録公開に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一四一号）			
管理不全・住民不在マンションへの制度的対応に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一四二号）			
強盗殺人未遂容疑で逮捕された中国籍男性を檢察が不起訴処分としたことに関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一四三号）			
候補者による選挙前の書籍出版の公職選挙法上の適法性に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一四四号）			
児童虐待疑惑や親権問題を取り上げた動画チャンネルに係る政府の対応に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一四五号）			
日高神鍋観光協会が毎日放送の報道内容を否定したこと等に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一四六号）			
昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
内閣委員			
辞任			
越智 俊之君			
補欠			
青木 一彦君			
杉尾 秀哉君			
鬼木 誠君			
河野 義博君			
山本 博司君			
総務委員			
辞任			
勝部 賢志君			
補欠			
古賀 千景君			
河野 義博君			
山本 博司君			
外交防衛委員			
辞任			
加田 裕之君			
補欠			
堀井 巖君			
武見 敬三君			
猪口 邦子君			
財政金融委員			
辞任			
江島 潔君			
補欠			
松山 政司君			
古賀 千景君			
勝部 賢志君			
里見 隆治君			
杉 久武君			
文教科学委員			
辞任			
木村 英子君			
補欠			
船後 靖彦君			
厚生労働委員			
辞任			
塩田 博昭君			
補欠			
高橋 次郎君			
経済産業委員			
辞任			
青木 一彦君			
補欠			
越智 俊之君			
国土交通委員			
辞任			
石井 準一君			
補欠			
永井 学君			
松山 政司君			
江島 潔君			
鬼木 誠君			
杉尾 秀哉君			
杉 久武君			
里見 隆治君			
船後 靖彦君			
木村 英子君			
環境委員			
辞任			
猪口 邦子君			
補欠			
武見 敬三君			
永井 学君			
石井 準一君			
堀井 巖君			
加田 裕之君			
塩田 博昭君			
高橋 次郎君			
決算委員			
辞任			
神谷 政幸君			
補欠			
森 まさこ君			
山本 啓介君			
岩本 剛人君			
議院運営委員			
辞任			
岩本 剛人君			
補欠			
山本 啓介君			
森 まさこ君			
神谷 政幸君			
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員			
辞任			
青山 繁晴君			
補欠			
山下 雄平君			
松山 政司君			
越智 俊之君			
同日衆議院から次の議案が提出された。			
スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四八号）			
社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第四九号）			
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。			
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）			
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。			
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第四九号）			
同日委員長から次の報告書が提出された。			
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書			
日本学術会議法案（閣法第三六号）審査報告書			
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）審査報告書			
同日議員から次の質問主意書が提出された。			
公用車のカーナビに係るNHK受信契約の在り方に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一六五号）			
外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一六六号）			
障害者支援の制度的空白に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一六七号）			
福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一六八号）			
福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一六九号）			
公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一七〇号）			
相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一七一号）			
「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一七二号）			
相談支援制度の構造的課題に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一七三号）			
補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一七四号）			
政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一七五号）			
日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一七六号）			

同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度高齢社会対策」についての文書を受領した。

同日内閣から、障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和六年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和六年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和七年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣を經由して個人情報保護委員会委員長から、個人情報保護に関する法律第百六十八条の規定に基づく令和六年度個人情報保護委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「令和六年度食育推進施策」に関する報告を受領した。

審査報告書

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月九日

決算委員長 片山さつき

参議院議長 関口 昌一殿

- 一、本件決算は、これを是認する。
二、内閣に対し、次のとおり警告する。
内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 フィリピンに対する政府開発援助(ODA)

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号

である首都圏鉄道三号线改修事業において、独立行政法人国際協力機構(JICA)の職員が、調達手続に関する秘密情報を入札前の段階で複数回にわたって国内の特定企業に漏えいしていたことは、遺憾である。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したIT導入支援事業において、補助金を受給した中小企業等が悪質なIT導入支援事業者等からの働きかけを契機に資金の還流を受けるなどの不正を行っていたこと、経済産業省及び中小企業庁が適切な指導を行っていないことにより、会計検査院に指摘されるまで機構等による立入調査が一度も実施されず、不正の拡大を招く事態となったことは、遺憾である。

政府は、不正を防止するための制度や審査の不備のみならず、不適切な事後対応により大規模な不正を許す事態となったことを重く受け止め、全容解明のための調査及び不正受給を行った事業者に対する補助金の返還請求を厳正に行うとともに、機構等に対して審査の厳格化及び立入調査の強化を確実に履行させるよう指導を徹底し、再発防止に万全を期すべきである。

3 令和七年一月、埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が起き、トラック一台が巻き込まれ運転手が亡くなるとともに、約百二十万人に下水

道の使用自粛が求められるなど甚大な影響が生じたことは、極めて遺憾である。

政府は、インフラメンテナンスの強化に取り組んできた中、今般の重大事故が発生したことを重く受け止め、下水道事業を担う地方公共団体に対し、職員の負担軽減に資するDX技術の導入に向けた技術的・財政的支援を行うとともに、強靱で持続可能な下水道の構築のため、産官学連携による人材確保の強化に取り組み、再発防止に万全を期すべきである。

4 海上自衛隊が保有する潜水艦の修理契約において、契約先の川崎重工工業株式会社が遅くとも昭和六十年頃から出入業者との間で架空

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条第一号、財政法第四十条第一項及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

国税収納金整理資金受払計算書

受入 収納済額

支払 支払命令済額

歳入組入額

政府関係機関決算書

収入決算額

支出決算額

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかったかどうかという観点に立つて、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

また、別紙のとおり、内閣に対し、令和五年度決算審査措置要求決議を行った。

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度政府関係機関決算書

令和 5 年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 農林水産省共通申請サービスの不適切な制度設計について

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）は、農林漁業者等の利便性向上及び国・自治体職員の事務負担軽減のため、同省所管の全3,300手続をオンラインで申請できるよう構築されたシステムである。同省はeMAFFの成果目標として「令和7年度中にオンライン利用率60%」を掲げているが、実績は2年度にはわずか0.3%と極めて低調で向上の兆しが見受けられず、申請件数が非常に少ない約2,700手続も含む全手続をオンライン化したことで整備・運用保守費用が膨張し、3年度から5年度までの執行額は毎年度40億円を超えていることが明らかとなった。

政府は、令和元年閣議決定のデジタル・ガバメント実行計画で費用対効果が見合わない手続等はオンライン化の対象から除くとしていたにもかかわらず、企画立案における事前検証が不十分であったために利便性の低いシステムに多額の国費を費やしたことを重く受け止め、利用者のニーズや申請状況を適切に把握し、費用対効果を厳格に見極めた上で、システムの抜本的な見直しを行うべきである。

2 福島再生加速化交付金により設置造成された基金の有効活用について

福島県及び管内市町村等は、国から交付された福島再生加速化交付金を原資として設置造成等した加速化交付金基金により、複数年にわたり帰還・移住等環境整備等の事業を実施している。令和4年度末時点の基金保有額について会計検査院が検査したところ、文部科学省、農林水産省及び国土交通省がそれぞれ所管する5市町村の60事業21億145万円は、完了から1年以上が経過し、使用見込みがないにもかかわらず、各所管省は保有額が過大となっていないか十分に確認せず、国庫返還するよう指示をしていなかったことが明らかとなった。

政府は、令和元年にも会計検査院から同様の指摘がなされていたこと及び適時に国庫返還していれば復興予算の財源として有効活用できていたことを重く受け止

め、基金の執行状況を適時適切に把握するとともに、復興庁、各所管省庁及び関係自治体の緊密な連携により再発防止を徹底し、復興を加速させるべきである。

3 スマートシティ推進事業によるサービスの低調な利用実態について

総務省が平成29年度から実施してきた地域課題解決のためのスマートシティ推進事業は、デジタル技術やデータの活用により地域が抱える様々な課題の解決を目指すスマートシティの取組を支援するため、地方自治体等による都市OSの整備等に係る経費を補助するものである。しかし、財務省の予算執行調査において、本事業により提供されるサービスの住民による利用状況が極めて低調であること、地域間・分野間のデータ連携が進んでいないことが明らかとなり、スマートシティならではの取組は不十分と指摘された結果、令和6年度で廃止される事態となった。

政府は、多額の予算を投じてきたにもかかわらず、本事業が住民のニーズに合致したサービスの提供につながらなかったことを重く受け止め、スマートシティ施策については、一般の事態を教訓として、住民のニーズや費用対効果、データ連携の実現可能性などを十分に調査・検討し、再発防止に万全を期すべきである。

4 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について

政府開発援助（ODA）事業について、会計検査院が検査したところ、カンボジアの通信基幹ネットワーク整備事業において、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施条件の見直しなどの検討を十分に行わなかったため、固定電話サービスの利用率が目標値61%に対して令和4年時点で0.16%と大きく下回っていた事態や、ガーナの保健センター建設計画において、大使館が事業実施機関に対して資金計画等を見直させるなどの働きかけを十分に行わなかったため、スタッフ宿舍等は完成したが、肝腎の保健センターが未完成であった事態など、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、ODA事業に対する度重なる会計検査院の指摘や本委員会の決議を真摯に受け止め、過去の教訓をガイドライン等に取り入れるなどして、在外公館等における相手国との緊密な意思疎通や事業の進捗の適切な把握により再発防止を徹底するのみならず、国民が物価高騰で苦しみ中で国際協力を行う必要性への理解を得るべく、各事業の費用、効果及び進捗を分かりやすく公表し、ODAの意義について

説明を尽くすべきである。 5 補正予算の執行状況の公表について 補正予算は、財政法において特に緊要となった経費に必要な予算の追加を行う場合等に限って作成できるとされているが、会計検査院が検査したところ、令和4年度一般会計において、歳出予算現額の全てが補正予算による追加額である予算科目10兆9,123億円のうち、54.3%に上る5兆9,318億円が5年度に繰り越されていたことが明らかとなった。また、国の決算書では、補正予算や予備費による追加額を特定して執行状況を把握することが原則としてできない中で、予備費に係る執行状況は各府省庁のホームページにおいて公表されている一方、補正予算に係る執行状況は公表されていない。 政府は、平成27年度決算検査報告においても補正予算に計上された予算の翌年度繰越率が高い傾向であることを踏まえて、適切な執行等に努める必要があるとされていたにもかかわらず、同様の指摘を受けたことを重く受け止め、財政法の趣旨との整合性や事業効果の検証に資するべく、補正予算による追加額に係る執行状況を公表し、国民への説明責任を果たすべきである。 6 事業の委託契約等における透明性の確保について 経済産業省が令和4年度第2次補正予算(4年12月成立)で造成した基金により実施しているリスクリンゾを通じたキャリアアップ支援事業では、事務局を委託した会社の子会社等に業務が再委託・再々委託されていたこと、再々委託された会社の設立が同年3月にもかかわらず、過去の実績等を踏まえて選定したとされていることが判明した。また、資源エネルギー庁の電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業では、会計検査院が検査したところ、事務局の事務費の委託費率がそれぞれ83.5%及び71.2%と委託理由書提出の基準を大きく超えていたが、同理由書に委託等を要する具体的な理由の記載がなく、その妥当性や適切性を確認できない状況であることが明らかとなった。 政府は、本委員会が4年6月に行った措置要求決議を受けて、委託契約等における公平性確保や委託理由書による妥当性の確認を行うとしていたにもかかわらず、今般の事態が明らかとなったことを重く受け止め、委託事業全般において委託理由	書の様式等の見直し及び事後検証の手の整備を行い、委託契約等に係る透明性の確保に取り組むべきである。 7 高額所得者等に対する公営住宅の明渡請求等の実施状況について 国土交通省は、公営住宅を整備して管理する地方公共団体(事業主体)に交付金等を交付しており、平成16年及び22年に高額所得者への公営住宅の明渡請求や収入未申告者への収入調査等を適切に実施するよう事業主体への個別の技術的助言や全国会議における周知、その実施状況等の実態調査やヒアリングを行っているが、公営住宅入居世帯に占める高額所得者、収入超過者及び収入未申告者の割合が令和5年度末時点で8.7%に上っている。一方、会計検査院による検査では、高額所得者等に対する明渡請求等が適切に実施されていなかった事態や、同省が平成24年6月以降事業主体への技術的助言等を行っておらず、令和元年度には一旦実態調査の対象から収入未申告者への措置の実施状況を除外していたことが明らかとなった。 政府は、公営住宅の応募倍率や入居率が高くなっている中、公営住宅を必要とする低額所得者が入居できるよう事業主体を支援すべき責任があることを改めて認識し、実態調査を随時随所に行うとともに、技術的助言等を徹底し、低額所得者に対して的確に公営住宅が提供されるよう取り組むべきである。 8 循環型社会形成推進交付金の過大交付が繰り返されている事態について 環境省は、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を支援するため、循環型社会形成推進交付金を市町村等に交付している。会計検査院が検査したところ、交付対象とはならない構内道路等に係る整備費用を交付対象事業費に含めるなどして2果の3事業主体において交付金が過大に交付されていた事態が明らかとなった。同交付金については、類例の指摘が繰り返されており、平成21年度から令和5年度の検査報告における指摘金額の合計は、不当事項だけでも10億円以上となっている。 政府は、これまで再発防止策を講じてきたにもかかわらず、会計検査院から再三にわたり指摘を受けるなど、再発を防止できていないことを重く受け止め、完了した事業も含めて類例の事態の有無を調査するとともに、ミスの根絶のための電子的なフォローアップの活用、市町村等に対する交付金制度の内容や会計検査院の指摘事
--	--

項等の周知徹底の強化により、再発防止に万全を期すべきである。 9 防衛省の契約において実績が反映されていない過大な支払が繰り返されている事態について 令和5年度決算検査報告では、海上自衛隊の横須賀及び呉の両地方総監部が、潜水艦に搭載されている鉛主蓄電池の充電に係る契約において、実績電力量が予定電力量を下回っていたにもかかわらず、契約を変更せず予定電力量に基づき8,132万円を過大に支払っていた事態が指摘された。防衛省の契約については、平成27年度の自衛隊基地等の電気需給契約、30年度の携帯無線機用電池の調達契約、令和3年度の弾薬等の技術支援に係る請負契約など、近年の検査報告において同様に使用実績を反映することなく過大な支払を行っていた事態が繰り返し指摘されている。 政府は、会計検査院から再三にわたり指摘を受けているにもかかわらず、防衛省内で組織横断的な是正措置が講じられていないことを重く受け止め、調達要求及び精算の各段階で使用実績が確実に反映されるよう改めて周知徹底するとともに、省内の会計監査等において不適切な事例が確認された場合には、確認体制の整備や支払要領の見直しなどを行い、再発防止に万全を期すべきである。 10 防衛省の定める設計要領等の不備について 防衛省地方防衛局等が発注する自衛隊施設の給水管又は汚水排水管（両配管）の埋設工事では、汚水排水管の漏水による給水管内の上水の汚染を防ぐため、上水設計要領において両配管を平行又は交差して埋設する場合の位置関係等に関する条件を定め、同条件を満たさない場合には給水管を保護することとされている。10地方防衛局等の65契約を会計検査院が検査したところ、下水設計要領に位置関係等の条件に係る規定がなく、上水設計要領に給水管の具体的な保護方法が明記されていなかったことなどにより、6地方防衛局の15契約34か所において、両配管の位置関係等の条件を満たしていない給水管が保護されておらず、上水が汚染されるおそれがある状態となっていた事態が明らかとなった。 政府は、自衛隊施設や防衛装備品に係る設計要領等の不備が自衛隊員のみならず、国民の生命・財産等に影響を及ぼす可能性があることを重く受け止め、設計要領等に不備がないか精査するとともに、関係者からの不明瞭な点に関する問合せ内容を	網羅的に蓄積した上で分析し、必要な改正を行うことにより、自衛隊施設等に係る安全性の確保に万全を期すべきである。
--	--

一、令和五年度一般会計歳入歳出決算
一、令和五年度特別会計歳入歳出決算
一、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
一、令和五年度政府関係機関決算書
右
国会に提出する。
令和六年十一月二十九日
内閣総理大臣 石破 茂

審査報告書
令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
右は多数をもって是認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
令和七年六月九日
決算委員長 片山さつき
参議院議長 関口 昌一殿

一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十四条第一項の規定に基づき国会に報告されたもので、令和五年度中の一般会計及び特別会計を合わせた国有財産の増加額は九兆三千九百六十四億九千万円余、減少額は三兆五千三百六十九億三千四百万円余、差引純増加額は五兆八千五百九十五億五千五百万円余である。
これを令和四年度末現在額百三十一兆八千三百四十七億七千七百円余に加算すると、令和五年度末現在額は百三十七兆六千九百四十三億三千三百万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

審査報告書
令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
右は多数をもって是認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
令和七年六月九日
決算委員長 片山さつき
参議院議長 関口 昌一殿

一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十七条第一項の規定に基づき国会に報告されたもので、令和五年度中の一般会計及び特別会計を合わせた国有財産無償貸付の増加額は二千九百十九億九百万円余、減少額は二千五百五十一億九千九百万円余、差引純増加額は三百六十七億九百万円余である。
これを令和四年度末現在額一兆二千四百三十七億五千八百万円余に加算すると、令和五年度末現在額は一兆二千八百四十四億六千八百万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

令和六年十一月二十九日
内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿
国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。
(別冊は省略する)

審査報告書
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
令和七年六月十日
文教科学委員長 堂故 茂
参議院議長 関口 昌一殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行に要する経費として、令和七年度一般会計予算(文部科学省所管)において、約三十四億円が計上されている。
附帯決議
政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
一、教育職員の時間外在校等時間を令和十一年度までに一箇月当たり平均三十時間程度に縮減するという本改正法附則第三条第一項に規定する

目標を達成するため、地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと。また、当該目標は、一箇月当たり三十時間程度までは時間外在校等時間を認めるという趣旨ではなく、その一層の縮減が必要であることについて、学校、教育委員会、保護者、地域等に対して周知すること。

二、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討するため、本改正法附則第六条に規定する教育職員の勤務の状況を調査するに当たっては、これまで教育職員に対して行われた勤務実態調査にも留意し、その方法について十分に検討すること。また、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置を講ずるに当たっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法における教育職員の健康及び福祉の確保という理念と教育職員の勤務の状況との差を埋めることができるよう必要な措置を講ずること。

三、教育委員会は、時間外在校等時間が上限時間を超える学校に対して、当該学校の業務や環境整備等の状況を十分に検証し、在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すること。
四、時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、休憩時間、並びに週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。
また、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ることについても周知すること。
五、時間外在校等時間の上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないことについて

て、周知徹底すること。また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であることから、持ち帰りが行われている実態がある場合には、校長及び教育委員会は、その状況を適切に把握するとともに、国はフォローアップを行い、持ち帰りを行わずに済むよう、人員の配置拡充、業務の削減等の必要な取組を実施すること。

六、学校における働き方改革の目的は、子供一人一人の特性や関心に応じた学びの実現であり、その目的のため、教育課程の編成の在り方について専門的な議論を深めるとともに、教職員定数の改善などの教育条件の整備も一体として同時に進めること。

七、学校における働き方改革については、学校の設置者であり、教職員の服務を監督する教育委員会が、学校徴収金の公会計化をはじめとした業務の見直しや支援スタッフの予算化など学校を支援する取組について主体性を持って実施することが必要である。これらの取組については、単に教育委員会や学校のみの責務とするのではなく、地方公共団体の長のリーダーシップのもと、関係部署が一体となつて、強力に推進すること。また、国は、常勤職員と同等の職務を遂行している臨時的任用教員の給与決定について、総務省通知から二級発令とすることが可能であることを任命権者である教育委員会に周知徹底すること。併せて、二級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることも周知すること。

八、労働基準監督機関の権限行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。その際、社会保険

労務士や法律家など外部の専門家の知見も活用し、教育職員が働き方について相談できる体制の構築に努めること。

九、国は、服務監督教育委員会及び校長には自己の監督する教職員について、安全配慮義務があり、業務時間・業務内容を把握した上で業務量を適切に調整するなどの措置を取る必要があることについて周知すること。併せて、安全配慮義務を怠った場合には、損害賠償にも及ぶ可能性があることについても教育委員会と校長に周知徹底すること。また、教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際には、服務監督権者である教育委員会及び校長は速やかに調査を行い、再発防止に向けた取組を講ずること。

十、国及び地方公共団体は、学校における働き方改革を円滑に推進できるよう、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る三分類」に基づく取組が確実に実施されるよう、必要な財政措置等の条件整備を講ずること。また、国は、三分類については必要な見直しを行い、「教員が担うべきではない業務」を明確に示すとともに、教育委員会及び学校段階において、教育課程上の工夫を含めた業務改善の取組を整理・共有すること。さらに、こうした改革の趣旨について、国が主体的に保護者や地域に対して理解を促す広報や発信に取り組むこと。

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

十二、主務教諭の配置による教諭の職務内容・職責の変化がないことを踏まえ、主務教諭の配置

のために、教諭の給与を引き下げるものがないよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、主務教諭の配置によって、学校内外で円滑に協力・協働体制が構築できるよう、周知すること。併せて、主務教諭の配置が地方公共団体による任意設置となつていないことから、その配置人数分の義務教育費国庫負担金を確実に措置すること。

十三、教職調整額の一〇％への引上げを確実に実施するとともに、学校における働き方改革の進捗状況及び財源確保の状況等を踏まえ、教職調整額の引上げ時期の前倒しを検討すること。また、教職調整額の引上げが他の教育予算の削減につながるものがないよう、必要な予算を確保すること。

十四、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じた支給するに当たっては、現在行われている一律支給部分について、その支給ができないとの誤解が生じないよう周知すること。併せて、学級担任に義務教育等教員特別手当の支給を加算することについて、複数担任制を採っている場合にも支給が可能であることを周知すること。

十五、子ども・子育て支援制度の枠組みにおいて措置されている幼稚園教員の処遇改善に資する財政措置とその効果について、継続的にフォローアップを行うこと。

十六、国は、教育職員の業務の縮減のため、教育職員の担当授業時数を軽減するための教育課程の実施と抜本的な教職員定数の改善に努めること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の学校における専門スタッフの配置の一層の拡充及び処遇改善に努め、地方公共団体の財政力に起因した配置の格差が生ずることのないよう、必要

な財政措置を講ずること。併せて、国及び地方公共団体は、部活動の地域展開等を確実に進めるための措置を講ずるとともに、全国規模の「学校人材バンク」の構築などを講ずること。

十七、本改正法により時間外在校等時間の縮減が求められていることに鑑み、いわゆる「超勤四項目」以外の業務である部活動については、教育職員が正規の勤務時間を超えて従事することを命ずることができないことを踏まえ、部活動改革の推進等の必要な措置を講ずること。

十八、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などに関する教職員の負担感が大きいことを踏まえ、学校だけでは解決が難しい事案について、学校任せにするのではなく、保護者等から行政が直接相談を受けるなど、行政による学校問題解決のための支援体制の構築や、スクールロイヤーが学校や教育委員会の立場に立った代理人として対応することも含め、スクールロイヤーのより積極的な活用や配置充実に向けて、財政措置等の必要な措置を講ずること。

十九、令和の日本型学校教育を担う専門職としての教育職員の専門性の向上・キャリア形成のため、研修や教員養成段階への支援に加え、授業実践が共有できるプラットフォームの形成と教育データベースの整備を行い、多様な子供への効果的な授業実践や支援とその成果を科学的に分析・共有する仕組みを構築すること。その際、現場の教育職員の負担とならないよう配慮すること。

二十、教育職員のメンタルヘルスを良好なものとする前提として、学校における労働安全衛生管理体制の整備が不可欠であることを踏まえ、産業医や健康管理医等の選任等、教員の健康確保措置の環境整備に際し、地方公共団体間で格差

が生ずることのないよう、国が必要な支援を行うこと。また、学校における勤務間インターバルの取組を進めるため、国は必要な支援を行うこと。

二十一、教育職員の安定的な確保及び質の向上のため、教育職員の免許制度及び養成・採用の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。また、教育職員の専門性・多様性の確保のため、教育職員の採用選考の実施時期及び回数等について、教育委員会による工夫改善の取組を促進すること。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月十五日
衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

(小字及び――は衆議院修正)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号

与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

第三条第一項中「教頭」の下に「並びに指導改善研修被認定者(教育公務員特例法昭和二十四年法律第一号第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第五条及び第六条第一項において同じ。)」を加え、「この条をこの項及び次項に」、「百分の四」を「百分の十(幼稚園の教育職員にあつては、百分の四)」に改める。

第五条中「については、地方公務員法第五十八條第三項本文」を「(指導改善研修被認定者を除く。)」についての地方公務員法第五十八條第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項本文」に改め、「と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指導改善研修被認定者についての地方公務員法第五十八條第三項の規定の適用については、同項中「第二条」とあるのは「第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と読み替えて同条第一項から第三項までの規定を適用するものとし、同法第二条」と、「から第三十二条の五まで」とあるのは「第三十二条の三の二、第三十二条の五、第三十六条」とする。

第六条第一項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

第七条の見出し中「教育職員の業務量の適切な管理等」を「業務量管理・健康確保措置」に改め、同条第一項中「措置」の下に「次条において「業務量管理・健康確保措置」という。を、「次項の下に「及び同条第一項」を加える。

本則に次の一条を加える。

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」

という。)を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

二 業務量管理・健康確保措置の内容

三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に關し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。)に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

5 都道府県、市町村(特別区を含む、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。)の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。)の策定及びその円滑かつ確実な実施に關し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附則第二項を次のように改める。

2 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

（学校教育法の一部改正）

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」を「教頭を、主務教諭（第十二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置く」ときは教諭を、それぞれに改め、同条第十一項を次のように改める。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項及び第九項の規定にかかわらず、次に掲げる職員を置くことができる。

一 園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭

二 幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該幼稚園の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭

第二十七条第八項の次に次の一項を加える。

主務教諭は、幼児の保育をつかさどり、及び命を受けて当該幼稚園の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第二十八条中「第十二項から第十七項まで」を「第十三項から第十八項まで」に改める。

第三十七条第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」の下に「主務教諭（第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置く」ときは教諭を、主幹教諭の下に「又は主務教諭」を加え、同条第十九項を次のように改める。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、次に掲げる職員を置くことができる。

一 校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭

二 児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭

第三十七条第十項の次に次の一項を加える。

主務教諭は、児童の教育をつかさどり、及び命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第四十二条に次の一項を加える。

地方公共団体の設置する小学校は、前項の措置を講ずるに当たつては、当該措置が、当該地方公共団体の教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。

第六十条第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」を「教頭を、主務教諭（第六十二条において準用する第三十七条第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置く」ときは教諭を、それぞれに改める。

第六十二条中「第十七項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第二十項」に改める。

第六十九条第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」の下に「主務教諭（次条第一項において準用する第三十七条第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置く」ときは教諭を、主幹教諭の下に「又は主務教諭」を加える。

第七十条第一項中「第十七項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第二十項」に改める。

第一百四十四条及び第二百三十三条中「第三十七条第十四項」を「第三十七条第十五項」に改める。

第一百三十三条第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に、「同項中」を「第十三条第一項中」に改める。

第四十四条までを「第四十二条第一項、第四十三条及び第四十四条」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第三条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を、「つかさどる主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を、「時間外勤務手当」の下に「（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者）」を加える。

第二条中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加える。

附則第三項中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

（教育公務員特例法の一部改正）

第四条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加える。

第十三条第二項中「これらの」を「前項に規定する」に、「するものとし、その内容は」を「して、これらの者が分掌する校務類型（文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類をいう。以下この項において同じ。）に応じて支給するものとし、その額は、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第二十三条第二項中「指導教諭」の下に、「主

務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。を、「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加える。	第二条第一項中「指導教諭」の下に、「主務教諭(幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。以下同じ。を、「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加える。	表第六の二第三欄中「主幹教諭」の下に「若しくは主務教諭」を加える。	に、「主務教諭」を加える。
第二十四条第一項中「教諭等」を「中堅教諭等(主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。を、主務保育教諭及び教諭等のうち、「を除くを」以外のものである。公立の小学校等における教育に同じ相当の経験を有する者として文部科学省令で定めるものをいう」に、「教諭等」を「中堅教諭等」に改め、「公立の小学校等における教育に同じ相当の経験を有し、そのを削る。	第三條第二項中「及び指導教諭」を、「指導教諭及び主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。に、「主幹教諭」に「を」主幹教諭及び主務教諭に」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。	別表第八第三欄中「指導教諭」の下に、「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。を、「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加える。	一 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第五十七号)第二条第二項
第二十六條第一項中「主幹教諭、指導教諭」の下に、「主務教諭」を、「栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加え、同項第一号中「指導教諭の下に、「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。を、「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加え、「主幹教諭又は」を「主幹教諭若しくは主務教諭又は」に改める。	第九條の二中「及び指導教諭」を、「指導教諭及び主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。に、「主幹教諭」に「を」主幹教諭及び主務教諭に」に改める。	第六條 学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。	二 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)第二条及び第三条第一号
附則第六條の見出し中「教諭等」を「中堅教諭等」に改め、同条第一項中「幼稚園等の教諭等」を「幼稚園等の中堅教諭等(第二十四条第一項に規定する中堅教諭等をいう。以下この条において同じ。に、「第二十四条第一項」を「同項」に、「同条第一項」を「第二十四条第一項」に、「教諭等について」を「中堅教諭等について」に改め、同条第二項中「教諭等」を「中堅教諭等」に改める。	附則第十五項及び第十六項中「指導教諭」の下に、「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。を」を加える。	第七條 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。	第九條 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正
第五條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。	附則第十九項中「指導教諭」の下に、「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。を」を加える。	第五條中「主幹教諭、指導教諭」を「主幹教諭(栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下この条において同じ。を、指導教諭、主務教諭(栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下この条において同じ。に改め、同条第一号中「及び」を「主務教諭(本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。及び」に改める。	第十條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

令和七年六月十一日 参議院會議録第二十六号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

令和七年六月十一日 参議院會議録第二十六号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

三〇

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「指導教諭」の下に、「主務教諭を、」をつかざどる主幹教諭の下に「及び主務教諭を加える。

第七条第一項及び第三項中「指導教諭」の下に「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を加える。

第八条中「養護教諭及び」を「及び主務教諭、養護教諭並びに」に改める。

第八条の二中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭を加える。

第十一条第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を加える。

第十七条第一項中「指導教諭」の下に、「主務教諭を加える。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第十二条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「主幹教諭、指導教諭」を「主幹教諭(栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下同じ。)、指導教諭、主務教諭(栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下同じ。)」に改める。

第九条第一項中「指導教諭」の下に、「主務教諭(養護をつかさどる主務教諭を除く。)」を加える。

第十条中、「養護教諭及び」を「及び主務教諭、養護教諭並びに」に改める。

第二十三条第一項中「指導教諭」の下に、「主務教諭を加える。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加え、同条中第十九項を第二十三項とし、第十四項から第十八項までを四項ずつ繰り下げ、第十三項を第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

主務栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該幼児連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第十四条中第十二項を第十五項とし、第十一項を第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 主務養護教諭は、園児の養護をつかさどり、並びに命を受けて当該幼児連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

その他の職員間における総合的な調整を行う。

第十四条中第十項を第十二項とし、第九項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 主務保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに命を受けて当該幼児連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第十四条第八項中「第十一項及び第十三項」を「第十三項及び第十六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、主務保育教諭を置くときは、保育教諭を置かないことができる。

第十五条第一項中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭を加え、同条第二項中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加え、同条第三項中「主幹栄養教諭」の下に「主務栄養教諭」を加える。

第二十六条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

第三十二条中「第十一項の」を「第十二項の」に、「第十一項中」を「第十二項第一号中」に改める。

第四十条第一号及び第二号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭を加え、同条第三号及び第四号中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「主務栄養教諭」を加える。

その他の職員間における総合的な調整を行う。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「新認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に改め、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十五条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条第一項の改正規定及び附則第一条第一号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正)

第十六条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号口中「指導教諭」の下に

主務養護教諭は、園児の養護をつかさどり、並びに命を受けて当該幼児連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

「主務教諭を加え、同項第三号口中「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭を、「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭を、「主幹栄養教諭」の下に、「主務栄養教諭」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、^{次の各号に掲げる}第一条の規定(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第二条第二項の改正規定、同法第七条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同法本則に一条を加える改正規定を除く。次条において同じ。)、第三条の規定(市町村立学校職員給与負担法第一条の改正規定中「時間外勤務手当」の下に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者」を加える部分に限る。及び第四条の規定(教育公務員特例法第十三条第二項の改正規定に限る。並びに次条から附則第四条まで

当該各号に定める日

の規定は、同年一月一日から施行する。

一 附則第三条から第五条までの規定 公布の日

二 第一条の規定(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。))第二条第二項の改正規定、給特法第七条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに給特法本則に一条を加える改正規定を除く。次条において同じ。)、第三条の規定(市町村立学校職員給与負担法第一条の改正規定中「時間外勤務手当」の下に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者」を加える部分に限る。及び第四条の規定(教育公務員特例法第十三条第二項の改正規定に限る。並びに次条及び附則第六条及び第七条の規定 令和八年一月一日

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「^{第二号}附則第一条ただし書施行日」という。))前に教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて^{第二号}附則第一条ただし書施行日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定による教職調整額並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第三項及び第四項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の^{給特法}公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法^(次条において「附則第一条ただし書新給特法」という。))第三条第一項及び第二項並びに第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政府の措置)
第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等(給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。))の教育職員(第一条の規定(給特法第二条第二項の改正規定に限る。))による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。))について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。
一 公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること。
二 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。
三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。

四 公立の義務教育諸学校等の教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること。
五 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。
七 前各号に掲げるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の削減のために必要な措置

前項の二箇月時間外在校等時間とは、第一号に掲げる時間から第二号に掲げる時間を除いた時間として給特法第七条第一項に規定する指針で定める時間という。

一 一箇月の学校の教育活動に関する業務を行つてゐる時間として外形上把握することができる時間
二 給特法第六条第三項各号に掲げる日(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十五条の規定に相当する条例の規定による代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。))以外の日における正規の勤務時間(給特法第六条第一項に規定する正規の勤務時間という。)

第四条 政府は、公立の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。))の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(検討)
第五条 政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、その管理職手当を受ける教育職員(以下この条において「公立学校の管理職員」という。))が重要な役割を果たすことに鑑み、公立学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会による当該教育職員のそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六
第三条 政府は、^{第二号}附則第一条ただし書施行日以後二年を目途として、公立の義務教育諸学校等

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。次条において同じ。))

(幼稚園を除く。))の教育職員^(第二号)附則第一条ただし書新給特法第三条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。))の勤務環境その他の勤務条件に関する状況、人材確保の動向並びに給与及び報酬等に要する経費についての財源の確保の状況その他の事情を勘案し、当該教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、^{第二号}附則第一条ただし書新給特法附則

第二項の規定により読み替えて適用する^{第二号}附則第一条ただし書新給特法第三条第一項に規定する教職調整額に係る率の変更を行うことを含め、必要な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、公立の幼稚園の教育職員については、^{給特法}公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に定める給与その他の勤務条件に関する特例の適用を受けるとともに、保育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。))及び幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。))の職員と同様に子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に基づいて同法附則第二条の二に規定する処遇の改善に資するための措置が講じられていることに鑑み、公立

幼稚園の教育職員の処遇の在り方に関し、他の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する制度との整合性を確保しつつ保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の処遇との均衡を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

日本学術会議法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年六月十日

内閣委員長 和田 政宗
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことを目的とする法人として、日本学術会議を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行に要する経費は、日本学術会議の設立に対応して令和八年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府及び日本学術会議は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 政府は、令和二年の会員任命拒否問題について、改めて国民への説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があつたことを踏まえ、誠意を持って日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。

二 政府及び日本学術会議は、我が国及び世界が直面する社会課題、政府とアカデミアとの関係性その他の多面化・複雑化する学問の自由に関わる諸問題に対し絶えず真摯に向き合い、それぞれの役割・責務を果たすよう努めること。

三 政府は、会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質及び役割を十分に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること。

四 政府は、日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたことを尊重すること。

五 政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

六 政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の理念と実務の連続性に配慮すること。また、設立時の会員の選考について、コ・オペレーションの理念を尊重すること。

七 政府は、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を萎縮させることがないよう、日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行うこと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、ナショナルアカデミーとしての活動の中立性に留意しつつ民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。

八 政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

九 政府は、内閣総理大臣が任命する監事、日本学術会議評価委員会及び設立委員の権限が不当

に拡大し、特に日本学術会議の活動の学術的な内容・価値に立ち入らないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命し、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べるができる者を任命すること。

十 政府は、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出につなげる。また、日本学術会議は、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その政策提言機能を強化すること。あわせて、政府は、日本学術会議が行う勧告、答申等について、その趣旨を尊重すること。

十一 政府は、内閣府に置かれる日本学術会議評価委員会の全ての議事録の公表、内閣総理大臣による本法に基づく権限の意思決定過程等に関する文書の適切な作成・保存等、日本学術会議の組織及び運営一般に関する内閣府の事務の透明性向上に努めること。また、日本学術会議は、役員会、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体の全ての議事録の公表、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性向上に努めること。

十二 政府は、内閣総理大臣が施行日前に会長職務代行者を指名するに当たっては、特にその公正性及び中立性が確保されるように配慮すること。

十三 政府は、日本学術会議の更なる機能強化に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。

十四 政府は、本法の規定について施行後六年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む活動の独立性や自主的・自律的な運営に向けた取組などに留意すること。
右決議する。

日本学術会議法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月十三日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

日本学術会議法案

日本学術会議法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 機関

第一節 総則(第八条)

第二節 日本学術会議会員(第九条)

第三節 総会(第十条―第十五条)

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号

日本学術会議法案

第四節 役員及び役員会(第十六条―第二十条)

第五節 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会(第二十五条―第二十七条)

第六節 会員の選任及び解任(第二十八条―第三十二条)

第七節 役員等の責任及び義務(第三十三条―第三十五条)

第八節 会議の運営に関する重要事項の決定(第三十六条)

第三章 業務(第三十七条―第四十一条)

第四章 中期的な活動計画等(第四十二条―第四十四条)

第五章 財務及び会計(第四十五条―第四十八条)

条

第六章 雑則(第四十九条―第五十四条)

第七章 罰則(第五十五条―第五十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本学術会議(以下「会議」という。)は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 会議は、学術に関する知見が人類共有の知的資源であるとともに経済社会の健全な発展の基盤となるものであることに鑑み、世界の学術と連携協力して学術の向上発達及び学術に関する知見の活用を推進を図り、もって人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献するものとする。

2 国は、この法律の運用に当たっては、我が国の科学者の内外に対する代表機関として政府の諮問に対する答申等を行うという会議の組織及び業務の特性に鑑み、その運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない。

(法人格)

第三条 会議は、法人とする。

(事務所)

第四条 会議は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 会議の資本金は、附則第十八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会議に追加して出資することができる。

3 会議は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(日本学術会議規則)

第六条 会議は、次に掲げる事項について、日本学術会議規則を定めるものとする。

一 この法律の他の規定により日本学術会議規則で定められることとされている事項

二 前号に掲げるもののほか、会議の運営に係る基本的な事項

(名称の使用制限)

第七条 会議でない者は、日本学術会議という名称を用いてはならない。

第二章 機関

第一節 総則

第八条 会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置く。

2 会議の役員は、会長、副会長及び監事とする。

第二節 日本学術会議会員

第九条 日本学術会議会員(以下「会員」という。)の員数は、二百五十人とする。

2 会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、第二十八条から第三十一条までに定めるところにより、総会が選任する。

3 会員の任期は、六年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会員は、一回に限り再任されることができ

5 政府又は地方公共団体の職員(非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員であるものを除く。)は、会員となることができない。

6 会員は、満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する。

第三節 総会

(総会の職務)

第十条 総会は、次に掲げる職務を行う。

一 この法律の他の規定又は準用通則法(第五十二條において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三號)をいう。以下同じ。)の規定により総会の決議、承認又は同意を要する事項についての決議、承認又は同意 二 前号に掲げるもののほか、第三十七條に規定する業務(會議の経営に関する事務を除く。)をつかさどること。 三 会長及び副会長の職務の監督 四 前三号に掲げるもののほか、日本学術會議規則で定めるところにより総会が行うこととされている職務 (總会の組織) 第十一條 総会は、全ての会員をもつて組織する。 二 総会に、議長を置く。 三 総会の議長(以下「議長」という。)は、会長とする。 四 議長は、総会の会務を総理する。 五 会長は、あらかじめ、副会長のうちから、会長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。 (總会の招集) 第十二條 総会は、議長(議長に事故があるときは、前条第五項に規定する議長の職務を代理する者。以下この節において同じ。)が招集する。 二 議長は、日本学術會議規則で定めるところにより、定期的に総会を招集しなければならない。 三 議長は、第二十八條第一項の規定により行う会員の選任後、遅滞なく、会長を選任するため総会を招集しなければならない。	四 議長は、必要があると認めるときは、総会を招集することができる。 五 議長は、会員の総数の三分の一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、又は監事が第二十條第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による報告のため議長に対しその招集を請求したときは、これらの請求があつた日以後二十日以内に総会を招集しなければならない。 (議事の運営) 第十三條 総会は、議長が出席し、かつ、会員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開くことができない。 二 総会の議事は、議決に加わることができる会員の二分の一以上が出席し、出席した当該会員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。 三 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、議決に加わることができる会員の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。 一 第三十二條第四項の総会の決議 二 第三十三條第二項の承認に係る第三十六條第一項の総会の決議 四 前二項の決議について特別の利害関係を有する会員は、議決に加わることができない。 五 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他総会の運営に関し必要な事項は、日本学術會議規則で定める。 (議長の権限) 第十四條 議長は、総会の秩序を維持し、議事を	整理する。 二 議長は、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる。 (議事録の公表) 第十五條 會議は、総会の定めるところにより、総会の議事録を作成し、速やかに、公表しなければならない。 第四節 役員及び役員会 (会長の職務) 第十六條 会長は、會議を代表し、及び議長の職務を行うほか、総会の定めるところに従い、會議の経営に関する事務を総理する。 二 会長は、定期的に、會議の経営の状況について、総会に報告しなければならない。 (副会長の職務) 第十七條 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して総会の会務及び會議の経営に関する事務を掌理する。 二 副会長は、会長の定めるところにより、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。 (役員会) 第十八條 役員会は、第三十六條第二項の規定により役員会の議を経なければならないとされている事項及び会長の職務に関し役員会が特に必要と認める重要事項を審議する。 二 役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもつて組織する。 (監事の職務等) 第十九條 監事は、會議の業務を監査する。この	場合において、監事は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 二 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)、役員以外の会員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は會議の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 三 監事は、會議がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。 四 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。 (会長等への報告義務等) 第二十條 監事は、役員(監事を除く。)、役員以外の会員又は職員について、不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれのある事実があると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。 一 当該事実が役員(監事を除く。)に係るものである場合 会長、総会及び内閣総理大臣 二 当該事実が役員以外の会員に係るものである場合 会長、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣 三 当該事実が職員に係るものである場合 会長及び内閣総理大臣
---	--	--	---

2 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。 一 当該措置が役員（監事を除く。）に係るものである場合 監事、総会及び内閣総理大臣 二 当該措置が役員以外の会員に係るものである場合 監事、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣 三 当該措置が職員に係るものである場合 監事及び内閣総理大臣 3 会員候補者選定委員会は、第一項（第二号に係る部分に限る。）又は前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る会員に対し、当該報告に係る事案について報告を求めることができる。 （会長の選任等） 第二十一条 会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任する。 2 会長の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日以後最初に開催される総会において次の会長が選任される時までとする。 3 会長は、会長としての職務の執行が特に優れたものであるときは、一回に限り再任されることができ。 4 会議は、会長が選任されたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに	に、会長の選任の理由その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。 （副会長の任命等） 第二十二条 副会長の員数は、三人以内とする。 2 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が任命する。 3 副会長の任期は、当該副会長について会長が定める期間（その末日が会長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。ただし、補欠の副会長の任期は、前任者の残任期間とする。 4 副会長は、再任されることができる。 5 前条第四項の規定は、副会長が任命されたときについて準用する。 （監事の任命等） 第二十三条 監事の員数は、二人とする。 2 監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。 3 監事の任期は、その任命後三年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第四十五条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。 4 監事は、再任されることができる。 5 第九条第五項の規定は、監事について準用する。 （役員の解任等） 第二十四条 会長及び副会長は、会員の地位を失ったとき（会員の任期が満了したときを除く。）は、それぞれその職を失うものとする。 2 内閣総理大臣は、監事が、会員に選任されたとき、又は前条第五項において準用する第九条	第五項の規定により監事となることができない者に該当するに至ったときは、その監事を解任しなければならない。 3 内閣総理大臣、総会又は会長は、それぞれその任命又は選任に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 4 総会は、副会長が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、会長に対し、同項の規定により当該副会長を解任することを求めることができる。 5 会長は、第三項の規定により副会長を解任しようとするとき（前項の規定による解任の求めがあった場合を除く。）は、総会の同意を得なければならない。 6 第二十一条第四項の規定は、会長又は副会長が、第一項の規定によりその職を失ったとき又は第三項の規定により解任されたときについて準用する。 第五節 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会 （会員候補者選定委員会） 第二十五条 会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 第三十条の規定による会員の候補者の選定 二 第三十一条第一項に規定する選定方針（第五項及び次条第一項第一号において「選定方	針」という。）の案の作成 三 第三十二条第二項の規定による会員の解任の求め 四 前三号に掲げるもののほか、会員の選任及び解任に関する事務のうち、日本学術会議規則で定めるところにより会員候補者選定委員会が行うこととされているもの 2 会員候補者選定委員会は、会員候補者選定委員十人以上二十人以上をもって組織する。 3 会員候補者選定委員は、会員のうちから、総会が選任する。 4 会員候補者選定委員の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までとする。 5 会員の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、会員候補者選定委員会に、選定方針で定める研究分野ごとに、分野別業績審査委員会を置く。 6 分野別業績審査委員会の委員は、当該分野別業績審査委員会に係る研究分野における会員の候補者の研究又は業績の審査を行うために必要な専門的知識を有する者のうちから、会員候補者選定委員会が選任する。 （選定助言委員会） 第二十六条 選定助言委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し、意見を述べること。 二 前号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関し、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べること。
--	---	--	---

2 選定助言委員会は、選定助言委員五人以上七人以内をもって組織する。 3 選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者(会員その他内閣府令で定める者を除く。)であつて、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、総会が選任する。 4 選定助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の選定助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 選定助言委員は、一回に限り再任されることできる。 (運営助言委員会) 第二十七条 運営助言委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 第三十六条第三項に規定する議案の作成に関し、会長に対し、意見を述べること。 二 前号に掲げるもののほか、会長の職務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べること。 2 運営助言委員会は、運営助言委員十人以上十五人以内をもって組織する。 3 運営助言委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であつて、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、会長が任命する。 4 運営助言委員の任期は、三年とする。ただし、	し、補欠の運営助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 運営助言委員は、一回に限り再任されることできる。 第六節 会員の選任及び解任 (会員の選任の時期及び人数) 第二十八条 会員の選任は、三年ごとに、その員数の半数について行う。 2 総会は、会員が欠けたときは、その補欠の会員を選任することができる。 (会員の選任の決議等) 第二十九条 会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行う。 2 会議は、選任された会員の研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置を講ずることにより、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。 (会員の候補者の選定) 第三十条 会員候補者選定委員会は、次条第一項に規定する選定方針に従つて、会員の候補者を選定する。 2 会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。 3 優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会において行う。 4 会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学	者のうちから会員の候補者の選定(補欠の会員の候補者の選定を除く。)を行うに当たつては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。 一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。 二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。 三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。 5 前各項に定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。 (選定方針) 第三十一条 会議は、会員の任期の末日の六月前までに、当該任期を満了する会員の次の会員の候補者の選定及び当該次の会員の選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までの間に行われる補欠の会員の候補者の選定に関する方針(以下「選定方針」という。)を作成しなければならない。 2 選定方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 前条第二項に規定する措置の実施に関する方針 二 会員候補者選定委員会に置く分野別業績審査委員会の研究分野の別	三 分野別業績審査委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法 四 分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を選定するための基準及び方法 五 前各号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関する重要事項 3 選定方針の作成に関する決定は、総会の決議によらなければならない。 4 会員候補者選定委員会は、選定助言委員会の意見を聴いて、選定方針の案を作成し、総会に提出する。 5 会議は、選定方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。 6 前三項の規定は、選定方針の変更について準用する。 (会員の解任) 第三十二条 総会は、会員が第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに至ったときは、当該会員を解任しなければならない。 2 会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる。 3 総会は、前項の規定による解任の求めがあつた場合において、当該会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができる。 4 第一項及び前項の規定による解任は、総会の決議により行う。
---	--	--	--

第七節 役員等の責任及び義務

(役員等の損害賠償責任)

第三十三条 会議の役員及び役員以外の会員は、それぞれの任務を怠ったときは、会議に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、内閣総理大臣の承認がなければ、免除することができない。

(役員等の秘密保持義務)

第三十四条 会議の役員、役員以外の会員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らししてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員等の地位)

第三十五条 会議の役員、役員以外の会員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第八節 会議の運営に関する重要事項の決定

第三十六条 この法律の他の規定により総会の決議によることとされているもののほか、次に掲げる事項の決定は、総会の決議によらなければならない。

- 一 この法律(第四十一条を除く。)又は準用通則法の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 二 第三十八条の規定による諮問に対する答申及び第三十九条の規定による勧告
- 三 第四十一条の規定による国際団体への加入
- 四 第四十二条第一項に規定する中期的な活動

計画及び第四十三条に規定する年度計画の作成又は変更

五 第四十四条第二項に規定する自己点検評価書の作成

六 予算の作成

七 準用通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び準用通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更

八 日本学術会議規則の制定又は改廃

2 前項第一号及び第四号から第八号までに掲げる事項に関する議案は、会長が、役員会の議を経て、総会に提出する。

3 会長は、第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項に関する議案を総会に提出しようとするときは、運営助言委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 業務

(会議の業務)

第三十七条 会議は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

二 大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

三 学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ること。

四 学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(諮問)

第三十八条 政府は、学術に関する重要事項について、会議に諮問することができる。

(勧告)

第三十九条 会議は、学術に関する重要事項について、政府に勧告することができる。

(協力の求め)

第四十条 会議は、第三十七条に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、政府に対し、資料の提出、意見の開陳又は説明その他の協力を求めることができる。

(国際団体への加入)

第四十一条 会議は、第三十七条第四号に掲げる業務を行うため、学術に関する国際団体に加入することができる。この場合において、国際団体に加入することにより会議が当該国際団体に對して会費その他の費用(内閣総理大臣の承認を受けて会議が定める額を超える額の費用に限る。)を負担する義務を負うこととなるときは、あらかじめ、当該国際団体への加入について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

第四章 中期的な活動計画等

(中期的な活動計画)

第四十二条 会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度以後の六事業年度についての会議の業務の運営に関する計画(以下「中期的な活動計画」という。)を定めるなければならない。

2 中期的な活動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第三十七条に規定する業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置

二 業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める会議の活動に関する事項

3 会議は、中期的な活動計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 会議は、中期的な活動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その中期的な活動計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第四十三条 会議は、毎事業年度の開始前に、中期的な活動計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、その事業年度の活動に関する計画(以下「年度計画」という。)を定めるとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第四十四条 会議は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、内閣府令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行わなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業

年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績

三 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間における業務の実績

2 会議は、内閣府令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項について行った同項の点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)の方法及び結果に関する報告書(以下「自己点検評価書」という。)を日本学術會議評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 日本学術會議評価委員会は、自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、必要があると認めるときは、会議に対して意見を述べることができる。

4 日本学術會議評価委員会は、会議に対して前項の意見を述べたときは、遅滞なく、内閣総理大臣に当該意見の内容を通知しなければならない。

5 会議は、自己点検評価の結果を中期的な活動計画及び年度計画並びに業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該結果の反映状況を公表しなければならない。

6 会議は、第三項の規定による日本学術會議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならない。

第五章 財務及び会計

(財務諸表等)

第四十五条 会議は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会議は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに内閣府令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない。

3 会議は、第一項の内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 会議は、財務諸表のうち第一項の附属明細書その他内閣府令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
二 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けること

ができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとることにより行う公告の方法
5 会議が前項第二号に掲げる方法による公告をする場合には、第三項の内閣府令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。(利益及び損失の処理)

第四十六条 会議は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 会議は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 会議は、第一項に規定する残余があるときは、その残余の額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を内閣総理大臣の承認を受けた使途に充てることができる。(積立金の処分)

第四十七条 会議は、中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、内閣総理大臣の認可を受けて会議が定めるところにより、当該中期的な活動計画に係る期間の次の中期的な活動計画に係る期間における第三十七条に規定する業務の財源に充てること

とができる。

2 会議は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。(財源措置)

第四十八条 政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる。

2 会議は、業務運営に当たっては、前項の規定による補助金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定、中期的な活動計画及び年度計画に従つて適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第四十九条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会議に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、会議の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正) 第五十条 内閣総理大臣は、会議又はその役員、役員以外の会員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、会議に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。 2 会議は、前項の規定による内閣総理大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講じなければならない。 3 会議は、前項の措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。 (日本学術会議評価委員会) 第五十一条 内閣府に、日本学術会議評価委員会を置く。 2 日本学術会議評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、及び会議に対し意見を述べること。 二 中期的な活動計画について、会議に対し意見を述べること。 3 日本学術会議評価委員会は、日本学術会議評価委員五人以上七人以内をもって組織する。 4 日本学術会議評価委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であつて、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況又は組織の経営に関する		し広い経験と高い識見を有するもののうちから、内閣総理大臣が任命する。 5 日本学術会議評価委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の日本学術会議評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 日本学術会議評価委員は、一回に限り再任されることができる。 7 前各項に定めるもののほか、日本学術会議評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。 (独立行政法人通則法の規定の準用) 第五十二条 独立行政法人通則法第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十六条第一項、第三十七条、第四十五条第一項から第三項まで、第四十六条の二第二項本文、第二項本文及び第三項から第五項まで、第四十七条並びに第四十九条から第五十条の十まで(第五十条の四第二項(第五号に係る部分に限る。))を除く。の規定は、会議について準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含み、同法第八条第三項、第五十条の四第四項及び第五十条の六各号列記以外の部分を除く。中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「主務省令」とあるのは「内閣府令」と、「中期目標管理法役職員」とあるのは「会議役職員」と、「中期目標管理法人の長」とあるのは「会長」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
---	--	--	--

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第三項	主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。)	内閣府令
第二十一条の四の見出し	役員	役員及び役員以外の会員
第二十一条の四	役員	役員及び役員以外の日本学術会議会員(以下「会員」という。)
第二十一条の五の見出し	役員	役員及び役員以外の会員
第二十一条の五	除く。)	除く。及び役員以外の会員
第二十四条及び第二十六条	法人の長	会長
第二十八条第二項	個別法	日本学術会議法(以下「会議法」という。)
第四十五条第一項	中期目標管理法の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画(第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。の第三十五条の十第三項第四号の	内閣総理大臣の認可を受けて定めた
第五十条	これ	会議法並びにこれら
第五十条の四第一項	役員	役員、役員以外の会員

第五十条の四第二 項第一号	政令	内閣府令
第五十条の四第二 項第四号	第三十二条第一項の評価(同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。)	會議法第四十四条第一項第三号に規定する中期的な活動計画に係る期間における業務の実績に関する評価
第五十条の四第三 項	政令	内閣府令
第五十条の四第四 項	総務大臣 中期目標管理法人役職員 当該中期目標管理法人の長	内閣総理大臣 會議役職員 会長
第五十条の四第五 項	政令	内閣府令
第五十条の四第六 項	役員 個別法	役員、役員以外の会員 會議法
第五十条の五	役員	役員、役員以外の会員
第五十条の六各号 列記以外の部分	役員 政令	役員、役員以外の会員 内閣府令
第五十条の六第一 号	役員	会長 役員、役員以外の会員
第五十条の六第二 号	又は職員	、役員以外の会員又は職員 内閣府令
第五十条の七第一 項	政令	内閣府令
第五十条の八第一 項	役員	役員、役員以外の会員
第五十条の八第三 項及び第五十条の 九(見出しを含む。)	政令	内閣府令

(財務大臣との協議)

第五十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十三条第二項、第四十一条、第四十五条第一項、第四十六条第三項又は第四十七条第一項の承認をしようとするとき。

二 第四十七条第一項の認可をしようとするとき。

三 準用通則法第四十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第四十六条の二第一項本文、第二項本文若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。

四 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(解散)

第五十四条 會議の解散については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第五十五条 第三十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした會議の役員、役員以外の会員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした會議の役員又は役員以外の会員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律(準用通則法の規定を含む。次号及び第三号において同じ。)の規定により内閣

総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第十九条第二項又は第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 第三十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

六 第四十四条第二項の規定による自己点検評価書の提出をせず、又は自己点検評価書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして自己点検評価書を提出したとき。

七 第四十五条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

九 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十八条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次条から附則第九条まで並びに

附則第十八条第三項及び第四項、第二十二條並びに第二十六條の規定は、公布の日から施行する。 (定年に関する特例) 第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号。以下この条並びに附則第四条、第五条及び第十二条において「現行日学法」という。)第七條第一項に規定する日本学術会議会員(附則第十一條第一項及び第二十二條第二項において「現会員」という。)である者については、現行日学法第七條第六項の規定は、適用しない。 (会員予定者の指名) 第三条 内閣総理大臣は、次條の規定による推薦に基づいて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に会員となるべき者(以下「会員予定者」という。)百二十五人を指名する。 2 前項の規定により会員予定者として指名された者は、施行日において、第九條第二項の規定により会員に選任されたものとみなす。 (会員予定者の候補者の推薦) 第四条 現行日本学術会議(現行日学法に規定する日本学術会議をいう。附則第六條第一項、第十九條及び第二十條において同じ。)は、次條から附則第七條までの規定により、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員予定者の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。 (会員予定者の候補者の選定) 第五条 会員予定者の候補者の選定は、次條第一項に規定する候補者選考委員会の選考に基づいて、	て、現会長(現行日学法第八條第一項に規定する会長をいう。次項並びに次條第四項及び第五項において同じ。)が行う。 2 現会長は、会員予定者の候補者を選定しようとするときは、現行日学法第十四條第一項に規定する幹事会の議を経るとともに、現行日学法第二十三條第一項に規定する総会の承認を受けるものとする。 (候補者選考委員会) 第六條 施行日の前日までの間、現行日本学術会議に、候補者選考委員会を置く。 2 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者の選考を行う。 3 候補者選考委員会は、候補者選考委員十人以上二十人以上以内をもって組織する。 4 候補者選考委員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、現会長が任命する。 5 現会長は、候補者選考委員の任命をしようとするときは、当該任命をしようとする者について、次に掲げる者のうちから内閣総理大臣が指定するものと協議しなければならない。 一 科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者 二 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者 6 前各項に定めるもののほか、候補者選考委員会に関し必要な事項は、政令で定める。 (会員予定者の候補者の選考) 第七條 会員予定者の候補者の選考の基準及び方法その他の会員予定者の候補者の選考に関し必要な事項は、候補者選考委員会が定める。	2 候補者選考委員会は、前項に規定する事項のうち内閣府令で定めるものを定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 3 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずるものとする。 4 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、会員予定者の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮するものとする。 一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。 二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。 三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。 (会長の職務を行う者等) 第八條 内閣総理大臣は、施行日前に、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名した者のうちから、会長が選任されるまでの間会長の職務並びに附則第二十二條第二項及び第四項に規定する職務を行う者を指名する。 2 内閣総理大臣は、施行日前に会議の監事となるべき者を指名する。	3 前項の規定により指名された監事となるべき者は、会議の成立の時にいて、第二十三條第二項の規定により、監事に任命されたものとする。 (設立委員等) 第九條 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、会議の設立に関する事務を処理させる。 2 設立委員のうちには、優れた研究又は業績がある科学者を含むものとする。 3 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び第四条並びに前条第一項の規定による権限を設立委員のうちから指名した者(優れた研究又は業績がある科学者であるものに限る。)に委任する。 4 設立委員は、会議の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された者(附則第二十二條第二項及び第四項において「会長職務代行者」という。)に引き継がなければならない。 (会議の成立) 第十條 会議は、この法律の施行の時に成立する。 2 会議は、会議の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。 (承継会員に関する経過措置) 第十一條 会議の成立の際現に現会員である者は、会議の成立の日において、会議の会員となるものとする。 2 前項の規定により会員となつた者(次項にお	て、現会長(現行日学法第八條第一項に規定する会長をいう。次項並びに次條第四項及び第五項において同じ。)が行う。 2 現会長は、会員予定者の候補者を選定しようとするときは、現行日学法第十四條第一項に規定する幹事会の議を経るとともに、現行日学法第二十三條第一項に規定する総会の承認を受けるものとする。 (候補者選考委員会) 第六條 施行日の前日までの間、現行日本学術会議に、候補者選考委員会を置く。 2 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者の選考を行う。 3 候補者選考委員会は、候補者選考委員十人以上二十人以上以内をもって組織する。 4 候補者選考委員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、現会長が任命する。 5 現会長は、候補者選考委員の任命をしようとするときは、当該任命をしようとする者について、次に掲げる者のうちから内閣総理大臣が指定するものと協議しなければならない。 一 科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者 二 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者 6 前各項に定めるもののほか、候補者選考委員会に関し必要な事項は、政令で定める。 (会員予定者の候補者の選考) 第七條 会員予定者の候補者の選考の基準及び方法その他の会員予定者の候補者の選考に関し必要な事項は、候補者選考委員会が定める。	2 候補者選考委員会は、前項に規定する事項のうち内閣府令で定めるものを定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 3 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずるものとする。 4 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、会員予定者の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮するものとする。 一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。 二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。 三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。 (会長の職務を行う者等) 第八條 内閣総理大臣は、施行日前に、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名した者のうちから、会長が選任されるまでの間会長の職務並びに附則第二十二條第二項及び第四項に規定する職務を行う者を指名する。 2 内閣総理大臣は、施行日前に会議の監事となるべき者を指名する。	3 前項の規定により指名された監事となるべき者は、会議の成立の時にいて、第二十三條第二項の規定により、監事に任命されたものとする。 (設立委員等) 第九條 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、会議の設立に関する事務を処理させる。 2 設立委員のうちには、優れた研究又は業績がある科学者を含むものとする。 3 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び第四条並びに前条第一項の規定による権限を設立委員のうちから指名した者(優れた研究又は業績がある科学者であるものに限る。)に委任する。 4 設立委員は、会議の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された者(附則第二十二條第二項及び第四項において「会長職務代行者」という。)に引き継がなければならない。 (会議の成立) 第十條 会議は、この法律の施行の時に成立する。 2 会議は、会議の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。 (承継会員に関する経過措置) 第十一條 会議の成立の際現に現会員である者は、会議の成立の日において、会議の会員となるものとする。 2 前項の規定により会員となつた者(次項にお
--	--	---	---	--	---	---

令和七年六月十一日 参議院會議録第二十六号

日本学術會議法案

いて「承継会員」という。)の任期は、第九条第三項本文の規定にかかわらず、令和十一年九月三十日までとする。 3 承継会員は、第九条第四項の規定にかかわらず、再任されることができない。 (職員の引継ぎ等)	みなして取り扱うべきものとする。 3 會議の成立の日の前日に現日本学術會議職員として在職する者が、附則第十二条の規定により引き続いて會議の職員となり、かつ、引き続き會議の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の會議の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が會議を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。	七条第一項の規定による認定を受けているものが、會議の成立の日において児童手当の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当の支給に関しては、會議の成立の日において同項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、會議の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。 (国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)	同号に規定する職員に該当するものとする。 2 前項に規定する會議職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該會議職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることが出来る。
第十二条 會議の成立の際現に現行日学法第十六条第二項に規定する職員(以下「現日本学術會議職員」という。)である者は、別に辞令を発せられない限り、會議の成立の日において、會議の職員となるものとする。 第十三条 前条の規定により會議の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二条第二項の規定の適用については、會議の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。 (會議の職員の退職手当に関する経過措置) 第十四条 附則第十二条の規定により現日本学術會議職員が會議の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。	4 會議は、會議の成立の日の前日に現日本学術會議職員として在職し、附則第十二条の規定により引き続いて會議の職員となつた者のうち會議の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に會議を退職したものであつて、その退職した日まで現日本学術會議職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。 (児童手当に関する経過措置) 第十五条 附則第十二条の規定により會議の職員となつた者であつて、會議の成立の日の前日において内閣総理大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第	第十六条 施行日の前日において現日本学術會議職員として在職する者(同日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条第一項の規定により内閣府に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項において「内閣共済組合」という。)の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き會議の職員(同法第百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「會議職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において會議職員である場合には、同法の規定の適用については、当該會議職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると内閣共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに内閣共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該會議職員である期間内閣共済組合を組織する	3 施行日の前日において現日本学術會議職員として在職する者(同日において内閣共済組合の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続きいて會議職員となる場合であつて、かつ、当該會議職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該會議職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に同法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなす。 (會議の職員となる者の職員団体についての経過措置) 第十七条 會議の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第十二条の規定により會議に引き継がれる者であるものは、會議の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。 2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、會議の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員會の

証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。 3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、会議の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。 (権利義務の承継等) 第十八条 会議の成立の際、第三十七条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、会議の成立の時ににおいて会議が承継する。 2 前項の規定により会議が国の有する権利及び義務を承継したときは、会議に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から会議に対し出資されたものとする。 3 前項の資産の価額は、会議の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。 (国有財産の無償使用) 第十九条 国は、会議の成立の際現に現行日本学術会議に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、会議の用に供するため、会議に無償で使用させることができる。	(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置) 第二十条 会議の成立の際現に係属している現行日本学術会議の所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて会議が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、会議を国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。 (名称の使用制限に関する経過措置) 第二十一条 この法律の施行の際現に日本学術会議という名称を使用している者については、第七十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。 (成立時総会) 第二十二条 会議は、会長の選任、業務方法書の決定その他会議の業務の開始に必要な事務を処理するため、成立後直ちに総会を開催しなければならない。 2 会長職務代行者は、内閣府令で定めるところにより、施行日の二週間前までに、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名された者及び現会員(その任期が令和八年九月三十日までのものを除く。)に対して前項の総会(以下この条において「成立時総会」という。)の招集の通知を発しなければならない。 3 第三十六条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる事項に関する成立時総会の議案については、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、役員会の議を経ること及び運営助言	委員会の意見を聴くことを要しない。 4 前三項に定めるもののほか、議事の手続その他成立時総会の運営に関し必要な事項は、第十三条第五項の規定にかかわらず、会長職務代行者が定める。 (会員の員数等に関する経過措置) 第二十三条 施行日から令和十一年九月三十日までの間における第九条第一項、第二十五条第三項及び第二十八条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「二百五十人」とあるのは「二百三十人」と、第二十五条第三項中「会員の」とあるのは「附則第六条第三項に規定する候補者選考委員であつた者の」と、第二十八条第一項中「その員数の半数」とあるのは「百二十五人」とする。 (事業年度に関する経過措置) 第二十四条 会議の最初の事業年度は、準用通則法第三十六条第一項の規定にかかわらず、その成立の日始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。 (中期的な活動計画等に関する経過措置) 第二十五条 第四十二条の規定は令和九年四月一日に始まる事業年度以後の六事業年度に係る中期的な活動計画から、第四十三条の規定は同日に始まる事業年度の年度計画から、第四十四条の規定は当該事業年度の終了後に行う自己点検評価から、それぞれ適用する。 (政令への委任) 第二十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	(検討) 第二十七条 政府は、この法律の施行後六年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (日本学術会議法の廃止) 第二十八条 日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)は、廃止する。 (国家公務員法の一部改正) 第二十九条 国家公務員法の一部を次のように改正する。 第二条第三項第十二号の二を削る。 (特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第三十条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。 第一条第七十二号を次のように改める。 七十二 削除 (地方税法の一部改正) 第三十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 第七十二条の五第一項第七号中「及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を「脱炭素成長型経済構造移行推進機構及び日本学術会議」に改める。 (行政事件訴訟法の一部改正) 第三十二条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。 別表脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。
---	--	--	--

日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)	(所得税法の一部改正)	第三十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。 別表第一 都道府県職業能力開発協会の項の次に次のように加える。	日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)
日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)	(法人税法の一部改正)	第三十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。 別表第二 都道府県職業能力開発協会の項の次に次のように加える。	日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)
日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)	(印紙税法の一部改正)	第三十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。 別表第二 土地区画整理組合の項の次に次のように加える。	日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)
日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)	(消費税法の一部改正)	第三十六条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。 別表第三 第一号の表 都道府県職業能力開発協会の項の次に次のように加える。	日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)
日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)	(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)	第三十七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。 別表第一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。	日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)
日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)	(個人情報保護に関する法律の一部改正)	第三十八条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。 別表第一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。	日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)
日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)	(公文書等の管理に関する法律の一部改正)	第三十九条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。 別表第一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。	日本学術會議 日本学術會議法(令和七年法律第 号)

(内閣府設置法の一部改正) 第四十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第三項中第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とし、第五十四号を第五十三号とし、第五十四号の二を第五十四号とし、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、第五十四号の六を第五十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。 五十四の六 日本学術會議の組織及び運営一般に関すること。 第三十七条第三項の表 新技術等効果評価委員会の項の次に次のように加える。	日本学術會議評価委員会 日本学術會議法(令和七年法律第 号)
第四十条第三項の表 日本学術會議の項を削る。	日本学術會議法(令和七年法律第 号)

審査報告書 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。 令和七年六月十日 農林水産委員長 舞立 昇治 参議院議長 関口 昌一殿 要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するため、食品等事業者が食品等の持続的な供給を実現するための事業活動に関する計画の認定制度を設け、認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例等の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化の一層の推進を図るため、飲食物品等事業者等が講ずべき措置等を定め、併せ	て、飲食物品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成等の業務を行う団体の認定制度の創設、卸売市場における当該指標の公表等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。 なお、別紙の附帯決議を行った。 一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。 附帯決議 生産資材・原材料価格の高止まりなどの中で、食品等の持続的な供給を実現するためには、持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を促進するとともに、農林漁業者と食品産業との連携強化を始めたとする食品産業の持続的な発展に向けた事業活動を促進することが重要である。 よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。 一 肥料・飼料費、人件費、輸送費等の生産・流通コストが上昇する中、我が国の食料システム全体の持続性の確保が図られる食品等の価格形成を実現するため、持続的な供給に要する費用
--	--

の明確化と取引におけるこれらの費用の考慮について、生産・加工・流通・小売・消費等の食料システムの幅広い関係者の合意形成と理解醸成が図られるよう、必要な取組を推進すること。

二 持続的な供給に要する費用が考慮される価格形成の実現に向けては、消費者も納得する生産性向上や付加価値向上の取組が生産・加工・流通・販売の各段階において不断に重ねられていくことが重要であることを踏まえ、こうした取組の促進のために必要な施策を十分に講じること。

三 指定飲食料品等については、認定指標作成等団体が公表するコスト指標を活用した取引の適正化の必要性等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、順次対象品目を定めること。特に、現在食料システムの関係者が一堂に会して協議が進められている米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆については検討を速やかに進め、対象品目として定めること。

四 持続的な食料供給の実現を図るためには、持続的な供給に要する費用の考慮や納品期限の緩和を始めとする持続的な供給に資する商習慣の見直しを進めることが重要であることから、こうした取組が食料システムの幅広い関係者において実施されるよう、食品等取引実態調査をきめ細かく行い、実態を把握した上で、農林漁業者や食品等事業者に対する指導・助言等を適切に実施すること。

五 国際的な原材料調達競争の激化に対応する国内農林漁業者と食品産業との間の安定的な取引関係の確立、環境負荷の軽減等の食品等事業者による持続的な食料供給の実現に向けた取組が

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号

促進されるよう、本法に基づく計画認定制度について、関係者への制度の周知などを積極的に進め、十分に活用されるよう努めること。

六 持続的な供給に要する費用の考慮や商習慣の見直しには、消費者の理解が必要不可欠となることから、本法で措置されている食品等事業者による消費者選択支援事業活動や、国による普及啓発活動等の実施などを通じ、官民一体で消費者の理解醸成に努めること。

七 食品等取引実態調査や、事業者からの相談窓口での対応等を確実に進めるために必要となる地方農政局を含む国の組織・人員体制の整備、強化を図るとともに、公正取引委員会、中小企業庁等との連携を密にし、関係省庁一体となつて本法に基づく措置等の適正な執行を図ること。

八 食品等の価格上昇の影響をより大きく受ける生活困窮者や子ども食堂等に対する支援については、必要な食料が円滑に入手できるよう、関係省庁が密接に連携して取り組むこと。

九 カーボンフライングの本格導入に当たり、農業、漁業及び食品産業への影響を注視するとともに、関係省庁が密接に連携して適切な措置を講じること。

右決議する。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

令和七年五月十五日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の一部改正

第一条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律
目次を次のように改める。

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置
第一節 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針(第五条)
第二節 安定取引関係確立事業活動計画等(第六条―第十条)

第三節 連携支援計画(第十一条・第十二条)

第四節 支援措置等

第一款 中小企業等経営強化法の特例(第十三条)

第二款 研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務(第十四条)

第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う安定取引関係確立事業活動等促進業務(第十五条・第十六条)

第四款 産業競争力強化法の特例(第十七条)

第五款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第十八条)

第六款 雑則(第十九条―第二十一条)

第五節 食品等持続的供給推進機構(第二十二条―第三十二条)

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

第一節 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針(第三十三条)

第二節 食品等取引実態調査等(第三十四条―第三十五条)

第三節 飲食料品等の取引の適正化に関する措置

第一款 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等(第三十六条―第四十条)

第二款 指定飲食料品等に係る措置(第四十一条―第五十一条)

第四節 公正取引委員会への通知(第五十二条)

第五節 雑則(第五十三条)

第四章 雑則(第五十四条・第五十五条)

第五章 罰則(第五十六条―第五十八条)

附則

第一条中「食品等の流通が」を「食品等事業者が食料システム(食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第二条第五項に規定する食料システムをいう。第四条第一項第一号において同じ。)において」に、「食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び」に、「を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他」を「のために」、「食品流通業を」食品産業に改める。

第二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 この法律において「食品等事業者」とは、食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者をいう。

3 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体(これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。)をいう。

第二条第四項中「食品等の」を削り、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4 この法律において「安定取引関係確立事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であつて、当該食品等事業者と農林漁業者との間における取引の機会の拡大、継続的な取引

の実施その他の安定的な取引関係の確立を図るもの(当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他農林水産省令で定める措置(以下「合併等の措置」という。)を含む。)をいう。

5 この法律において「流通合理化事業活動」とは、食品等事業者が食品等の流通の効率化、品質管理又は衛生管理の高度化その他の食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動(当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。)をいう。

6 この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、食品等事業者が地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出量の削減、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二条第二項に規定する食品廃棄物等の発生の抑制その他の環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動(当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。)をいう。

7 この法律において「消費者選択支援事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であつて、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図るもの(当該事業活動と併せて行う技術の研究開発

及び合併等の措置を含む。)をいう。

8 この法律において「連携支援事業」とは、食品等事業者間の取引の機会の創出、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能力の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の安定取引関係確立事業活動等(安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動をいう。以下同じ。)に対する支援の事業を行う二以上の者が連携して行う当該事業をいう。

第二条に次の一項を加える。

10 この法律において「飲食品等」とは、食品等のうち、飲食品及びその原料又は材料として使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。)をいう。

第三十四条を削る。

第三十三条中「法人の」を「法人法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条を第五十八条とする。

第三十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中第十五条を「第二十一条」に、「者」を「とき」に改め、

同条第二号中「第二十三条第一項を」第二十九条第一項に、「の規定による報告を」、第四十条第一項若しくは第五十一条第一項の規定による報告に、「同項を」これらに、「者」を「とき」に改め、同条第三号中「第二十四条を」第三十条に、「者」を「とき」に改め、同条を第五十七条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第五十六条 第五十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第三十一条を第五十五条とする。

第三十条中「地方農政局長」を「地方支分部局の長」に改め、同条を第五十四条とする。

第二十九条の見出しを削り、第三章中同条を第五十二条とし、同条の次に次の一節を加える。

第五節 雑則

第五十三条 国は、広報活動その他の活動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して国民の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第二十八条の見出しを「食品等取引実態調査に基づく措置」に改め、同条中「食品等流通調査」を「食品等取引実態調査」に、「食品等流通事業者」を「食品等事業者及び農林漁業者」に、「食品等の流通」を「食品等事業者及び農林漁業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定、食品等の取引」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節 飲食料品等の取引の適正化に関する措置 第一款 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等 (飲食料品等事業者等の努力義務) 第三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。 一 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。 (飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項) 第三十七条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、飲食料品等の品質、その生産、製造、加工、流通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じ必要な改定をするものとする。	3 農林水産大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項の改定をしようとするときは、公正取引委員会に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。 (指導及び助言) 第三十八条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。 (勧告及び公表) 第三十九条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、第三十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 2 農林水産大臣は、前項の勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 (報告及び検査) 第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の規定の施行に必要な限度において、飲食料品等事業者等に対し、第三十六条各号に掲げる措置の実施の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の	の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二款 指定飲食料品等に係る措置 (指定飲食料品等の指定) 第四十一条 農林水産大臣は、飲食料品等であつて、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産省令で指定することができる。 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び当該指定をする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となつている団体その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。 3 前項の規定は、第一項の規定による指定を解除しようとするときについて準用する。 (認定指標作成等団体) 第四十二条 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の規定による指定をした飲食料品等(以下「指定飲食料品等」という。)ごとに、当該指定飲食料品等の	飲食料品等事業者等(以下「指定飲食料品等事業者等」という。)又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となつている団体が組織する団体であつて、第四項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次に掲げる業務(以下「指標作成等業務」という。)を行う者として認定することができる。 一 当該申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表 二 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する指定飲食料品等事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供 2 前項の規定による認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「申請書」という。)を農林水産大臣に提出しなければならない。 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 二 指標作成等業務の対象となる指定飲食料品等 三 指標作成等業務の運営体制に関する事項 四 指標作成等業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
---	---	--	--

五 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体に関する事項 三 申請書には、その申請に係る指標作成等業務に関する規程(以下この款において「業務規程」という。)を添付しなければならない。 四 農林水産大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る申請者について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする。 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。 三 業務規程の内容が、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 第一項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引におけるその持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。 ロ 第一項第一号に規定する指標の作成に当たっては、同項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となつている団体(申請者を除く。)であつて、当該指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める二以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画させること。 四 指標作成等業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有	するものであること。 五 前各号に掲げるもののほか、指標作成等業務を適正かつ確実に行うために必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。 五 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の申請に係る指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。 六 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。 七 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。(欠格事由) 第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の規定による認定を受けることができない。 一 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)でない者 二 その法人又はその業務を行う役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。第四号及び第五十条において同じ。)がこの法律その他の飲食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執	行を受けることのなくなった日から二年を経過しないもの 三 第四十九条第一項の規定により前条第一項の規定による認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人 四 第四十九条第一項の規定による前条第一項の規定による認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人 (変更の認定) 第四十四条 第四十二条第一項の規定による認定を受けた者(以下「認定指標作成等団体」という。)は、同条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる事項又は業務規程の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。 二 認定指標作成等団体は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。 三 第四十二条第二項から第七項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。(廃止の届出) 第四十五条 認定指標作成等団体は、その認定に係る指定飲食料品等について指標作成等業務を廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。	(必要な協力の要請) 第四十六条 認定指標作成等団体は、指標作成等業務を行うために必要があると認めるときは、その認定に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等その他当該指定飲食料品等ごとに農林水産省令で定める関係者に対し、必要な協力を求めることができる。 二 前項に規定する指定飲食料品等事業者等及び農林水産省令で定める関係者は、同項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。(指導及び助言) 第四十七条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体に対し、指標作成等業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。 (改善命令) 第四十八条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体の指標作成等業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該認定指標作成等団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(認定の取消し) 第四十九条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。 一 第四十二条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。 二 第四十三条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。 三 不正の手段により第四十二条第一項の規定による認定(第四十四条第一項の変更の
---	---	--	---

認定を含む。)を受けたことが判明したとき。

四 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 この法律若しくは第四十三条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第四十二条第五項から第七項までの規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(秘密保持義務)

第五十条 認定指標作成等団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第四十二条第一項第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び検査)

第五十一条 農林水産大臣は、指標作成等業務の適正な運営を確保するために必要の限度において、認定指標作成等団体に対し、指標作成等業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、認定指標作成等団体の事務所に立ち入り、指標作成等業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては

ならない。

第四節 公正取引委員会への通知

第二十七条の見出しを「食品等取引実態調査」に改め、同条第一項中「その他食品等の流通に関する調査(以下「食品等流通調査」を、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態に関する調査(以下「食品等取引実態調査」に改め、同条第二項中「食品等流通調査」を「食品等取引実態調査」に、「流通」を「取引の現況」に改め、同条第三項中「食品等流通調査」を「食品等取引実態調査」に、「食品等流通事業者」を「食品等事業者、農林漁業者」に改め、同条第四項中「食品等流通事業者」を「食品等事業者、農林漁業者」に改め、同条を第三十四条とし、第三章中同条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針

第三十三条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義に関する事項

二 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等に係る措置に関する事項

四 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

五 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

3 この章において「飲食料品等事業者等」とは、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者をいう。

4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

6 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第四項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 食品等取引実態調査等

第二十六条第一号中「第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項」を「第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項」に改め、同条第二号中「第二十条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三号中「第二十二条」を「第二十八条」に改め、第二章第四節中同条を第三十二条とする。

第二十五条第一項中「促進機構」を「推進機構」に改め、同項第一号中「第十七条各号」を「第二

十三条各号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十四条中「第十七条各号」を「第二十三条各号」に、「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第三十条とする。

第二十三条第一項中「第十七条各号」を「第二十三各号」に、「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十二條中「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十一条中「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条中「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条第一項中「促進機構は、第十七条第一号」を「推進機構は、第二十三条第一号」に改め、「規程(以下)の下に」この節において」を加え、同条を第二十五条とする。

第十八条第一項中「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第二十四条とする。

第十七条中「促進機構」を「推進機構」に改め、同条第一号中「認定計画に係る食品等流通合理化事業(次号において「認定食品等流通合理化事業」という。)」を「認定安定取引関係確立事業活動等及び認定連携支援事業」に改め、同条第二号中「認定食品等流通合理化事業を実施する者」を「認定安定取引関係確立事業者等又は認定連携支援事業者」に改め、同条第三号中「食品等の流通」を「食品等の持続的な供給」に改め、同条第四号中「食品等の流通の合理化を促進する」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品

等事業者による事業活動を推進する」に改め、同条を第二十三条とする。

第十六条第一項中「食品等の流通の合理化を促進する」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動を推進する」に、「食品等流通合理化促進機構(以下「促進機構」を「食品等持続的供給推進機構(以下「推進機構」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第三十一条」に、「促進機構」を「推進機構」に改め、同条第三項中「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第二十三条とする。

第二章第四節の節名を削る。

第十五条中「認定事業者に対し、食品等流通合理化事業を」認定安定取引関係確立事業者等又は認定連携支援事業者に対し、認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業」に改め、第二章第三節第三款中同条を第二十一条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節 食品等持続的供給推進機構

第十四条中「認定事業者に対し、食品等流通合理化事業を」認定安定取引関係確立事業者、認定流通合理化事業者、認定環境負荷低減事業者若しくは認定消費者選択支援事業者(次条及び第二十三条第二号において「認定安定取引関係確立事業者等」という。)又は認定連携支援事業者に対し、認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業」に改め、同条を第二十条とする。

第十三条中「認定計画に従って行われる食品等流通合理化事業」を「第六条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動、第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活動、第九条第一項

の認定に係る環境負荷低減事業活動若しくは第十条第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動(以下「認定安定取引関係確立事業活動等」という。)又は第十一条第一項の認定に係る連携支援事業(以下「認定連携支援事業」という。))に改め、同条を第十九条とする。

第二章第三節第三款を第六款とし、第二款を削る。

第八条第一項中「認定事業者」を「認定流通合理化事業者」に、「認定計画」を「第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活動計画」に、「食品等流通合理化事業」を「流通合理化事業活動」に改め、第二章第三節第一款中同条を第十六条とし、同条の次に次の二款を加える。

第四款 産業競争力強化法の特例

第十七条 安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者がその安定取引関係確立事業活動計画(第六条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。)につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定(同法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)があつたものとみなして、同法第二十三条第六項、第二十四条(第一項を除く。)、第二十六から第三十二条まで、第三十五条、第四十四条第一項、第四十七から第五十一条、第五十八条並びに第五十六から第六百五十八条までの規定を適用する。

2 流通合理化事業活動を実施しようとする食品等事業者がその流通合理化事業活動計画(第八条第四項第一号ハに定める事項が記載

されているものに限る。)につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定があつたものとみなして、同条第六項、同法第二十四条(第一項を除く。)、第二十六から第三十二条まで、第三十五条、第四十四から第四十八条並びに第五十六から第六百五十八条までの規定を適用する。

3 環境負荷低減事業活動を実施しようとする

食品等事業者がその環境負荷低減事業活動計画(第九条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。)につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十一条の第二十二項の認定(同法第二十一条の第二十三第一項の規定による変更の認定を含む。)があつたものとみなして、同法第二十一条の第二十二項、第二十一条の第二十三(第一項を除く。)、第二十一条の第二十四(第一項第二号を除く。)、第四十四から第四十八条、第五十六から第六十一条及び第六十二条の規定を適用する。

4 環境負荷低減事業活動を実施しようとする

食品等事業者がその環境負荷低減事業活動計画(第九条第四項第一号二に定める事項が記載されているものに限る。)につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定があつたものとみなして、同条第六項、同法第二十四条(第一項を除く。)、第二十六から第三十二条まで、第三十五条、第六百四

十四条第一項、第四十七から第四十九項、第四十八条並びに第五十六から第六百五十八条までの規定を適用する。

5 消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者がその消費者選択支援事業活動計画(第十条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。)につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定があつたものとみなして、同条第六項、同法第二十四条(第一項を除く。)、第二十六から第三十二条まで、第三十五条、第四十四から第四十八条並びに第五十六から第六百五十八条までの規定を適用する。

第五款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第十八条 認定連携支援事業者が認定連携支援計画(第十一条第三項に規定する事項が記載されているものに限る。)に従って連携支援事業を行う場合においては、当該認定連携支援事業者が同条第一項の認定又は第十二条第一項の規定による変更の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第七条第一項中「認定事業者であつて」及び「認定計画に従って食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、かつ、」を削り、「とするもの」の下に「であつて、その償還期限が十年を超えるもの」を加え、同項各号を次のように改める。

一 認定安定取引関係確立事業者(中小企業者(公庫法第二十三条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)に限る。) 第六条 第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動計画に従って安定取引関係確立事業活動を実施するために必要な資金 二 認定流通合理化事業者(中小企業者に限る。) 第八条 第一項の認定に係る流通合理化事業活動計画に従って流通合理化事業活動を実施するために必要な資金 三 認定環境負荷低減事業者(中小企業者に限る。) 第九条 第一項の認定に係る環境負荷低減事業活動計画に従って環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金 四 認定消費者選択支援事業者(中小企業者に限る。) 第十条 第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動計画に従って消費者選択支援事業活動を実施するために必要な資金 第七条 第三項の表第十一条第一項第六号の項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「食品等流通法」を「食品等持続的供給法」に、「第七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同表第十二条第一項の項から第五十三条の項までの規定中「食品等流通法第七条第一項」を「食品等持続的供給法第十五条第一項」に改め、同表第五十八条及び第五十九条第一項の項中「食品等流通法」を「食品等持続的供給法」に改め、同表第六十四条第一項第四号の項から別表第二第九号	の項までの規定中「食品等流通法第七条第一項」を「食品等持続的供給法第十五条第一項」に改め、同条を第十五条とする。 第二章 第三節の節名及び同節第一款の款名を削る。 第六条の見出しを「安定取引関係確立事業活動計画の変更等」に改め、同条第一項中「食品等流通合理化計画」を「安定取引関係確立事業活動計画」に、「者(以下「認定事業者」を「食品等事業者(以下「認定安定取引関係確立事業者」に改め、同条第二項中「認定事業者が前条第一項の認定に係る食品等流通合理化計画」を「認定安定取引関係確立事業者(当該認定安定取引関係確立事業者に係る前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。が前条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動計画」に改め、「以下「認定計画」という。」を削り、「食品等流通合理化事業」を「安定取引関係確立事業活動」に改め、同条第三項を次のように改める。 3 前条第五項から第九項までの規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第十項の規定は当該認定及び前項の規定による認定の取消しについて、それぞれ準用する。 第二章 第二節 第六条を第七条とし、同条の次に次の三条、一節、節名、二款及び款名を加える。 (流通合理化事業活動計画の認定等) 第八条 流通合理化事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、流通合理化事業活動の実施に関する計画(以下「流通合	理化事業活動計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 流通合理化事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 流通合理化事業活動の目標 二 流通合理化事業活動の内容及び実施時期 三 流通合理化事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 四 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度 3 流通合理化事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該流通合理化事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する流通合理化事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用(当該流通合理化事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する流通合理化事業活動の促進に資するものに限る。)に関する事項を含めることができる。 4 流通合理化事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項 イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項 ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち流通合理化事	業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの(以下「流通合理化設備等」という。)の利用 当該流通合理化設備等の種類その他の当該流通合理化設備等の利用の内容に関する事項 ハ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項 二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する流通合理化設備等を利用する場合における前号ロに定める事項 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該流通合理化事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該流通合理化事業活動計画に係る流通合理化事業活動(第三項に規定する措置を含む。第七項において読み替えて準用する前条第二項及び第十九条において同じ。)が確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該流通合理化事業活動の実施が食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓に相当程度資すること等により、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。
--	---	--	---

令和七年六月十一日 参議院會議録第二十六号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

四 当該流通合理化事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。 五 当該流通合理化事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。 六 第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項から第十項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「流通合理化事業活動計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第八条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第八条第四項第一号ロ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。	において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第八条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第八条第四項第一号ハ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第八条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。 （環境負荷低減事業活動計画の認定等） 第九条 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「環境負荷低減事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 環境負荷低減事業活動の目標 二 環境負荷低減事業活動の内容及び実施時期 三 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 四 環境負荷低減事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度 3 環境負荷低減事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。 4 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイから二までに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イから二までに定める事項 イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項 ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「環境負荷低減設備等」という。）の利用 当該環境負荷低減設備等の種類その他の当該環境負荷低減設備等の利用の内容及びに関する事項 ハ 産業競争力強化法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応 同法第二十一条の二十二第三項各号に掲げる事項 ニ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項 二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する環境負荷低減設備等を利用する場合における前号ロに定める事項 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該環境負荷低減事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該環境負荷低減事業活動計画に係る環境負荷低減事業活動（第三項に規定する措置を含む。第八項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該環境負荷低減事業活動が、食品等の製造、加工、流通又は販売に関する技術水準並びに当該食品等事業者の事業の性質及び規模に照らして適切な食品等の製造、加工、流通又は販売の方法を用いて実施されること等により、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。 四 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。 五 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十一条の二十二第四項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。 4 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイから二までに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イから二までに定める事項 イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項 ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「環境負荷低減設備等」という。）の利用 当該環境負荷低減設備等の種類その他の当該環境負荷低減設備等の利用の内容及びに関する事項 ハ 産業競争力強化法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応 同法第二十一条の二十二第三項各号に掲げる事項 ニ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項 二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する環境負荷低減設備等を利用する場合における前号ロに定める事項 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該環境負荷低減事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該環境負荷低減事業活動計画に係る環境負荷低減事業活動（第三項に規定する措置を含む。第八項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該環境負荷低減事業活動が、食品等の製造、加工、流通又は販売に関する技術水準並びに当該食品等事業者の事業の性質及び規模に照らして適切な食品等の製造、加工、流通又は販売の方法を用いて実施されること等により、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。 四 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。 五 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十一条の二十二第四項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
7 前条の規定は、流通合理化事業活動計画につき第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定流通合理化事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」とあるのは「次条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで及び次条第五項」と、「同条第十項」とあるのは「前条第十項」と、同項	において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第八条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第八条第四項第一号ハ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第八条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。 3 環境負荷低減事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。 4 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイから二までに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イから二までに定める事項 イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項 ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「環境負荷低減設備等」という。）の利用 当該環境負荷低減設備等の種類その他の当該環境負荷低減設備等の利用の内容及びに関する事項 ハ 産業競争力強化法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応 同法第二十一条の二十二第三項各号に掲げる事項 ニ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項 二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する環境負荷低減設備等を利用する場合における前号ロに定める事項 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該環境負荷低減事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該環境負荷低減事業活動計画に係る環境負荷低減事業活動（第三項に規定する措置を含む。第八項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該環境負荷低減事業活動が、食品等の製造、加工、流通又は販売に関する技術水準並びに当該食品等事業者の事業の性質及び規模に照らして適切な食品等の製造、加工、流通又は販売の方法を用いて実施されること等により、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。 四 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。 五 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十一条の二十二第四項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案 業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。 4 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイから二までに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イから二までに定める事項 イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項 ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「環境負荷低減設備等」という。）の利用 当該環境負荷低減設備等の種類その他の当該環境負荷低減設備等の利用の内容及びに関する事項 ハ 産業競争力強化法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応 同法第二十一条の二十二第三項各号に掲げる事項 ニ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項 二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する環境負荷低減設備等を利用する場合における前号ロに定める事項 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該環境負荷低減事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該環境負荷低減事業活動計画に係る環境負荷低減事業活動（第三項に規定する措置を含む。第八項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該環境負荷低減事業活動が、食品等の製造、加工、流通又は販売に関する技術水準並びに当該食品等事業者の事業の性質及び規模に照らして適切な食品等の製造、加工、流通又は販売の方法を用いて実施されること等により、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。 四 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。 五 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十一条の二十二第四項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

六 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号二に定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	六 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号二に定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	六 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号二に定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
画につき第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定環境負荷低減事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」とあるのは「第九条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで並びに第九条第五項及び第六項」と、「同条第十項」とあるのは「前条第十項」と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第九条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第九条第四項第一号二」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第九条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。	画につき第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定環境負荷低減事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」とあるのは「第九条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで並びに第九条第五項及び第六項」と、「同条第十項」とあるのは「前条第十項」と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第九条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第九条第四項第一号二」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第九条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。	画につき第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定環境負荷低減事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」とあるのは「第九条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで並びに第九条第五項及び第六項」と、「同条第十項」とあるのは「前条第十項」と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第九条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第九条第四項第一号二」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第九条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。
四 消費者選択支援事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度 三 消費者選択支援事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。 四 消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項 イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項 ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「消費者選択支援設備等」という。）の利用 当該消費者選択支援設備等の種類その他の当該消費者選択支援設備等の利用の内容に関する事項 ハ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項	四 消費者選択支援事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度 三 消費者選択支援事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。 四 消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項 イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項 ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「消費者選択支援設備等」という。）の利用 当該消費者選択支援設備等の種類その他の当該消費者選択支援設備等の利用の内容に関する事項 ハ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項	四 消費者選択支援事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度 三 消費者選択支援事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。 四 消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項 イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項 ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「消費者選択支援設備等」という。）の利用 当該消費者選択支援設備等の種類その他の当該消費者選択支援設備等の利用の内容に関する事項 ハ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項
二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する消費者選択支援設備等を利用する場合における前号ロに定める事項 五 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該消費者選択支援事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該消費者選択支援事業活動計画に係る消費者選択支援事業活動（第三項に規定する措置を含む。第七項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該消費者選択支援事業活動が、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等に係る正確な情報の管理及び伝達の方法を用いて実施されること等により、一般消費者によるこれらの食品等の選択に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。 四 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する消費者選択支援設備等を利用する場合における前号ロに定める事項 五 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該消費者選択支援事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該消費者選択支援事業活動計画に係る消費者選択支援事業活動（第三項に規定する措置を含む。第七項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該消費者選択支援事業活動が、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等に係る正確な情報の管理及び伝達の方法を用いて実施されること等により、一般消費者によるこれらの食品等の選択に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。 四 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する消費者選択支援設備等を利用する場合における前号ロに定める事項 五 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該消費者選択支援事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該消費者選択支援事業活動計画に係る消費者選択支援事業活動（第三項に規定する措置を含む。第七項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該消費者選択支援事業活動が、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等に係る正確な情報の管理及び伝達の方法を用いて実施されること等により、一般消費者によるこれらの食品等の選択に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。 四 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

五 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	は「第十条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。	めるときは、その認定をするものとする。ただし、当該連携支援計画に前項に規定する事項の記載がある場合にあっては、あらかじめ当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。	計画につきそれぞれ当該各号に定める認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する同法第十七条第一項の認定(同法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。)があったものとみなして、同法第十八条第二項、第十九条、第二十三条、第二十九条、第七十条第三項及び第七項、第七十一条第二項、第七十三条第四項、第七十五条第一項並びに第七十六条の規定を適用する。
六 第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項から第十項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「消費者選択支援事業活動計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第十条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第十条第四項第一号ロ」とあるのは「第十条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。	第三節 連携支援計画 (連携支援計画の認定) 第十一条 連携支援事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、共同して、連携支援事業の実施に関する計画(以下「連携支援計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。	一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該連携支援計画に係る連携支援事業が確実に実施されると見込まれるものであること。	一 安定取引関係確立事業活動計画(第六条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限る。) 同条第一項の認定(第七条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)
七 第七条の規定は、消費者選択支援事業活動計画につき第一項の認定を受けた食品等事業者(以下「認定消費者選択支援事業者」という。)について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」とあるのは「第十条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで及び第十条第五項」と、「同条第十項」とあるのは「前条第十項」と、同項において準用する第六条第十項と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第十条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第十条第四項第一号ロ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第十条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。	二 連携支援計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 連携支援事業の目標 二 連携支援事業の内容及び実施時期 三 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項	第十二条 連携支援計画につき前条第一項の認定を受けた者(以下「認定連携支援事業者」という。)は、当該認定に係る連携支援計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。	二 流通合理化事業活動計画(第八条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限る。) 同条第一項の認定(同条第七項において準用する第七条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)
四 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該連携支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認	四 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該連携支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認	第十三条 安定取引関係確立事業活動等を実施しようとする食品等事業者(中小企業等経営強化法第二条第六項に規定する特定事業者等に該当するものに限る。)が次の各号に掲げる	第十四条 研究機構は、安定取引関係確立設備

等を認定安定取引関係確立事業者(第六条第三項第二号に掲げる者を含む。第五項において同じ。)の利用(当該認定安定取引関係確立事業者が行う同条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動に関するものに限る。)に供する業務を行うことができる。	第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う安定取引関係確立事業活動等促進業務	事業活動(第三項に規定する措置を含む。次条第二項及び第十九条において同じ。)に改め、同項第三号中「食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長発展及び」を「安定取引関係確立事業活動の実施が農林漁業の成長発展及び健全な発展に資すること等により、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに」に改め、同項に次の二号を加える。	に係る取引の相手方に限る。第五項第三号において同じ。農林水産物の生産又は加工の方式の導入又は改善
2 研究機構は、流通合理化設備等を認定流通合理化事業者(第八条第三項に規定する措置を行う者を含む。第五項及び第二十條において同じ。)の利用(当該認定流通合理化事業者が行う第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活動に関するものに限る。)に供する業務を行うことができる。	安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、安定取引関係確立事業活動の実施に関する計画(以下「安定取引関係確立事業活動計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。	四 当該安定取引関係確立事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	4 安定取引関係確立事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。
3 研究機構は、環境負荷低減設備等を認定環境負荷低減事業者(第九条第三項に規定する措置を行う者を含む。第五項及び第二十條において同じ。)の利用(当該認定環境負荷低減事業者が行う第九条第一項の認定に係る環境負荷低減事業活動に関するものに限る。)に供する業務を行うことができる。	2 安定取引関係確立事業活動計画において、次に掲げる事項を記載しなければならない。	五 当該安定取引関係確立事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項
4 研究機構は、消費者選択支援設備等を認定消費者選択支援事業者(第十条第三項に規定する措置を行う者を含む。次項及び第二十條において同じ。)の利用(当該認定消費者選択支援事業者が行う第十条第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動に関するものに限る。)に供する業務を行うことができる。	三 安定取引関係確立事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	3 安定取引関係確立事業活動計画においては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該者が行うそれぞれ当該各号に定める措置(当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動の促進に資するものに限る。)に関する事項を含めることができる。	イ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)の保有する技術の研究開発に係る設備等(施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下同じ。)及び土地のうち安定取引関係確立事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの(以下「安定取引関係確立設備等」という。)の利用 当該安定取引関係確立設備等の種類その他の
5 研究機構は、認定安定取引関係確立事業者、認定流通合理化事業者、認定環境負荷低減事業者又は認定消費者選択支援事業者の依頼に応じて、前各項に規定する業務の実施に関し専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うことができる。	四 安定取引関係確立事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度	一 農林漁業者(当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動	五五

令和七年六月十一日 参議院會議録第二十六号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

当該安定取引関係確立設備等の利用の内容及び内容に関する事項

ハ 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第十七項に規定する事業再編(以下「事業再編」という。)同

法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項

二 前項第二号に定める措置に関する事項として、同号に掲げる者が研究機構の保有する安定取引関係確立設備等を利用する場合における前号ロに定める事項

第五条に次の三項を加える。

8 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画に第四項第一号イに定める事項(農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。)が記載されているときは、当該事項について、中小企業等経営強化法第七十三条第四項に規定する大臣(同法第七十五条第一項の規定により当該大臣の権限を行うこととされた地方支分部局の長を含む。)に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該大臣は、当該事項が同法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。

9 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画に第四項第一号ハに定める事項(農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。)が記載されているときは、

当該事項について、産業競争力強化法第四百

四十八条の規定により当該大臣の権限を委任することとされた地方支分部局の長を含む。)に協議し、その同意を得なければならない。

この場合において、当該大臣は、当該事項が同法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。

10 農林水産大臣は、第四項第一号ロに定める事項又は同項第二号に掲げる事項が記載された安定取引関係確立事業活動計画につき第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。

第五条を第六条とする。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 安定取引関係確立事業活動計画

画等

第四条第一項中「食品等の流通の合理化に関する基本方針(以下)を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針(以下この章において)に改め、同条第二項を次のように改める。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する次に掲げる事項
- イ 安定取引関係確立事業活動等の促進の意義及び目標
- ロ 安定取引関係確立事業活動等の実施に

関する基本的な事項

二 連携支援事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 連携支援事業の促進の意義及び目標

ロ 連携支援事業の実施に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進に関する重要事項

第四条第四項中「の長」の下に「当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関」を加え、第二章第一節中同条を第五条とする。

第二章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第二章 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置

第一節 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針

第三条第一項中「食品等の流通の合理化」を「国は、食品等事業者による事業活動の促進に、」留意しなければならないを「留意するものとする」に改め、同項第一号中「食品等の流通に関する事業を行う者(以下「食品等流通事業者」という。)が、多様化する需要を「食品等事業者が気候の変動その他の食料システムを取り巻く環境の変化」に改め、同項第二号中「食品等流通事業者」を「食品等事業者」に、「の成長発展及び」を「及び食品産業の成長発展並びに」に改

め、同条第二項中「食品等の取引の適正化」を「国は、食品等の取引の適正化」に、「留意しなければならない」を「留意するものとする」に改め、同項第二号中「により」の下に「、食品等事業者」を加え、第一章中同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(国の責務)

第三条 国は、食品等事業者による食品等の持続的な供給を実現するための事業活動及び当該事業活動に対する支援の事業の促進を図られるよう、必要な情報の収集、整理、分析及び提供その他の援助に努めなければならない。

2 国は、食品等の持続的な供給の実現に向け、飲食料品等の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮及び当該持続的な供給に資する取組が促進されること等により、食品等の取引の適正化を図られるよう、必要な情報の提供その他の援助に努めなければならない。

(卸売市場法の一部改正)

第二条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の流通(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「」第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。」を。以下「食品等持続的供給法」という。)第二条第一項に規定する食品等をいう。」の流通」に改める。

第四条第五項第三号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。

(1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等

(2) (1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標

(3) その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの

第十三条第五項第三号中ハをとし、ロの次に次のように加える。

ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。

(1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等

(2) (1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標

(3) その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの

第十六条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項」を「食品等持続的供給法第八条第一項」に、「同法第六条第二項に規定する認定計画(次項において「認定計画」を「当該認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画(同条第七項におい

て準用する食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次項において「認定流通合理化事業活動計画」に改め、同条第二項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項」を「食品等持続的供給法第八条第一項」に、「認定計画」を「認定流通合理化事業活動計画」に改める。

第十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条、附則第五条、第六条、第八条から第十条まで、第十一条第一項から第四項まで及び第十四条の規定 公布の日

二 第一条中食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第三十三条の改正規定(同条を第五十八条とする部分を除く。)、同法第三十二条第二号の改正規定(第二十三条

第一項)を「第二十九条第一項」に改める部分及び「者」を「とき」に改める部分を除く。、同法第三十二条を第五十七条とし、第五章中同条の前に一条を加える改正規定(同法第三

十二条を第五十七条とする部分を除く。)、同法第二十九条の見出しを削る改正規定、同法第二十八条を第三十五条とし、同条の次に一節及び節名を加える改正規定(同法第二十八

条を第三十五条とする部分を除く。並びに同法第二十七条を第三十四条とし、第三章中同条の前に一節及び節名を加える改正規定(同法第二十七条を第三十四条とする部分を除く。)、第二条の規定(卸売市場法第一条及び第十六条の改正規定を除く。並びに附則第十

一条第五項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前においても、第一条の規定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(以下「新法」という。))第五条の規定の例により、同条第一項に規定する食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針(次項において「事業活動基本方針」という。)を定め、又は変更し、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、又は変更され、及び公表された事業活動基本方針は、施行日において新法第五条第一項の規定により定められ、又は同条第三項の規定により変更され、及び同条第五項の規定により公表されたものとみなす。

(食品等流通合理化計画に関する経過措置)

第三条 施行日前にされた第一条の規定による改正前の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(次項及び次条第二項において「旧食品等流通法」という。))第五条第一項の規定に

よる食品等流通合理化計画(同項に規定する食品等流通合理化計画をいう。次項において同じ。))の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧食品等流通法第五条第一項の認定を受けている食品等流通合理化計画(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により認定を受けた食品等流通合理化計画を含む。))に関する変更の認定及び認定の取消し、株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務(旧食品等流通法第七条第一項に規定する業務及び旧食品等流通法第八条第一項に規定する債務の保証をいう。)、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務(旧食品等流通法第九条に規定する業務をいう。及び旧促進機構(この法律の施行の際現に旧食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けている同項に規定する促進機構をいう。以下同じ。))の行う旧食品等流通法第十七条各号に掲げる業務並びに旧食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者に対する報告の徴収については、なお従前の例による。

(食品等流通合理化促進機構に関する経過措置)

第四条 旧促進機構は、施行日において新法第十二条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

か、旧食品等流通法第十七条(第一号に係る部分に限る。)の規定により施行日前に旧促進機構が締結した債務保証契約に係る業務及びこれに附帯する業務(以下この項及び附則第二十七条において「旧債務保証業務等」という。)を行うものとする。この場合において、旧債務保証業務等は、新法の規定の適用については、新法第二十三条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。 第五条 旧促進機構は、施行日前に、新法第二十五条の規定の例により、業務規程の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。 2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議するものとする。 3 第一項の認可を受けた業務規程は、施行日において新法第二十五条第一項の認可を受けたものとみなす。 第六条 旧促進機構は、施行日前に、新法第二十六条第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。 2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議するものとする。 3 第一項の認可を受けた事業計画及び収支予算は、施行日において新法第二十六条第一項の認可を受けたものとみなす。 第七条 農林水産大臣は、旧促進機構が附則第五条第一項又は前条第一項の規定に違反したときは、附則第四条第一項の規定により受けたものとみなされた新法第二十二條第一項の規定による指定を取り消すことができる。	(食品等の取引の適正化に関する基本的な方針に関する経過措置) 第八条 農林水産大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前においても、新法第三十三條の規定の例により、同条第一項に規定する食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針(次項において「取引適正化基本方針」という。)を定め、又は変更し、これを公表することができる。 2 前項の規定により定められ、又は変更され、及び公表された取引適正化基本方針は、第二号施行日において新法第三十三條第一項の規定により定められ、又は同条第四項の規定により変更され、及び同条第六項の規定により公表されたものとみなす。 (食料・農業・農村政策審議会への諮問等に関する経過措置) 第九条 農林水産大臣は、新法第三十七條第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は改定をしようとするとき及び新法第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等の指定をし、又はその指定を解除しようとするときは、第二号施行日においても、食料・農業・農村政策審議会に対する諮問その他の必要な行為を行うことができる。 (認定指標作成等団体の認定に関する経過措置) 第十条 新法第四十二条第一項の認定を受けようとする者は、第二号施行日においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その認定の申請をすることができる。 2 農林水産大臣は、前項の認定の申請があつた	場合には、第二号施行日においても、新法第四十二条第四項から第七項まで及び第四十三條の規定の例により、その認定及び公示をすることができる。この場合において、その認定を受けた者は第二号施行日において新法第四十二条第一項の認定を受けたものと、その公示は第二号施行日において同条第七項の規定により公示されたものとみなす。 (中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置) 第十一条 その開設する卸売市場(第二条の規定による改正後の卸売市場法(以下「新卸売市場法」という。)第二条第二項に規定する卸売市場に該当するものをいう。以下同じ。)について新卸売市場法第四条第一項の認定(新卸売市場法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を受けようとする開設者(新卸売市場法第二条第三項に規定する開設者に該当する者をいう。第三項において同じ。)は、第二号施行日前においても、新卸売市場法第四条第一項から第四項まで(新卸売市場法第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請をすることができる。 2 農林水産大臣は、前項の申請があつた場合においては、第二号施行日においても、新卸売市場法第四条第五項(新卸売市場法第六条第三項において準用する場合を含む。)及び第五条の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第二号施行日において新卸売市場法第四条第一項の認定を受けたものとみなす。 3 その開設する卸売市場について新卸売市場法	第十三条第一項の認定(新卸売市場法第十四条において準用する新卸売市場法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を受けようとする開設者は、第二号施行日においても、新卸売市場法第十三條第一項から第四項まで(新卸売市場法第十四条において読み替えて準用する新卸売市場法第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請をすることができる。 4 前項の申請に係る卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事は、当該申請があつた場合においては、第二号施行日前においても、新卸売市場法第十三條第五項(新卸売市場法第十四条において読み替えて準用する新卸売市場法第六条第三項において準用する場合を含む。)及び新卸売市場法第十四条において準用する新卸売市場法第五条の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第二号施行日において新卸売市場法第十三條第一項の認定を受けたものとみなす。 5 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際第二条の規定による改正前の卸売市場法第四条第六項又は第十三條第六項に規定する中央卸売市場又は地方卸売市場に該当している卸売市場(第一項又は第三項の申請をしたものに限り。)は、同号に掲げる規定の施行の際当該申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請に係る卸売市場は、新卸売市場法第六条第一項の変更の認定(新卸売市場法第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)を受けたものとみなす。
--	---	--	--

(処分等の効力)

第十二条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。次条及び附則第十五条において同じ。)の施行の日前に改正前のそれぞれの法律の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってした又はすべきものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)
第十六条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出しを「食品等持続的供給推進機構の業務の特例」に改め、同条中「食品等

の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三各号」に改める。

第五十五条の見出しを「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」(以下「この法律」という。)に改め、同条中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八条第一項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二十四条第一項」に、「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第十七条第一号」を「第二十三条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第二十四条」を「第三十条」に、「第二十五条第一項第一号」を「第三十一条第一項第一号」に、「第二十七条第二号」を「第二十九条第二号」に、「第二十七条第三号」を「第三十条」に改める。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第十七条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品等の流

通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的

な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号。以下「中小強化法」という。)第二十六条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第二項	第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び中小強化法第二十六条第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第二項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は中小強化法第二十六条第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは中小強化法
第五十七條第二号	第二十九条第一項	中小強化法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七條第三号	第三十条	中小強化法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第十八条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改める。

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)

第十九条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「で、」の下に「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改める。

令和七年六月十一日 参議院會議録第二十六号

する法律(平成三年法律第五十九号)第十四条に規定する業務」を加える。

(物資の流通の効率化に関する法律の一部改正)
第二十条 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第十八号イ中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律を」食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に改める。

第二十二条の見出しを「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品等の流

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

六〇

通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十六条第一項を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二十二條第一項に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構を」食品等持続的供給推進機構に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律を」食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号。以下「物資流通効率化法」という。)第二十二條第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第二号に掲げる業務及び物資流通効率化法第二十二條第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は物資流通効率化法第二十二條第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは物資流通効率化法
第五十七條第二号	第二十九条第一項	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七條第三号	第三十条	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正)
第二十一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、「第十六條第一項」を「第二十二條第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七條各号」を「第二十三條各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)第二十一條第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十一條第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十一條第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは地域経済牽引事業促進法
第五十七條第二号	第二十九条第一項	地域経済牽引事業促進法第二十一條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七條第三号	第三十条	地域経済牽引事業促進法第二十一條第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)
第二十二條 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第十条の見出しを「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、「第十六條第一項」を「第二十二條第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七條各号」を「第二十二

三条各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携事業活動促進法」という。）第十条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び農商工等連携事業活動促進法第十条第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は農商工等連携事業活動促進法第十条第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは農商工等連携事業活動促進法
第五十七条第二号	第二十九条第一項	農商工等連携事業活動促進法第十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条	農商工等連携事業活動促進法第十条第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正）

第二十三条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「第十六条第一項」を「第二十二條第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三條各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号。以下「利用促進法」という。）第十一条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一条第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は利用促進法第十一条第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは利用促進法
第五十七条第二号	第二十九条第一項	利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条	利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正）

第二十四条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「第十六条第一項」を「第二十二條第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三條各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「新事業創出法」という。）第十五条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び新事業創出法第十五条第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は新事業創出法第十五条第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは新事業創出法
第五十七条第二号	第二十九条第一項	新事業創出法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条	新事業創出法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部改正）
 第二十五条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条の見出しを「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「食品等流通法」という。）第十六条第一項を「食品等持続的供給法」という。）第二十二条第一項に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「促進機構」を「推進機構」に、「食品等流通法」を「食品等持続的供給法」に改め、同条第二項中「促進機構」を「推進機構」に、「食品等流通法」を「食品等持続的供給法」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第四十条第一項第一号に掲げる業務
----------	-------------	---

第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び輸出促進法第四十条第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は輸出促進法第四十条第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは輸出促進法
第五十七条第二号	第二十九条第一項	輸出促進法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条	輸出促進法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

第五十条の見出しを「（食品等持続的供給法の特例）」に改め、同条第一項中「促進機構」を「推進機構」に、「食品等流通法第十七条各号」を「食品等持続的供給法第二十三条各号」に改め、同条第二項中「促進機構」を「推進機構」に、「食品等流通法」を「食品等持続的供給法」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第五十条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第二項	第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び輸出促進法第五十条第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は輸出促進法第五十条第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは輸出促進法
第五十七条第二号	第二十九条第一項	輸出促進法第五十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条	輸出促進法第五十条第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

〔環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の一部改正〕

第二十六条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「食品等流通法」という。第二第三条第三項に規定する食品等の流通の合理化(以下「食品等の流通の合理化」を「食品等持続的供給法」という。第二第五項に規定する流通合理化事業活動(以下「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第五條第三項」を「食品等持続的供給法第八條第五項」に改める。

第二十一条第六項第一号中「食品等の流通の合理化」を「流通合理化事業活動」に改め、同条第七項中「食品等流通法第五條第三項」を「食品等持続的供給法第八條第五項」に改める。

第二十七条の見出しを「食品等持続的供給法の特例」に改め、同条中「食品等の流通の合理化」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第六條第一項に規定する認定事業者」を「食品等持続的供給法第八條第七項に規定する認定流通合理化事業者」に、「同条第二項に規定する認定計画」を「同条第一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画」に、「食品等流通法第四條第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流

通法第七條」を「食品等持続的供給法第十五條」に改める。

第三十九條第四項第三号中「食品等の流通の合理化」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第五條第三項」を「食品等持続的供給法第八條第五項」に改める。

第四十一条の見出しを「(食品等持続的供給法の特例)」に改め、同条中「食品等の流通の合理化」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第六條第一項に規定する認定事業者」を「食品等持続的供給法第八條第七項に規定する認定流通合理化事業者」に、「同条第二項に規定する認定計画」を「同条第一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画」に、「食品等流通法第四條第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第七條」を「食品等持続的供給法第十五條」に改める。

(中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 附則第四條第一項の規定により新法第二十二條第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧促進機構は、新法第二十三條各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次に掲げる規定により施行日前に旧促進機構が締結した債務保証契約に係る業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。)を行うものとする。この場合において、旧特例債務保証業務等は、新法の規定の適用については、新法第二十三條第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

一 附則第十六條の規定による改正前の中心市街地の活性化に関する法律第五十四條(第一号に係る部分に限る。)

二 附則第十七條の規定による改正前の中小企業等経営強化法第二十六條第一項(第一号に係る部分に限る。)

三 附則第二十條の規定による改正前の物資の流通の効率化に関する法律第二十二條第一項(第一号に係る部分に限る。)

四 附則第二十一條の規定による改正前の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一條第一項(第一号に係る部分に限る。)

五 附則第二十二條の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十條第一項(第一号に係る部分に限る。)

六 附則第二十三條の規定による改正前の米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律第十一條第一項(第一号に係る部分に限る。)

七 附則第二十四條の規定による改正前の地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五條第一項(第一号に係る部分に限る。)

八 附則第二十五條の規定による改正前の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第四十條第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第五十條第一項(第一号に係る部分に限る。)

投票者氏名

日程第一 令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり是認すること」

賛成者氏名

一四一名

阿達 雅志君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
赤松 健君	浅尾慶一郎君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	生稲 晃子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩本 剛人君
上野 通子君	白井 正一君
江島 潔君	小川 克巳君
小野田紀美君	尾辻 秀久君
越智 俊之君	大家 敏志君
太田 房江君	岡田 直樹君
加田 裕之君	加藤 明良君
梶原 大介君	片山さつき君
神谷 政幸君	北村 経夫君
こやり隆史君	小林 一大君
古賀友一郎君	古庄 玄知君
上月 良祐君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	櫻井 充君
山東 昭子君	清水 真人君
自見はなこ君	白坂 亜紀君
進藤金日子君	末松 信介君
田中 昌史君	高橋 克法君

高橋はるみ君	滝沢 求君	佐々木さやか君	里見 隆治君	水岡 俊一君	水野 素子君	日程第一 令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書「委員長報告」とおり内閣に対し警告すること」	賛成者氏名
滝波 宏文君	武見 敬三君	塩田 博昭君	下野 六太君	村田 享子君	森本 真治君	阿達 雅志君	青木 一彦君
柘植 芳文君	鶴保 庸介君	杉 久武君	高橋 次郎君	森屋 隆君	横沢 高德君	青山 繁晴君	赤池 誠章君
堂故 茂君	友納 理緒君	高橋 光男君	竹内 真二君	吉川 沙織君	青島 健太君	石井 健君	浅尾慶一郎君
豊田 俊郎君	中曽根弘文君	竹谷とし子君	谷合 正明君	浅田 均君	石井 章君	猪瀬 直樹君	有村 治子君
中田 宏君	中西 祐介君	新妻 秀規君	西田 実仁君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	片山 大介君	生稲 晃子君
永井 学君	長峯 誠君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	嘉田由紀子君	串田 誠一君	串田 誠一君	石井 浩郎君
西田 昌司君	野上浩太郎君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	金子 道仁君	高木かおり君	高木かおり君	朝日健太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	山口那津男君	山本 博司君	柴田 巧君	藤巻 健史君	藤巻 健史君	井上 義行君
長谷川 岳君	長谷川英晴君	横山 信一君	若松 謙維君	中条きよし君	柳ヶ瀬裕文君	柳ヶ瀬裕文君	石井 準一君
馬場 成志君	橋本 聖子君	松野 明美君	大野 泰正君	松沢 成文君	伊藤 孝恵君	伊藤 孝恵君	石井 正弘君
比嘉奈津美君	福岡 資麿君	鈴木 宗男君	平山佐知子君	山口 和之君	上田 清司君	上田 清司君	磯崎 仁彦君
藤井 一博君	藤川 政人君	宮口 治子君		川合 孝典君	榛葉賀津也君	榛葉賀津也君	今井絵理子君
藤木 眞也君	船橋 利実君			田村 まみ君	竹詰 仁君	竹詰 仁君	上野 通子君
古川 俊治君	星 北斗君		九三名	田村 まみ君	芳賀 道也君	芳賀 道也君	江島 潔君
堀井 巖君	本田 顕子君	青木 愛君	石垣のりこ君	堂込麻紀子君	浜野 喜史君	浜野 喜史君	小野田紀美君
舞立 昇治君	牧野たかお君	石川 大我君	石橋 通宏君	浜口 誠君	井上 哲士君	井上 哲士君	越智 俊之君
松川 るい君	松下 新平君	打越さく良君	小沢 雅仁君	舟山 康江君	岩渕 友君	岩渕 友君	太田 房江君
松村 祥史君	松山 政司君	小沼 巧君	大椿ゆうこ君	伊藤 岳君	吉良よし子君	吉良よし子君	加田 裕之君
三浦 靖君	三宅 伸吾君	奥村 政佳君	鬼木 誠君	紙 智子君	小池 晃君	小池 晃君	梶原 大介君
宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君	勝部 賢志君	川田 龍平君	倉林 明子君	仁比 聡平君	仁比 聡平君	神谷 政幸君
宮本 周司君	森 まさこ君	木戸口英司君	岸 真紀子君	大門実紀史君	山下 芳生君	山下 芳生君	こやり隆史君
森屋 宏君	山下 雄平君	熊谷 裕人君	小西 洋之君	山下 芳生君	山添 拓君	山添 拓君	古賀友一郎君
山田 太郎君	山田 俊男君	古賀 千景君	古賀 之士君	大島九州男君	木村 英子君	木村 英子君	上月 良祐君
山田 宏君	山谷えり子君	斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	天畠 大輔君	山本 太郎君	山本 太郎君	佐藤 信秋君
山本 啓介君	山本佐知子君	柴 慎一君	杉尾 秀哉君	天畠 大輔君	高良 鉄美君	高良 鉄美君	酒井 庸行君
山本 順三君	吉井 章君	田島麻衣子君	田名部匡代君	伊波 洋一君	浜田 聡君	浜田 聡君	山東 昭子君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	高木 真理君	辻元 清美君	齊藤健一郎君	神谷 宗幣君	神谷 宗幣君	自見はなこ君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	徳永 エリ君	野田 国義君	梅村みずほ君	ながえ孝子君	ながえ孝子君	進藤金日子君
秋野 公造君	伊藤 孝江君	羽田 次郎君	広田 一君	寺田 静君			田中 昌史君
石川 博崇君	上田 勇君	福島みずほ君	福山 哲郎君	長浜 博行君			
河野 義博君	窪田 哲也君	牧山ひろえ君	三上 えり君				

高橋はるみ君	滝沢 求君	小沼 巧君	大椿ゆうこ君	浅田 均君	石井 章君	日程第二 令和五年度国有財産増減及び現在額総 計算書
滝波 宏文君	武見 敬三君	奥村 政佳君	鬼木 誠君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	賛成者氏名
柘植 芳文君	鶴保 庸介君	勝部 賢志君	川田 龍平君	嘉田由紀子君	片山 大介君	阿達 雅志君
堂故 茂君	友納 理緒君	木戸口英司君	岸 真紀子君	金子 道仁君	串田 誠一君	青山 繁晴君
豊田 俊郎君	中曽根弘文君	熊谷 裕人君	小西 洋之君	柴田 巧君	高木かおり君	赤松 健君
中田 宏君	中西 祐介君	古賀 千景君	古賀 之土君	中条きよし君	藤巻 健史君	朝日健太郎君
永井 学君	長峯 誠君	斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	松沢 成文君	松野 明美君	井上 義行君
西田 昌司君	野上浩太郎君	柴 慎一君	杉尾 秀哉君	柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君	石井 準一君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	田島麻衣子君	田名部匡代君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	石井 正弘君
長谷川 岳君	長谷川英晴君	高木 真理君	辻元 清美君	上田 清司君	川合 孝典君	磯崎 仁彦君
馬場 成志君	橋本 聖子君	徳永 エリ君	野田 国義君	榛葉賀津也君	田村 まみ君	今井絵理子君
比嘉奈津美君	福岡 資麿君	羽田 次郎君	広田 一君	竹詰 仁君	堂込麻紀子君	上野 通子君
藤井 一博君	藤川 政人君	福島みずほ君	福山 哲郎君	芳賀 道也君	浜口 誠君	江島 潔君
藤木 眞也君	船橋 利実君	牧山ひろえ君	三上 えり君	浜野 喜史君	舟山 康江君	小野田紀美君
古川 俊治君	星 北斗君	水岡 俊一君	水野 素子君	井上 哲士君	伊藤 岳君	越智 俊之君
堀井 巖君	本田 顕子君	村田 享子君	森本 真治君	岩渕 友君	紙 智子君	太田 房江君
舞立 昇治君	牧野たかお君	森屋 隆君	横沢 高德君	吉良よし子君	倉林 明子君	加田 裕之君
松下 新平君	松村 祥史君	吉川 沙織君	秋野 公造君	小池 晃君	大門実紀史君	梶原 大介君
松山 政司君	三浦 靖君	伊藤 孝江君	石川 博崇君	仁比 聡平君	山下 芳生君	神谷 政幸君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君	上田 勇君	河野 義博君	山添 拓君	伊波 洋一君	こやり隆史君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	窪田 哲也君	佐々木さやか君	高良 鉄美君	齊藤健一郎君	古賀友一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君	里見 隆治君	塩田 博昭君	浜田 聡君	梅村みずほ君	上月 良祐君
山下 雄平君	山田 太郎君	下野 六太君	杉 久武君	大野 泰正君	神谷 宗幣君	佐藤 信秋君
山田 宏君	山谷えり子君	高橋 次郎君	高橋 光男君	鈴木 宗男君	寺田 静君	酒井 庸行君
山本 啓介君	山本佐知子君	竹内 真二君	竹谷とし子君	ながえ孝子君	長浜 博行君	山東 昭子君
山本 順三君	吉井 章君	谷合 正明君	新妻 秀規君	平山佐知子君	宮口 治子君	自見はなこ君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	西田 実仁君	三浦 信祐君			進藤金日子君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君	反対者氏名	四名	田中 昌史君
青木 愛君	石垣のりこ君	安江 伸夫君	山口那津男君	大島九州男君	木村 英子君	高橋はるみ君
石川 大我君	石橋 通宏君	山本 博司君	横山 信一君	天畠 大輔君	山本 太郎君	滝波 宏文君
打越さく良君	小沢 雅仁君	若松 謙維君	青島 健太君			武見 敬三君

柘植 芳文君	鶴保 庸介君	塩田 博昭君	下野 六太君	村田 享子君	森本 真治君	日程第三 令和五年度国有財産無償貸付状況総計 算書	
堂故 茂君	友納 理緒君	杉 久武君	高橋 次郎君	森屋 隆君	横沢 高德君	賛成者氏名	
豊田 俊郎君	中曽根弘文君	高橋 光男君	竹内 真二君	吉川 沙織君	青島 健太君	阿達 雅志君	青木 一彦君
中田 宏君	中西 祐介君	竹谷とし子君	谷合 正明君	浅田 均君	石井 章君	青山 繁晴君	赤池 誠章君
永井 学君	長峯 誠君	新妻 秀規君	西田 実仁君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	赤松 健君	浅尾慶一郎君
西田 昌司君	野上浩太郎君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	嘉田由紀子君	片山 大介君	朝日健太郎君	有村 治子君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	金子 道仁君	串田 誠一君	井上 義行君	生稲 晃子君
長谷川 岳君	長谷川英晴君	山口那津男君	山本 博司君	柴田 巧君	高木かおり君	石井 準一君	石井 浩郎君
馬場 成志君	橋本 聖子君	横山 信一君	若松 謙維君	中条きよし君	藤巻 健史君	石井 正弘君	石田 昌宏君
比嘉奈津美君	福岡 資麿君	小池 晃君	大野 泰正君	柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
藤井 一博君	藤川 政人君	鈴木 宗男君	平山佐知子君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	今井絵理子君	岩本 剛人君
藤木 眞也君	船橋 利実君	反対者氏名 九四名		上田 清司君	川合 孝典君	上野 通子君	白井 正一君
古川 俊治君	星 北斗君			榎葉賀津也君	田村 まみ君	江島 潔君	小川 克巳君
堀井 巖君	本田 顕子君	青木 愛君	石垣のりこ君	竹詰 仁君	堂込麻紀子君	小野田紀美君	尾辻 秀久君
舞立 昇治君	牧野たかお君	石川 大我君	石橋 通宏君	芳賀 道也君	浜口 誠君	越智 俊之君	大家 敏志君
松川 るい君	松下 新平君	打越さく良君	小沢 雅仁君	大椿ゆうこ君	舟山 康江君	太田 房江君	岡田 直樹君
松村 祥史君	松山 政司君	小沼 巧君	鬼木 誠君	井上 哲士君	伊藤 岳君	加田 裕之君	加藤 明良君
三浦 靖君	三宅 伸吾君	奥村 政佳君	川田 龍平君	岩渕 友君	紙 智子君	梶原 大介君	片山さつき君
宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君	勝部 賢志君	岸 真紀子君	吉良よし子君	倉林 明子君	神谷 政幸君	北村 経夫君
宮本 周司君	森 まさこ君	木戸口英司君	小西 洋之君	大門実紀史君	仁比 聡平君	こやり隆史君	小林 一大君
森屋 宏君	山下 雄平君	熊谷 裕人君	古賀 之土君	山下 芳生君	山添 拓君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
山田 太郎君	山田 俊男君	古賀 千景君	塩村あやか君	大島九州男君	木村 英子君	上月 良祐君	佐藤 啓君
山田 宏君	山谷えり子君	斎藤 嘉隆君	杉尾 秀哉君	天畠 大輔君	山本 太郎君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
山本 啓介君	山本佐知子君	柴 慎一君	田名部匡代君	伊波 洋一君	高良 鉄美君	酒井 庸行君	櫻井 充君
山本 順三君	吉井 章君	田島麻衣子君	辻元 清美君	齊藤健一郎君	浜田 聡君	山東 昭子君	清水 真人君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	徳永 エリ君	野田 国義君	梅村みずほ君	神谷 宗幣君	自見はなこ君	白坂 亜紀君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	羽田 次郎君	広田 一君	寺田 静君	ながえ孝子君	進藤金日子君	末松 信介君
秋野 公造君	伊藤 孝江君	福島みずほ君	福山 哲郎君	長浜 博行君	宮口 治子君	田中 昌史君	高橋 克法君
石川 博崇君	上田 勇君	牧山ひろえ君	三上 えり君			高橋はるみ君	滝沢 求君
河野 義博君	窪田 哲也君	水岡 俊一君	水野 素子君			滝波 宏文君	武見 敬三君
佐々木さやか君	里見 隆治君						

小沼 巧君	打越さく良君	石川 大我君	青木 愛君	若林 洋平君	吉川ゆうみ君	山本 順三君	山本 啓介君	山田 宏君	山田 太郎君	森屋 宏君	宮本 周司君	宮崎 雅夫君	三浦 靖君	松村 祥史君	松川 るい君	舞立 昇治君	堀井 巖君	古川 俊治君	藤木 眞也君	藤井 一博君	比嘉奈津美君	馬場 成志君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	永井 学君	中田 宏君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	栢植 芳文君
大椿ゆうこ君	小沢 雅仁君	石橋 通宏君	石垣のりこ君	渡辺 猛之君	和田 政宗君	吉井 章君	山本佐知子君	山谷えり子君	山田 俊男君	山下 雄平君	森 まさこ君	宮沢 洋一君	三宅 伸吾君	松山 政司君	松下 新平君	牧野たかお君	本田 顕子君	星 北斗君	船橋 利実君	藤川 政人君	福岡 資麿君	橋本 聖子君	長谷川英晴君	羽生田 俊君	野上浩太郎君	長峯 誠君	中西 祐介君	中曽根弘文君	友納 理緒君	鶴保 庸介君

伊藤 岳君	若松 謙維君	山本 博司君	安江 伸夫君	宮崎 勝君	西田 実仁君	谷合 正明君	竹内 真二君	高橋 次郎君	下野 六太君	里見 隆治君	窪田 哲也君	上田 勇君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君	森屋 隆君	村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君	福島みずほ君	羽田 次郎君	徳永 エリ君	高木 真理君	田島麻衣子君	柴 愼一君	斎藤 嘉隆君	古賀 千景君	熊谷 裕人君	木戸口英司君	勝部 賢志君	奥村 政佳君
岩渕 友君	井上 哲士君	横山 信一君	山口那津男君	矢倉 克夫君	三浦 信祐君	新妻 秀規君	竹谷とし子君	高橋 光男君	杉 久武君	塩田 博昭君	佐々木さやか君	河野 義博君	石川 博崇君	秋野 公造君	横沢 高德君	森本 真治君	水野 素子君	三上 えり君	福山 哲郎君	広田 一君	野田 国義君	辻元 清美君	田名部匡代君	杉尾 秀哉君	塩村あやか君	古賀 之士君	小西 洋之君	岸 真紀子君	川田 龍平君	鬼木 誠君

神谷 宗幣君	浜田 聡君	舟山 康江君	浜口 誠君	堂込麻紀子君	田村 まみ君	川合 孝典君	磯崎 哲史君	山口 和之君	松野 明美君	藤巻 健史君	高木かおり君	串田 誠一君	片山 大介君	猪瀬 直樹君	石井 章君	青島 健太君
	梅村みずほ君	齊藤健一郎君	浜野 喜史君	芳賀 道也君	竹詰 仁君	榛葉賀津也君	上田 清司君	伊藤 孝恵君	柳ヶ瀬裕文君	松沢 成文君	中条きよし君	柴田 巧君	金子 道仁君	嘉田由紀子君	石井 苗子君	浅田 均君

反対者氏名

三三名

日程第四 公立の義務教育諸学校等の教育職員の
給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法
律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二一九名

高橋 克法君	末松 信介君	白坂 亜紀君	清水 真人君	櫻井 充君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	古庄 玄知君	小林 一大君	北村 経夫君	片山さつき君	加藤 明良君	岡田 直樹君	尾辻 秀久君	小川 克巳君	江島 潔君	上野 通子君	今井絵理子君	磯崎 仁彦君	石井 正弘君	石井 準一君	井上 義行君	朝日健太郎君	赤松 健君	青山 繁晴君	阿達 雅志君	
	田中 昌史君	進藤金日子君	自見はなこ君	山東 昭子君	酒井 庸行君	佐藤 信秋君	上月 良祐君	古賀友一郎君	こやり隆史君	神谷 政幸君	梶原 大介君	加田 裕之君	太田 房江君	越智 俊之君	小野田紀美君	衛藤 晟一君	臼井 正一君	岩本 剛人君	猪口 邦子君	石田 昌宏君	石井 浩郎君	生稲 晃子君	有村 治子君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君

滝沢 求君	滝波 宏文君	小沢 雅仁君	小沼 巧君	青島 健太君	浅田 均君	日程第五 日本学術会議法案(内閣提出、衆議院 送付)
武見 敬三君	柘植 芳文君	大椿ゆうこ君	奥村 政佳君	石井 章君	石井 苗子君	賛成者氏名
鶴保 庸介君	堂故 茂君	鬼木 誠君	勝部 賢志君	猪瀬 直樹君	嘉田由紀子君	阿達 雅志君
友納 理緒君	豊田 俊郎君	川田 龍平君	木戸口英司君	片山 大介君	金子 道仁君	青山 繁晴君
中曽根弘文君	中田 宏君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	串田 誠一君	柴田 巧君	赤松 健君
中西 祐介君	永井 学君	小西 洋之君	古賀 千景君	高木かおり君	中条きよし君	朝日健太郎君
長峯 誠君	西田 昌司君	古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	藤巻 健史君	松沢 成文君	井上 義行君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	塩村あやか君	柴 慎一君	山口 和之君	柳ヶ瀬裕文君	石井 準一君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君	石井 正弘君
長谷川英晴君	馬場 成志君	田名部匡代君	高木 真理君	川合 孝典君	上田 清司君	磯崎 仁彦君
橋本 聖子君	比嘉奈津美君	辻元 清美君	徳永 エリ君	田村 まみ君	榛葉賀津也君	今井絵理子君
福岡 資麿君	藤井 一博君	野田 国義君	羽田 次郎君	堂込麻紀子君	竹詰 仁君	上野 通子君
藤川 政人君	藤木 眞也君	広田 一君	福島みずほ君	浜口 誠君	芳賀 道也君	江島 潔君
船橋 利実君	古川 俊治君	福山 哲郎君	牧山ひろえ君	舟山 康江君	浜野 喜史君	小川 克巳君
星 北斗君	堀井 巖君	三上 えり君	水岡 俊一君	高良 鉄美君	伊波 洋一君	尾辻 秀久君
本田 顕子君	舞立 昇治君	水野 素子君	村田 享子君	浜田 聡君	齊藤健一郎君	大家 敏志君
牧野たかお君	松川 るい君	森本 真治君	森屋 隆君	大野 泰正君	梅村みずほ君	岡田 直樹君
松下 新平君	松村 祥史君	横沢 高德君	古川 沙織君	鈴木 宗男君	神谷 宗幣君	加藤 明良君
松山 政司君	三浦 靖君	秋野 公造君	伊藤 孝江君	ながえ孝子君	寺田 静君	片山さつき君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君	石川 博崇君	上田 勇君	平山佐知子君	長浜 博行君	北村 経夫君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	河野 義博君	窪田 哲也君			小林 一大君
森 まさこ君	森屋 宏君	佐々木さやか君	里見 隆治君			古庄 玄知君
山下 雄平君	山田 太郎君	塩田 博昭君	下野 六太君	井上 哲士君	伊藤 岳君	佐藤 啓君
山田 俊男君	山田 宏君	杉 久武君	高橋 次郎君	岩渕 友君	紙 智子君	佐藤 正久君
山谷えり子君	山本 啓介君	高橋 光男君	竹内 真二君	吉良よし子君	倉林 明子君	櫻井 充君
山本佐知子君	山本 順三君	竹谷とし子君	谷合 正明君	小池 晃君	大門実紀史君	清水 真人君
吉井 章君	吉川ゆうみ君	新妻 秀規君	西田 実仁君	仁比 聡平君	山下 芳生君	白坂 亜紀君
和田 政宗君	若林 洋平君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	山添 拓君	大島九州男君	末松 信介君
渡辺 猛之君	青木 愛君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	木村 英子君	天島 大輔君	高橋 克法君
石垣のりこ君	石川 大我君	山口那津男君	山本 博司君	山本 太郎君	宮口 治子君	滝沢 求君
石橋 通宏君	打越さく良君	横山 信一君	若松 謙維君			滝波 宏文君

武見 敬三君	栢植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
友納 理緒君	豊田 俊郎君
中曽根弘文君	中田 宏君
中西 祐介君	永井 学君
長峯 誠君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
長谷川英晴君	馬場 成志君
橋本 聖子君	比嘉奈津美君
福岡 資麿君	藤井 一博君
藤川 政人君	藤木 眞也君
船橋 利実君	古川 俊治君
星 北斗君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	三浦 靖君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
山下 雄平君	山田 太郎君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 啓介君
山本佐知子君	山本 順三君
吉井 章君	吉川ゆうみ君
和田 政宗君	若林 洋平君
渡辺 猛之君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
上田 勇君	河野 義博君
窪田 哲也君	佐々木さやか君

反対者氏名

里見 隆治君	塩田 博昭君
下野 六太君	杉 久武君
高橋 次郎君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君
安江 伸夫君	山口那津男君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	青島 健太君
浅田 均君	石井 章君
石井 苗子君	猪瀬 直樹君
片山 大介君	金子 道仁君
串田 誠一君	柴田 巧君
高木かおり君	中条きよし君
藤巻 健史君	松沢 成文君
松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君	齊藤健一郎君
浜田 聡君	大野 泰正君
平山佐知子君	
青木 愛君	石垣のりこ君
石川 大我君	石橋 通宏君
打越さく良君	小沢 雅仁君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君
奥村 政佳君	鬼木 誠君
勝部 賢志君	川田 龍平君
木戸口英司君	岸 眞紀子君
熊谷 裕人君	小西 洋之君
古賀 千景君	古賀 之土君

斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君
田島麻衣子君	田名部匡代君
高木 真理君	辻元 清美君
徳永 エリ君	野田 国義君
羽田 次郎君	広田 一君
福島みずほ君	福山 哲郎君
牧山ひろえ君	三上 えり君
水岡 俊一君	水野 素子君
村田 享子君	森本 真治君
森屋 隆君	横沢 高德君
吉川 沙織君	伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君	上田 清司君
川合 孝典君	榛葉賀津也君
田村 まみ君	竹詰 仁君
堂込麻紀子君	芳賀 道也君
浜口 誠君	浜野 喜史君
舟山 康江君	井上 哲士君
伊藤 岳君	岩渕 友君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
大島九州男君	木村 英子君
天畠 大輔君	山本 太郎君
伊波 洋一君	高良 鉄美君
梅村みずほ君	神谷 宗幣君
寺田 静君	ながえ孝子君
長浜 博行君	宮口 治子君

日程第六 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿達 雅志君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
赤松 健君	浅尾慶一郎君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	生稲 晃子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩本 剛人君
上野 通子君	臼井 正一君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	越智 俊之君
大家 敏志君	太田 房江君
岡田 直樹君	加田 裕之君
加藤 明良君	梶原 大介君
片山さつき君	神谷 政幸君
北村 経夫君	こやり隆史君
小林 一大君	古賀友一郎君
古庄 玄知君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
櫻井 充君	山東 昭子君
清水 真人君	自見はなこ君
白坂 亜紀君	進藤金日子君
末松 信介君	田中 昌史君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝沢 求君	滝波 宏文君

武見 敬三君	栢植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
友納 理緒君	豊田 俊郎君
中曽根弘文君	中田 宏君
中西 祐介君	永井 学君
長峯 誠君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
長谷川英晴君	馬場 成志君
橋本 聖子君	比嘉奈津美君
福岡 資麿君	藤井 一博君
藤川 政人君	藤木 眞也君
船橋 利実君	古川 俊治君
星 北斗君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	三浦 靖君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
山下 雄平君	山田 太郎君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 啓介君
山本佐知子君	山本 順三君
吉井 章君	吉川ゆうみ君
和田 政宗君	若林 洋平君
渡辺 猛之君	青木 愛君
石垣のりこ君	石川 大我君
石橋 通宏君	打越さく良君
小沢 雅仁君	小沼 巧君

大椿ゆうこ君	奥村 政佳君
鬼木 誠君	勝部 賢志君
川田 龍平君	木戸口英司君
岸 真紀子君	熊谷 裕人君
小西 洋之君	古賀 千景君
古賀 之士君	斎藤 嘉隆君
塩村あやか君	柴 愼一君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
田名部匡代君	高木 真理君
辻元 清美君	徳永 エリ君
野田 国義君	羽田 次郎君
広田 一君	福島みずほ君
福山 哲郎君	牧山ひろえ君
三上 えり君	水岡 俊一君
水野 素子君	村田 享子君
森本 真治君	森屋 隆君
横沢 高德君	吉川 沙織君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	上田 勇君
河野 義博君	窪田 哲也君
佐々木さやか君	里見 隆治君
塩田 博昭君	下野 六太君
杉 久武君	高橋 次郎君
高橋 光男君	竹内 真二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君
山口那津男君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
青島 健太君	浅田 均君

石井 章君	石井 苗子君
猪瀬 直樹君	嘉田由紀子君
片山 大介君	金子 道仁君
串田 誠一君	柴田 巧君
高木かおり君	中条きよし君
藤巻 健史君	松沢 成文君
松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君	伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君	上田 清司君
川合 孝典君	榛葉賀津也君
田村 まみ君	竹詰 仁君
堂込麻紀子君	芳賀 道也君
浜口 誠君	浜野 喜史君
舟山 康江君	井上 哲士君
伊藤 岳君	岩渕 友君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
伊波 洋一君	高良 鉄美君
梅村みずほ君	大野 泰正君
寺田 静君	ながえ孝子君
長浜 博行君	平山佐知子君
宮口 治子君	

反対者氏名

大島九州男君	木村 英子君
天畠 大輔君	山本 太郎君
齊藤健一郎君	浜田 聡君
神谷 宗幣君	

七名

高齢者雇用安定法Q&Aの改訂に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年五月二十八日

参議院議長 関口 昌一殿

福島みずほ

高齢者雇用安定法Q&Aの改訂に関する質問主意書

「高齢者雇用安定法Q&A(高齢者雇用確保措置関係)」(以下「Q&A」という。)が二〇二五年三月三十一日に改訂され、同年四月一日に適用された。本改訂において、改訂前のQ&Aの一五及び一六が削除された。削除に至る経緯は次のとおりである。

1 厚生労働省(以下「厚労省」という。)は改訂前のQ&Aの一五及び一六を削除するまで、全国ユニティユニオン連合会(以下「全国ユニオン」という。)との交渉において、次のとおり回答した。

(一) 二〇二四年三月二十八日、厚労省高齢者雇用対策課担当者は、「労働条件の引き下げについて、Q&A上、引き下げたいというものは一切言ってませんので、ここにこういうふう書いてあるから、引き下げたいんだと会社と言っているとしたら、それは明らかに間違った解釈になります。」、「二一五については、労働条件をどれぐらい下げたいのかとか、一方向的に下げたいというのは全く言及しており

ませんし、そう取られるような文言は書いていないと我々は考えています。なので、仮にそう解釈したら、酷い誤読ということになります。」と回答した。

(2) 二〇二五年三月十三日、厚労省高齢者雇用対策課担当者は「いろいろな批判をいただいた一五と一六について、削除案を労使団体に示し、概ねまとまる方向でやっている。三月末に見直すことを考えて、厚労省のホームページに公表し周知を図っていきたい。」「今後の流れについては、実際の周知を図るのは各都道府県の労働局やハローワークになるので、そちらに対してはQ&Aの見直しということで、手続的には通知を発出して周知を図るようといった流れになる。」と回答した。

2 超党派の国会議員で結成され活動を続けている「非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活を考える議員連盟」(略称「非正規雇用議連」)の総会(二〇二四年五月二十四日開催)の場で、全国ユニオン傘下の労働組合である千葉県のなのはなユニオンから、非正規雇用労働者の現状、特に、高齢者の非正規化及び労働条件についてヒアリングを行った。総会では、出席した厚労省担当者との間で、Q&Aの一五についての問題点などが議論された。総会後、厚労省は同議連事務局長である石橋通宏参議院議員に対し、Q&Aの一五は問題が

あるのだから廃止する予定であると回答した。

以上の経過と厚労省の発言を踏まえて、以下質問する。

一 継続雇用制度を設ける場合に、六十歳以上の定年を定め、定年後に継続雇用するという通常想定されるケースとは異なり、改訂前のQ&Aの一五及び一六に例示されていたような、定年よりも前の時期に(一度退職させるなどして)労働条件を変更しなければ六十五歳までの雇用を認めないという再雇用制度を設けている企業数を示したい。

二 二〇二五年四月一日から適用されたQ&Aには、改訂前の一五及び一六を削除した理由が明記されていない。削除した理由は、高齢者雇用安定法の主旨に鑑み、労働条件を引き下げてよいと誤った解釈をされる可能性があるためであるとの理解でよいのか、削除した理由を具体的に明示されたい。

三 厚労省担当者はQ&Aの改訂について、「手続的には通知を発出して周知を図る」と回答したが、通知は発出したのか示されたい。発出した場合、発出日、通知内容及び発出先を明示されたい。発出していない場合、発出予定日を示されたい。発出の予定がない場合、発出しな

い理由を明示されたい。
四 改訂前のQ&Aの一五及び一六を利用して、高齢者雇用安定法の主旨とは異なる誤った解釈で再雇用制度を設けている企業は実存する。これらの企業に対して、改訂前のQ&Aの一五及び一六を削除した理由をどのように説明し、高齢者雇用の現場においてどのような

に改善を促す指導をしているのか、あるいは指導していく予定なのか具体的に示されたい。また、説明・指導を行う主体は、地域の労働局などであるのか示されたい。さらに、改訂前のQ&Aの一五及び一六を削除した理由をどのような手段で周知をしているのか、あるいは周知をしていく予定なのか説明されたい。
右質問する。

令和七年六月六日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出高齢者雇用安定法Q&Aの改訂に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出高齢者雇用安定法Q&Aの改訂に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「企業数」については把握していない。
二及び三について
お尋ねの「通知」については、「高齢者雇用安定法Q&A(高齢者雇用確保措置関係)二及び三(高齢者雇用安定法Q&A(高齢者就業確保措置関係)」の一部改正について(令和七年三月三十一日付け職高発〇三三一第一号厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課長通知)により、都道府県労働局に対して、「改正後の高齢者雇用安定法Q&Aの周知の徹底を図り、事業主がこれらの規定に留意し、高齢者の労働

条件が適切に設定されるよう、更なる啓発指導に取り組まれない」と等とし、発出しているところである。

その上で、お尋ねの「削除した理由」については、同通知による改正前のQ&A(高齢者雇用安定法Q&A(高齢者雇用確保措置関係)をいう。以下同じ。)の「Q一五及び「Q一六」における「労働条件を変更」の記載に関して、事業主が留意すべき点等の具体的な記載がないため、事業主において、客観的かつ合理的な理由なく賃金を引き下げる等の「労働条件」に変更してもよいとの誤解を招く旨、御指摘の「総会(二〇二四年五月二十四日開催)」の場等において意見があつたこと等を踏まえ、削除したものである。なお、同通知による改正後のQ&Aにおいては、当該削除と併せて、以後そのような誤解が生じないよう、賃金等の「労働条件」について、事業主が留意すべき点等として、「継続雇用後の賃金について、継続雇用されている高齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、適切なものとなるよう努めること」等の具体的な記載を追加することとし、「継続雇用後の労働条件」について記載している「Q一四」の「A一四」にその記載内容を集約したところである。

四 について
お尋ねの「説明」及び「指導」については、「説明・指導を行う主体」である都道府県労働局の公共職業安定所が、御指摘のような「企業を把握した場合には、必要に応じて「削除した理由」を「説明」しつつ、二及び三について述べた改正後のQ&Aの記載内容をもとに、事業主にお

令和七年六月十一日 参議院会議録第二十六号

質問主意書及び答弁書

七二

いて改善されるよう、これを促す「指導」を行うこととしている。また、お尋ねの「周知」については、当該改正後のQ&Aの記載内容と併せて、今後必要に応じて、都道府県労働局の公共職業安定所を通じて事業主に対し「周知」してまいりたい。

自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年五月二十八日

参議院議長 関口 昌一殿 浜田 聡

自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問主意書

認定NPO法人フローレンス創業者の駒崎弘樹氏は、第五十回内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)(令和元年十二月十日)に政府委員として出席し、自らがほぼ独占している障害児向けの居宅訪問型保育事業が赤字で運営されているという収支調査結果を提出し、公費(公定価格)の見直しを要求した。議事録によると、当該調査結果の有効回答数は、一事業所(フローレンス)のみであり、客観性に乏しいため公表対象ではなかった資料を、駒崎氏が内閣府参事官に要求し、提出させたものである。

さらに、駒崎氏は第五十三回子ども・子育て会

議(令和二年十月五日)において、当該調査結果を「令和元年十二月十日 第五十回子ども・子育て会議配付資料」とし、委員提出資料として配付した。客観性に乏しく不適切とされた調査結果を、自ら政府に要求して提出させたにもかかわらず、後の会議で「第五十回子ども・子育て会議配付資料」として、あたかも公的な調査結果のように提出し、改めて政府に公費の増額を要求した。

また、第五十三回子ども・子育て会議に提出された運営スタッフ人件費の内訳には、看護スパーバイザー(二名)や事務スタッフ(六名)といった、保育に直接従事する職員以外の人件費が多く含まれていた。「収益・費用には、調査対象事業以外の事業(中略)も含まれ得る」との注釈もあった。さらに、フローレンスが運営する障害児訪問保育を利用する場合、フローレンスが運営する訪問看護ステーションとの契約を必須としているが、訪問看護の公費が収益に計上されておらず、訪問看護師の人件費が費用に計上されている。収益としては国が定める保育給付費だけが計上されており、東京都内の認可保育事業者に交付される保育士等キャリアアップ助成金などの補助金は一切計上されていない。なお、保育給付費とは、「内閣総理大臣が定める基準により算定した保育の費用の額」を指し、「公定価格」とも言われる。保育事業に対して国庫から直接支給される公費だが、その中には利用者が応益負担した保育料が一部含まれており、すべてが公費ではない。保育事業者は、国から支給される公定価格と自治体から支給される補助金で運営されており、自治体からの補助金がないことはあり得ない。東京都は、特に補助金の種類と額が多く、その中でも保育士の人件費に直接充てることとされている保育士等

キャリアアップ補助金の額が最も多い。

フローレンスは、障害児向けの居宅訪問型保育事業をほぼ独占しており最大の受益事業者である。その代表理事(当時)が、客観性を欠く不適切な会計資料を二回も提出し、当該事業について公費の増額を要求することは、利益相反に当たるものと思料する。また、駒崎氏はNPO法人全国小規模保育協議会理事として会議に出席しており、居宅訪問型保育事業の有識者として出席はしていない。居宅訪問型保育事業については、その制度設計から研修制度に至るまで、公益社団法人全国保育サービス協会が政府に提言し、同協会の理事長は保育事業を営んでいない。小規模保育事業の有識者として会議に参加していた駒崎氏が、自らが独占的に実施する居宅訪問型保育事業に係る政策提言を行ったことについては、不穏当との指摘がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 子ども・子育て会議等の政府の会議の委員に任命された者が、政府に政策提言を行うことで直接の受益事業者となることは、利益相反行為に当たるか、政府の見解を示されたい。

二 政府委員の再任に当たり、過去に政策提言をした際の提出資料等の内容や、有識者として適切な提言内容であったかについて検証しているか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月六日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては、個別具体的内容や事情等により判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

二 について

御指摘の「政策提言をした際の提出資料等の内容」の「検証」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、国の審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の規定に基づき設置されている合議制の機関をいう。以下同じ。)の委員について、お尋ねの「再任」に当たっては、必要に応じて、過去の提言、活動、作成資料等の内容も確認しつつ、知識や経験等を総合的に勘案して、任命しているところである。

虐待判定ＡＩ及び相談事業ＡＩをめぐる利益誘導に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年五月二十八日

参議院議長 関口 昌一殿 浜田 聡

虐待判定ＡＩ及び相談事業ＡＩをめぐる利益誘導に関する質問主意書

読売新聞は令和七年三月三日、国が十億円かけて開発した児童相談所の「虐待判定ＡＩ」について、判定結果に六割の誤りがあることから、こども家庭庁が導入を見送ったことを報道し、国民の間にも多くの批判が起った。児童虐待防止緊急対策が閣議決定された平成三十年七月二十日の閣僚会議のわずか二日前に開催された自民党の児童虐待特別委員会において、認定ＮＰＯ法人フローレンス創業者の駒崎弘樹氏は、ＩＣＴの活用と称して虐待判定ＡＩの活用を要望した。当該要望により虐待判定ＡＩの研究が決まったと思料する。

駒崎氏は当該要望に際し、先行事例として三重県の虐待判定ＡＩを大々的に紹介していた。しかし、三重県では、児童相談所が「保護率三十九％」としたＡＩの評価も参考に一時保護を見送った結果、令和五年五月に女児が虐待死する事案が発生した。なお、児童相談所に虐待判定ＡＩを導入した当時の三重県知事は、ＳＮＳで駒崎氏の友人であると公言し、フローレンスに寄附をしていることも公表している鈴木英敬衆議院議員である。

当該要望が閣議決定され、福祉分野におけるＡＩ活用が既定路線になると、駒崎氏は加藤勝信衆議院議員や河野太郎衆議院議員に対し、「相談事

業ＡＩ」について積極的に政策提言した。令和六年五月三十一日に閣議決定された「こどもまんなか実行計画二〇二四」には、フローレンスが提言したデジタルを活用した相談支援が盛り込まれた。

また、駒崎氏は、政府が法律に基づかない「謎のＱ＆Ａ」によって、認定ＮＰＯ法人がＡＩ開発事業に寄附金を使用することを無意味に妨げていると主張し、令和七年二月に相談事業ＡＩ開発のための営利企業を創設した。

他方、虐待判定ＡＩの導入見送りが報道されたわずか三日後の令和七年三月六日、駒崎氏の営利企業が開発する相談事業ＡＩを自治体向けに宣伝するセミナーに三原じゅん子内閣府特命担当大臣（こども政策）が動画出演した。自らが直接の受益事業者となる事業を政府に政策提言することは、利益相反行為に類似するものと思料する。また、認定ＮＰＯ法人で開発することが不適切とされたことを踏まえて創設された営利企業において開発された相談事業ＡＩを宣伝するセミナーに、当該事業を管轄する大臣が参加することは、特定の事業者に対する利益誘導とみなされるものと思料する。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 虐待判定ＡＩの研究が閣議決定された平成三十年当時は、ＡＩの技術は発展途上にあった。また、先行事例とされる三重県の虐待判定ＡＩについては、令和五年に児童の虐待死事案が発生したように、実証効果が不透明であった。児童の生命に関わるシステムであるため、虐待判定ＡＩの導入には慎重な検討が求められてしかるべきであるが、駒崎氏の要望からわずか二日で閣議決定したことは適切であったか、政府の

見解を示されたい。

二 虐待判定ＡＩ開発を政府に提言した駒崎氏の営利企業において開発された相談事業ＡＩを自治体に宣伝するセミナーに三原大臣が動画出演したことについて、利益誘導に当たるか政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年六月六日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出虐待判定ＡＩ及び相談事業ＡＩをめぐる利益誘導に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出虐待判定ＡＩ及び相談事業ＡＩをめぐる利益誘導に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「虐待判定ＡＩ」及び「閣議決定された」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、これらが、それぞれ、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成三十年七月二十日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）における「集約した情報から事案の緊急性をＡＩを活用して判断する仕組み」及び同関係閣僚会議において決定したことを意味するのであれば、同緊急総合対策については、「国・自治体・関係機関が一体となって子ども

の命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、・・・関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこと」としているものであり、この策定に当たっては、関係府省庁において、国会における議論及び地方自治体、関係団体等の意見等も踏まえながら、「虐待死を防ぐため」の緊急に実施する重点対策及び「児童虐待防止のための総合対策」として各種の取組を盛り込んだものであるところ、当該仕組みについても、この一環として、御指摘の「要望」も含め、様々な意見等を踏まえ、総合的に勘案した上で、同緊急総合対策において、その仕組みについて「研究を進める」としたものであり、このことについて、適切性に問題があるとは思えない。

二について

御指摘の「セミナー」については、御指摘のように「営利企業において開発された相談事業ＡＩを自治体に宣伝すること」を目的としたものとは承知していないが、いずれにせよ、孤独・孤立に悩む当事者の支援を行う地方自治体及び事業者において、支援の担い手の確保が課題である中、当該支援を継続的に行っていくために、「デジタル技術の適切な活用」の検討も重要であると考えられるところ、孤独・孤立対策を担当する三原内閣府特命担当大臣（共生・共助）は、当該「セミナー」に「動画出演」し、その重要性等について説明を行ったものであり、特定の「営利企業」のデジタル技術を推奨したものではなく、御指摘のように「利益誘導に当たると」は考えていない。

議員赤池誠章君に対する審査申立ての件
審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員赤池誠章君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集団的・組織的に行われていたことが判明する中、議員赤池誠章君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員赤池誠章君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員井上義行君に対する審査申立ての件
審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員井上義行君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集団的・組織的に行われていたことが判明する中、議員井上義行君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員井上義行君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員石井正弘君に対する審査申立ての件
審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員石井正弘君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集団的・組織的に行われていたことが判明する中、議員石井正弘君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず

ず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員石井正弘君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員石田昌宏君に対する審査申立ての件
審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員石田昌宏君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集団的・組織的に行われていたことが判明する中、議員石田昌宏君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員石田昌宏君は、右に係る政治資金収支報

告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員上野通子君に対する審査申立ての件
審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員上野通子君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集団的・組織的に行われていたことが判明する中、議員上野通子君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員上野通子君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員江島潔君に対する審査申立ての件審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員江島潔君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員江島潔君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員江島潔君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員衛藤晟一君に対する審査申立ての件審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員衛藤晟一君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員衛藤晟一君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員衛藤晟一君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員太田房江君に対する審査申立ての件審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員太田房江君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員太田房江君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず

ず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員太田房江君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員岡田直樹君に対する審査申立ての件審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員岡田直樹君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員岡田直樹君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員岡田直樹君は、右に係る政治資金収支報

告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員加田裕之君に対する審査申立ての件審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員加田裕之君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員加田裕之君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員加田裕之君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員北村経夫君に対する審査申立ての件
審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員北村経夫君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集団的・組織的に行われていたことが判明する中、議員北村経夫君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員北村経夫君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員佐藤啓君に対する審査申立ての件
審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員佐藤啓君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集団的・組織的に行われていたことが判明する中、議員佐藤啓君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員佐藤啓君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員酒井庸行君に対する審査申立ての件
審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員酒井庸行君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集団的・組織的に行われていたことが判明する中、議員酒井庸行君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金

収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員酒井庸行君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員末松信介君に対する審査申立ての件
審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員末松信介君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集団的・組織的に行われていたことが判明する中、議員末松信介君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員末松信介君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に

鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件
審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集団的・組織的に行われていたことが判明する中、議員高橋はるみ君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員高橋はるみ君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員長峯誠君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員長峯誠君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。 一、事案の概要 派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員長峯誠君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。 一、審査の結果 議員長峯誠君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。 議員西田昌司君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員西田昌司君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。	一、事案の概要 派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員西田昌司君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。 一、審査の結果 議員西田昌司君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。 議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。 一、事案の概要 派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員野上浩太郎君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず	わらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。 一、審査の結果 議員野上浩太郎君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。 議員羽生田俊君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員羽生田俊君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。 一、事案の概要 派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員羽生田俊君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。 一、審査の結果 議員羽生田俊君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。	告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。 議員橋本聖子君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員橋本聖子君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。 一、事案の概要 派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員橋本聖子君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。 一、審査の結果 議員橋本聖子君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。
--	---	---	---

議員堀井厳君に対する審査申立ての件審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員堀井厳君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員堀井厳君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員堀井厳君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員松川るい君に対する審査申立ての件審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員松川るい君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員松川るい君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員松川るい君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員宮本周司君に対する審査申立ての件審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員宮本周司君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員宮本周司君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず

ず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員宮本周司君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員森まさこ君に対する審査申立ての件審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員森まさこ君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員森まさこ君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員森まさこ君は、右に係る政治資金収支報

告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員山崎正昭君に対する審査申立ての件審査報告書要旨

令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員山崎正昭君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。

一、事案の概要

派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員山崎正昭君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。

一、審査の結果

議員山崎正昭君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。

政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。

議員山田宏君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員山田宏君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。 一、事案の概要 派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員山田宏君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。 一、審査の結果 議員山田宏君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。 議員山谷えり子君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員山谷えり子君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。	一、事案の概要 派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員山谷えり子君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。 一、審査の結果 議員山谷えり子君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。 議員山本順三君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員山本順三君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。 一、事案の概要 派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員山本順三君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。	ず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。 一、審査の結果 議員山本順三君は、右に係る政治資金収支報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。 議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件審査報告書要旨 令和七年六月四日、政治倫理審査会会長から議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件審査報告書が議長に提出された。その要旨は次のとおりである。 一、事案の概要 派閥による政治資金パーティー収入の還付金等の不記載等が複数年にわたり、かつ集团的・組織的に行われていたことが判明する中、議員吉川ゆうみ君について、派閥による政治資金パーティー収入の還付金等を受領したにもかかわらず、自らが代表者を務める政治団体の政治資金収支報告書において適正な記載を行わず、政治資金規正法の規定に違反している旨の文書を添えた申立書が会長に提出された。 一、審査の結果 議員吉川ゆうみ君は、右に係る政治資金収支	報告書の提出に関して、民主政治の健全な発達に鑑み、政治的道義的に責任があると認められる。 政治倫理審査会規程第三条の規定による勧告は、協議が調わないため、行うに至らなかった。
--	---	--	---

